

590-255



1200501525619

590
255

支那展望

一九二九年支那年史

榛原茂樹著



榛原茂樹

支那展望

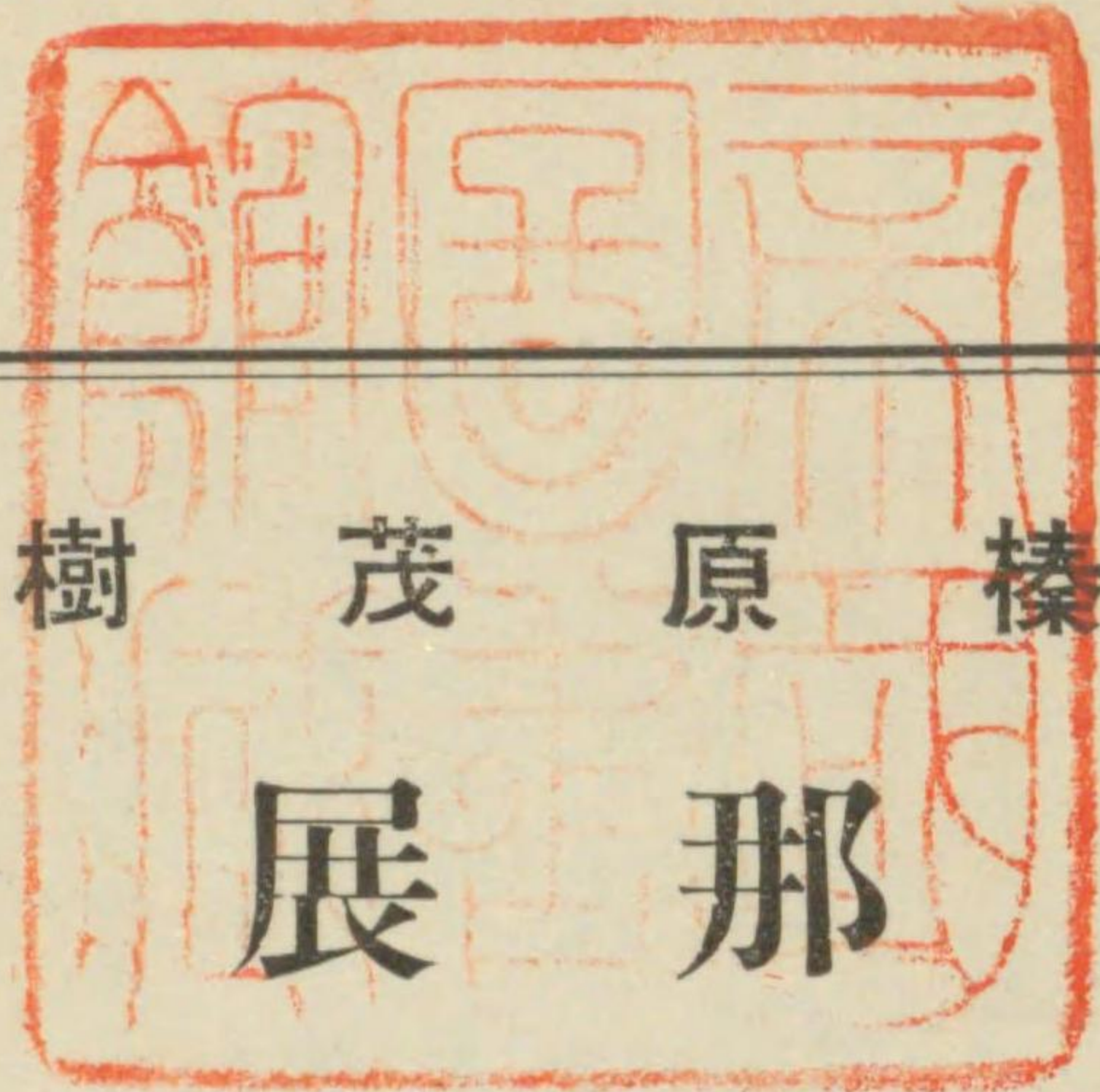
一九二九年支那年史

173

東亞研究會版

支那發展
1929

支那研究會



樹 茂 原 榛

望 展 那 支

1 9 2 9

版 會 究 研 亞 東



590-255

自序

新聞社の支那技師として、編輯局の窓から支那大陸の風雲を展望すること、それが私の今の仕事である。展望して得たところを、その都度これを紙上に発表したものが、積り積つてこの一巻となつた。書くべくして書けなかつたトピツクもあり、編輯の都合で反古籠に葬られたものもあり、ために記述に脈絡を欠き、支那年史として不十分なのは残念だが、そのかはり年表をつけて置いた。拔萃帖の片隅から救ひ出されて、パムフレットに出世することの出来たのは、全く東亞研究會の好意に依る。記して感謝の意を表するものである。

一九三〇年一月

時事新報社外報部にて

榛原茂樹

内 容

一 日支條約改訂の問題……………一
日支通商條約の改訂と其對策……………一
日支條約改訂の三問題……………一四

二 支那の反日排貨運動……………一七
深刻化し行く排日の真相……………一七
惡化せる排日運動……………三三
條約改訂交渉と排日排貨……………三五

三 領事裁判權問題……………三八
法權撤去尙早論……………三八

法權撤去の過渡的辦法……………四一
 在支法權の漸進的撤廢……………四四

四

露支間の東支鐵紛爭……………四七
 支那の東鐵武力回收……………四七
 露國の對支最後通牒……………四九
 露支紛爭の結着點……………五三
 國境に於ける露軍の活動……………六六
 露國の積極行動と交渉の再燃……………六九
 露奉議定書の調印……………七一

五

一九二九年の支那政局……………七四
 馮の威嚇——蔣はどう出る……………七四
 第三次全國代表大會……………七七

大會の收穫は左右の決裂……………八〇
 廣西派の蹶起……………八三
 番茶の出がらし(馮の不滿)……………八六
 馮と共產派との合流……………八九
 蔣馮戰の口火を切つた韓復榘……………九二
 陰性の抗爭(禍根殘る西北支那)……………九四
 西北善後の悩み……………九六
 南北を貫く反蔣聯盟……………九八
 汪兆銘の鮮かな登場……………一〇一
 河南の戦局……………一〇三
 蔣介石の凋落……………一〇五
 同床異夢の右派と改組派……………一〇八
 蔣馮衝突の柳因絮果……………一一一
 反蔣運動は何故鎮まつたか……………一二一

日支條約改訂の問題

日支通商條約の改訂と其對策

現行の日支通商航海條約改訂の必要については、今更説くまでもない。交渉は政變の爲め多少遅延を免れまいが、併し早晚開始されるに決まつてゐる。濟南事件のやうな偶發的、一時的な出來事を解決するものとは趣きを異にし本質的永久的な性質を帯びてゐるものであるから、國民も當局者も愼思熟慮の要があらう。どんな條約が出來あがるかによつて、我國の貿易、工業、企業その他に重大な關係を及ぼすべきが故に、充分算盤玉をはぢいて打算的に冷靜にやつて貰ひたいと思ふし、

大體現状を著しく變更しない程度で片附けることが出來れば結構と信ずる。實際貿易上に急激な變化を來すといふことは、國民として甚だ迷惑なことなのである。談判の結果どの程度にまで現状を維持することが出来るか。この點を標準として成功不成功を判斷したいと思ふ。條約交渉で第一に問題となるのは關稅問題である。自主權を與へることについては、今日までの行掛りから見ても何等議論の餘地がない。たゞ問題はその條件である。先づ列國共通の條件から論じて見ると、例の厘金

廢止の件がある。北京關稅會議の唯一の成果である自主權恢復宣言と相並んで、一九二五年十一月十九日支那全權は左の如く聲明してゐる。

中華民國政府は厘金の裁撤と中國々定關稅定率條例とが同時に施行さるべきことを聲明し並びに民國十八年一月一日即ち一九二九年一月一日に於いて切實に裁厘を辨竣すべきことを聲明す

この聲明に關しては、これまで種々の解釋が行はれてゐる。即ち裁厘を以て自主權恢復の條件であるとするものと、さうではない、たゞ支那内政改善の意思あることを聲明したものに過ぎぬとするものと、二つの解釋がある。成程形式から見ると、裁厘は自主の條件になつてゐないやうに見える。併し自主權の與へられるその同じ日までに裁厘を實行するといふ約束なのだから、實際に於いて聯帶關係あることは争へない。列國としてはマツケイ條約以來、永年の間厘金廢止を主張して來た行掛りもあり、その體面上からいつても、はた又實際に於いて各國商民及び支那商民が、この惡稅に苦しめられることの多い點からいつても、どうしてもこれが廢止を叫ばなければならぬ義理合である。故に日支條約交渉に際しても、あくまでこの點を主張しなければならぬ。但厘金の廢止は非常な難事業で、専門家の間にも不可能論者が多い位だから、支那政府のはじめの聲明通り、自主權と同時に裁厘を完成せよといつたところで、到底出来る相談ではない。國定稅率實施後二年乃至三年の猶豫期間が必要である。勿論裁厘は列國共通の條件であるから、この猶豫期間に關しても、

豫め關係列國と打合せて置く必要がある。一部には裁厘を到底不可能事と見て、これを自主權恢復の條件とする考へを、列國に於いて拋棄してゐるといふ説が行はれてゐるが、私のきくところではまださうまではなつてゐない。少くとも表面上文章としてゞも主張して置くといふ考へが列國にあるやうである。厘金のやうな世界に比類なき惡稅を其まゝにホツたらかして置いてこれが廢止の義務を免除してやらうといふが如きは、新興支那に對する眞の同情ではない。可能であれ不可能であれ兎に角惡稅廢止の義務を認めさせるこそ、眞に支那を愛する態度でなければならぬ。

二

關稅自主權恢復に對する列國共通の條件の第二は、債務整理の問題であらう。尤もこの件に關しては、各國の熱心の程度が一様でない。英國の如きは不確實債務が少なく、それを整理するよりも關稅增收を以て、鐵道建設費などに充てた方がいゝといふ議論が有力で米國も同様不確實債務が少いのであまり熱心でない。これに反し日本は巨額の不確實債務を有し、殊に例の厄介な西原借款を持つてゐるので、どうしても債權整理の件を固執しなければならぬ。これがため先年の北京關稅會議では、日英兩國は正面衝突をやつた。米國がその間に立つて調停を試みたけれどもならず、會議は終に停頓してしまつた。實際關稅會議決裂の原因の大半は債權整理問題に在るのである。其

後本問題に關しては國民政府當局と非公式に折衝を重ね、支那側でも去る二月二日から實施される過渡稅率の交渉に際し、各國に對し『債務は整理する』といふ諒解を與へ、一年五百萬元を積立てて整理基金にする案を立てたといふ噂もあり債務整理に關する委員會をつくつて張競立氏を委員長として準備に努めてゐるとのことである。そして來る七月頃各國債權者會議を開いて諸般の協議をする運びになつてゐるといふ。この會議には日本から公森財務官あたりが代表となり各債權者側の代表も非公式顧問として後援することに内定してゐるといふ。この會議で英米側は償還順位について先年關稅會議の際の主張を繰返し、鐵道材料等の賣掛代金を第一位とし、政治借款などを後廻しにしたいと主張するであらうが、日本としてはあくまで平等整理の方針で進まなければならぬ。問題の西原借款に關しては、公森財務官の折衝の結果、國民政府の諒解を得てゐるとの説もあるが眞偽如何は疑はしく、もし諒解を得てゐないならば、恰もよし債權會議と並行して進められるであらうところの、日支條約交渉中に於いて、極力この件を主張しなくてはならない。成程西原借款は不評判きはまる借款である。併しその金は我國民粒々辛苦の結晶である以上、オミットされてもいゝといふ理窟は斷然ない。假令かなりの長期に亘つても構はないから、是非とも償還を認めさせなければならぬ。

三

列國共通の條件は、この外にもまだあるだらうが、主なるものは右に擧げた二ツである。次ぎに日本獨特の條件として考へられることは、第一に關稅自主權恢復後施行さるべき新國定稅率を出來るだけ現行過渡稅率に近からしむることである。急激な關稅引上げによつて、最重大な影響を蒙るのは貿易額最も多き日本であるから來るべき日支條約交渉中に於いて出來るだけこの點につき努力しなければならぬ。一九二九年二月一日から實施の過渡稅率は先年北京關稅會議に於いて各國委員間に略々同意を見たところの七種差等稅率を、支那が賢明にこれを參考としてつくつたものであるから日本に取つてさして苦痛でない。出來るならこの稅率を、五年なり十年なり實施して貰ひたいのであるが、支那といふ國際的小兒に自主權といふ正宗の名刀を持たせたが最後、どうせ關稅引上げなしには濟むまい。

さうした支那に對して『かういふ内容の國定稅率を定めて呉れ』といったところで、それは内政干渉だといつて受附けないかも知れぬ。努力しやうにも努力しやうのないことのやうにも思へるが、日支條約の成立によつて支那が一昨年來各國と締結した暫行條約が一齊に活を與へられ名實ともに自主權が取れる、その活殺の鍵を日本が握つてゐるのだから、少くともわが貿易太宗品に對し

ては、急激な引上げを行はないといふ位な諒解は得られさうなものだと思ふ。

四

なるべく現行税率を動かさないための努力を試みる一面、少くともわが對支貿易品中の太宗たる特種貨物に關しては何とか救済の方法を講じなければならぬ。これがかの日支互惠税率協定の問題である。この問題に關しては北京關稅會議の劈頭に於いて日置全權からその必要を述べ、引續き同第二委員會に於いて、日支の重要な貿易關係に鑑みて協定税率の商定を希望し、同時に支那側に於いてこれを商定する意思の有無を質し、これに對し王正廷全權は肯定の答へをした。そこで日本は更に公文書を發して互惠主義に基く協定税率の取極めを促したが支那側は日本の希望に應ずることを公文書を以て答へて來た。加之昭和二年一月二十日日本は改めて互惠税率協定の交渉開始を要求し、支那側はこれに對し同月二十七日附を以て一應の答覆を與へ、交渉開始に異議なき旨を聲明した。

これによつて見れば支那は大體互惠税率協定に異議がないものゝやうであるが併し事實は決してさうでない。現に昨年一月日支關稅條約成立の當時私がある實業家に新條約に對する批評を求めたとき互惠税率に關しては先年の約束はあるけれども、あれだけでは不安心である。今回のやうな時機を利用して、更に今一本釘をさして置く必要があつたとの答へを得た事實があり、更に最近日華經濟協會の某氏の論中「所期の如く互惠協約が出来るか否か聊か疑問だといはねばならぬ」といふ一句があつたことから考へて、どうも不安心でならない。といふのは支那側の態度が、おしなべて本問題に對して冷淡であり、中には極端な反對論さへ見ゆるからである。

今その主要な論點を見るに、

(一)日本の輸出品は互惠の利益に浴するものが多いが、支那の輸出品はこれに反す。眞の互惠でなく支那にとつて片務である(所謂「惠にして互ならず」といふ流行語を産むに至つた、その論據である)。

(二)日本輸出品は工業品を主とするを以て互惠協定は同種工業の支那に興起することを阻害す、故に互惠品目としては機械の一種に限るべし。

(三)日本の主張する互惠期限は長きに失す。

(四)日本の主張する互惠品目は多きに失す。

といふに在る。

これを左の日本備腹案(昭和元年十二月内定)と對比するときは日支雙方の意見にかなりな隔たりがあることが判る。

(一)協定品目は支那海關品目數の三割乃至四割見當とす。一九二四年本邦對支輸出額二億四千萬兩中、協定品目一億九千萬兩にて約その八割に當る。

(二)協定稅率は五分、七分五厘一割、一割二分五厘及び一割五分の五種差等稅率とす。

(三)期限は十二年とす。

(四)支那の對日輸出品中、互惠の範圍内に入るべきものは約一億一千万元とす。

日支兩國の見解はかくの如く格段な相違を示してゐるから、もし交渉開始されても折合ひがつかことは甚だ困難である。

しかし困難だからといつて止めるわけには行かない。あらゆる外交手段を講じてわが主張を貫徹する必要がある。互惠稅率協定を伴はない關稅自主權恢復は、ツマリ急激突飛なる關稅引上げとなり、わが貿易及び工業に大打撃を與ふることであるから、タトヒ協定品目の種類に於いて多少讓歩し、期限に於いて十年が七年になつても互惠協定だけは成立させなければならぬ。かくて我々は、互惠協定の成立と否とを以て、條約交渉成功不成功の標準とするものである。

五

關稅問題と相並んで日支條約交渉中の主要條件となるべきものは領事裁判權撤廢問題である。無條約國となつた獨露境を初め、白伊葡丁西各國はこれが撤廢を承諾し、英米佛諾蘭伯西等の各國に對しては一九二九年四月二十七日附で國民政府から治外法權撤廢の照會が發せられてゐる。近い將來に於て撤廢を見るべきことは疑ひないが支那の希望するやうに果して明年からこれを實行するかが出来るかどうか疑問である。といふのは支那側に治外法權撤廢の準備が出来てゐるかどうかが、一九二六年九月調印の法權委員會報告書中の「勸告事項」に見えた諸條件が履行せられてゐるかどうかが疑問であるからである。

念のために該報告書の第四部「勸告」から必要な部分を援用して見る。

委員は本勸告事項が相當に實行せらるゝに至らば諸國に於いてその各自の治外法權に關する權利を拋棄することを得べきものと認む。治外法權拋棄の上は關係國の人民は一般の國際慣行に從ひ、公正且衡平なる基礎に依り、居住及び營業の自由並びに私權を支那國の一切の部分に於いて享有すべきものとす。

この一段は、治外法權撤去の代償として、内地雜居の權利を與へらるべきことにつき、一本釘をさしたもので、けだし當然の措置である、而して勸告事項といふのは大體次のやうなものである。

(一)裁判所が、政府の行政その他一切の文武官憲の不當なる干渉に對し、有効に保護せらるべき

こと。

(二) 民法、商法、刑法、銀行法、破産法、特許法、土地收用法、公證人法の完成及び實施。

(三) 支那國法規につき不確實なところなからしむるため、その正式なる制定、公治及び廢止に關する統一的制度を設定且つ維持すべきこと。

(四) 縣知事衙門並びに舊式の監獄及び看守所廢止の目的を以て新式裁判所、監獄及び看守所の制度を擴張すべきこと。

(五) 裁判所看守所及び監獄並びにその職員の維持のために、相當なる財政上の施設をなすべきこと。

右の勸告事項中、その主要なる事項だけでも完成されたときは、各國は局部的或は部分的に治外法權を撤廢する相談に乗つてもよいといふことは、「勸告」中に見えてゐるが遺憾ながら今日の支那の現状はそこまでも達してゐない。

かつて北京にゐて法官養成に當つた板倉松太郎博士の意見で見ても最近支那を視察して歸朝した泉二新熊博士の談話で見ても、専門家の意見は撤廢尙早に一致してゐる、殊に支那司法制度の最大缺陷は、政治上の事情に災さるゝこと多き點であつて、時の爲政者の意思によつて裁判はどうにもなるやうな有様であり、司法權の獨立にはまだ餘程遠い。かやうな有様で治外法權の即時撤廢を要求するのは片腹痛い。かくいへば支那側では治外法權を拋棄した獨逸諸國人が安心して支那の國法に服従してゐるではないかといふだらうがこれは一方に治外法權を有する各國があつて、それがために支那側で多少遠慮する傾きがあり大した失態が暴露されないからである。それでも隨分亂暴なことがあるらしく、米國記者ソルスキイ氏は最近遠東時報誌上で本問題を論じ「治外法權を拋棄した各國民が、支那の國法の下に如何に苦しんでゐるか、そのドキュメンタリ・エヴィデンスを集めることは何等難事でない」といつてゐる。だが双方でかく言ひ張つてゐたのでは水掛論に終るから、此際日本が提唱者となつて、治外法權を有する各國の會議を開き、さきの法權委員會報告書に見えた漸進的撤廢の件につき協議を遂げることにしたらどうか。列國の思惑をも顧みず日支條約交渉に於いて、サツサと即時拋棄を約束するが如きは、決して賢明な策とは思はれない。況やこれを以て交渉の切り札視するに至つては、あまりに利己的だと私は思ふ。

近き將來のことではあるまいが治外法權全部拋棄の曉には、法權委員會報告書に見えた内地雜居の權利を獲得すべきは論を俟たぬ。白耳義の二の舞を踏んで空名だけを得て實際は支那に活殺與奪の權を握られるやうな、ブマな眞似はしてならない。

内水航行問題も亦相當面倒な問題である。内水といふうちには、内河及び沿岸航路を含んでゐるものであるが、これに關して支那がどういふ態度に出るか、いはゆる國權恢復の一つの現はれとして航行權の回收を持ち出し、各國汽船會社の進出を阻止しやうとするに相違ない。

併しこれは支那航海業の現状を顧慮しない主張であつて一九二七年支那沿岸貿易に就航した船舶は、英國一二、六三九千噸、日本一〇、六四七千噸、支那八、五九六千噸、其他四、一二五千噸で支那船舶のみを以てしては沿岸貿易の四分の一をも遂行出来ない状態である。

こんな有様で航行權の回收などは少し蟲がよ過ぎるやうに思はれるが、支那が大體この態度に出ることは疑ひないとすれば、日本としてはいかなる方針を取るべきか。

明治二十九年以來三十餘年の經驗を有し、對支商權の擴張に多大の貢獻をなしたわが支那内水航行を、支那のいふまゝに、然かもそれによつて彼我とも大なる不便を感ずることが判つてゐながらオインソレと抛棄してしまふことは絶対に出来ない。當然現状を維持すべきであり、支那が露國に松花江航行を許してゐる先例を採用して、堂々と突張つて差支へない。尤も支那がそれで片手落ちだといふならば、わが沿岸航路を支那人に開放してもよろしい。ところがこれについては各國が均霑して誰もが沿岸航路に就航することになるからいけないといふ議論が、我政府部内に多少あるさうだが、それは杞憂である。タトへ多少の不便はあつても支那内水航行權を抛棄してまでも我沿岸を閉鎖する必要はあるまい。相互開放、それが唯一の方法である。もしやむを得なければ特許制度を承諾してもいい。支那の腹案は實はこの特許制度にあるのださうでこれによつて特許料が取れるし、それだけ日本船舶に對してハンディキャップを附することになり、支那船舶に取つて好都合だからである。

この外租界の回收、租借地の還附、外國駐屯軍の撤去等、色々な問題が支那から持ち出されることだらうが、此等の問題は通商條約と直接の關係はない。對支同情論者は此等の案件についても支那との商議に應ぜよといふであらうが、私はこれに反對である。通商條約改訂交渉の範圍外だといふ理由を以てこれが商議を拒絶して貰ひたいと註文するものである。實際此等諸問題に關しては、支那としては今回これを持ち出さずとも、將來まだいくらかも機會がありさうなものである。

七

以上論じたところは主として支那から持ち出されるであらうと豫想される問題と、それに對する我國の方針とであつたが日本からも何か持ち出すべき問題はないか。差當り考へられるのは在支邦人企業の確保と排日の取締りである。在支邦人の企業が、支那政府の方針によつて多大の壓迫を被つた事例は、擧げるべくあまりに多い。將來かやうな事が起らないやうに通商條約の一項に於いて

これに關する保障を入れることは、必ずしも出来ない相談ではなからう。もしそれ排日取締の一件は、これを條約に入れるわけにも行かず、甚だ困つた問題であるが、併し決して放任を許さない重大問題である。條約交渉と並行して、別に徹底的取締りの交渉をやつてはどうか。上海日本商會議所金曜會は最近のパンフレットに於いて「條約改訂商議に入る前に排日取締の誓約履行を要求せよ」と主張してゐるが、私もこれに同感である。

これを要するに條約交渉に際しては、支那の道理ある要求と然らざるものとを嚴重に區別し峻拒すべきものは遠慮なく峻拒し一面列國と協調を念として苟くも抜け駆け態度に出でず、更に冷靜に算盤玉を弾くことを忘れてはならないと思ふ。換言すれば出来るだけ急激なる變化を避くることに歸する。空漠なる對支同情論は好事者流の論理的遊戯と見なしこれを高閣に束ねて可なりである。

日支條約改訂の三問題

芳澤公使歸朝以來、政府部内に於て協議中なりし日支通商條約に關する日本側成案は、五月廿二日の七省會議、廿三日の外務省會議並に二十四日の閣議を経て大體決定し、芳澤公使は此の結果を齎して二十四日發歸任した。六月一日の孫總理奉安祭終了後、芳澤公使は一旦北平の任に歸る筈なれば、交渉が開始されるのは、六月末もしくは七月初旬の頃と察せらるゝが、時期の如何は兎に角に本件交渉は早晩開始せる可きものであつて、之に依つて日支兩國の關係は新しき事態に適合して調整されるのであるから、我輩は當局者が慎重なる用意を以て事に當り、滞りなく功を竣へんことを希望するものである。

日支條約改訂交渉中に含まるゝ諸問題中、最も重要なものは關稅自主權、領事裁判權、内水航行權三件であつて、關稅自主權に關しては、先年我代表が北京關稅會議に於て、率先して支那の自主權恢復を主張したる行掛りあり、此主張は今日にても變更を見てゐないが、併し無條件に之を許容するものとは思はれない。第一に問題と爲るのは厘金廢止にして、支那は北京關稅會議に於て、列國の支那關稅自主權恢復宣言と相並んで、厘金廢止を宣言してゐるから、此公約の趣旨を重んじ、日本は自主權承認の條件として、支那をして廢止を實行せしめなければならぬ。尤も其即時廢止は支那の國情に鑑み餘程困難なる可きが故に、最短二年位の猶豫期限を與ふるを妥當とす可く、高率なる國定稅率を承認したる上に、厘金（一切の通過稅を含む）をも負擔せざる可からずとありては到底我貿易業者の堪へ得る所でない。次に條件の第二は互惠稅率協定の締結にして、之は北京關稅會議に於て公文交換を了し、締結の言質を支那から得てゐるもので、今回は必ず之を實行せしめなければならぬ。而して之が締結の標準となるものは、先年北京關稅會議に於て列國の間に同意成立し、一九二九年二月一日から實施されてゐる支那現行稅率にも、其趣旨を取入れられてゐる七種差

等税率である。日支貿易の現状を以てすれば、此税率は最適なるものであるから、此中より我貿易の太宗品たる特殊品目を擇び出し、之を互惠の範囲に入れることが必要である。期限に關しては十年を適當とするも、支那の希望を參酌して七年とするも差支へなく、他方我國の産業も互惠税率存續期間内に於て、其革新を圖り、新事態に適應するの用意を爲さねばならない。

領事裁判權撤廢に關しては、日本自身苦き經驗を嘗めて居り、支那國民の要望に對して、衷心同情を有するものであるが、不幸にして同國の事態は、一九二六年の法權委員會閉會當時より毫も改善の實を示さず、即刻領事裁判權を放棄するが如きは、實狀に適せざるものと云ふ可く、假に日本は之を忍ぶとするも、英米その他各國は到底支那の法律に服従するを肯ぜざる可きを以て、日本としても英米の立場をも考慮し、出来るだけ協調を保つ必要があらう。場合に依りては本件を日支條約交渉の範圍より切り離し、法權に關する列國會議（調査委員會に非ず）開催に導くが、或は策の得たるものであるかも知れない。又内水航行問題に就ては、支那は露國に對し松花江航行を許容せる先例あり、援いて以て我既得權保留の理由とす可く、進んで此權利を相互的たらしむるも毫も妨げない。要するに交渉に際しては兩國特殊の事情に鑑み、日支貿易に急激なる變化を與ふるが如き改訂を避け、漸進的に支那の要望を達成せしめ、更に列國と關涉ある問題に關しては、努めて協調を遂げ以て、對支關係の改善を期せんことを望むものである。

支那の反日排貨運動

深刻化し行く排日の真相

一

悲鳴——といつては重々相濟まないが、最近支那各地、上海、漢口、天津諸地方の在支邦人商工會議所から、反日排貨運動に關するパムフレットの寄贈を受けて、私はそこにたゞならぬ何物かを感じた。ほんとうに苦しんでゐるな、氣の毒だ、何とかしたいといふ考へが私の頭に上つた。差當りそのパムフレットを其儘掲載、とも思つたが、如何にせん一部の書をも成すべきほどの分量なので、それも出来ない。それで以下、大略その要を摘んで讀者に報告し、以て如何に今回の反日排貨運動が深刻であり、その解決が日本に取つて喫緊事であるかを立證したいと思ふ。

二

排日運動は今回始めて起つたものではない。明治四十年三月、第二辰丸事件によつて起つたの

を發端とし、安奉線問題、二十一ヶ條問題、青島回收、旅順大連回收、五卅事件（上海事件）、第一次山東出兵問題等によつて、その都度火の手が上がり、今回濟南事件によつて起され、現に繼續しつつあるものは實に第八回目の波頭であるが、その間彼等は絶え間なき運動によつてその手段益々巧妙となり殊に聯俄容共政策（ロシアと結び共產黨を容納する政策）の採用によつていはゆる細胞組織を學び、後ロシアと絶ち共產黨を放逐したけれども、その手段のみは決してこれを棄てず、今日に至つては世界に比類なき周到綿密な排貨手段を完成してゐる。即ち現國民政府の母體である國民黨中央黨部が後楯となり、その御聲がかりの下に各地の反日會なるものが産まれ、その聯合機關として全國反日會が組織せられ、その發布せる對日經濟絶交計畫によつて反日排貨の運動が整然と方式づけられてゐる。就中有效なのは救國基金の徴收と懲辦奸民條例の強制執行とであつて、前者によつて運動資金を得ると共に、後者によつて商民に私刑を科し、暴力を以て日貨取扱を禁止することが出来る。

三

此等の諸點が大掴みに言つて今回の運動の特徴であるが、在支邦人商工會議所の報告は、更にこれを左の通り詳説してゐる。

- (一) 國民政府がその對日交渉を有利に展開せしめんとする意識的策動と、聯俄容共以來支那の民心に浸潤した左傾的傾向と、一部職業的指導者の盲動とが合流して、根強い運動を激發せしめたものである。
- (二) 黨部が直接指導者であること、換言すればすべての運動が國民政府の方寸から出てゐること。
- (三) 組織極めて鞏固で、行動あくまで徹底的なること。
- (四) 目標を不平等條約撤廢に置いて居り、永續性あること。
- (五) 現代的運動團體たる體制を備へ最新式の組織的方法を採り一定の軌道を事務的に進行し、決して烏合の衆でない。第三インタナショナルの系統的細胞組織と、統制ある運動方法とを巧みに支那流に取入れ、その骨法を應用してゐるのが中央黨部であり、全國反日會であり、各地反日會である。
- (六) 全國反日會大綱といふ各地反日會を組織する一定の型があつて、各地に於いて諸民衆團體から各代表者數名を選出して代表大會を組成し、その會に於いて執行委員及び監察委員を選出し更に執行委員會に於いて常務執行委員を選出し、常務執行委員の行動は畢竟各地の諸民衆團體を代表して行ふものであるといふ權限の基礎を有する委員制を採用してゐること。
- (七) 全國反日會に於いて對日經濟絶交計畫を發布し、各地反日會の活動方式を一定してゐる。即ち日本よりの輸入品、日本向輸出品、日本汽船に對する抵制方法を規定し、殊に日本輸入品

に對しては登記、定率による救國基金の徴收を強制し、その登記の上救國基金を納附したも
のには通行證を發給すること等を規定し、各地反日會をしてこの一定の方式に據らしめて
る。一種の政治團體に過ぎない反日會が、あたかも國家の一機關であるが如く行動し特に日
本品に限り最高九割、普通五割の高率なる税金類似のものを徴收する法令のやうなものを發
布し、これを強制實施すること。

(八) 全國反日會から懲辦奸民條例を發布し、各地反日會はこれを金科玉條として商民を脅迫せし
めてゐる。即ち對日經濟絶交計畫に反するものを奸民となし貨物沒收、罰金、奸民の姓名及
び違反事實を中央黨部及び政府に申告してその業務上必要な公權を停止せしむること、奸民
所住地の新聞紙上にその姓名住所及び違反事實を掲載し、且つ群衆注目の場合に奸民牌を樹
立すること、最も重き罰は本人の動産不動産の一切を沒收し、且つ法律上賦與せられた保障
保護及び一切の權利を停止すること等を臆面もなく規定してゐる、法治國に於いては憲法に
依り保障せられてゐる個人の財産權及び公權を、支那に於いては國家の機關でもない一政治
團體が、かくも容易に侵害する法令の如きものを自由に發布してゐる。法治國に於いては國
家が議會の協賛を経て發布する刑法でなくては規定し得ぬ罰則を、反日會なる政治團體はか
くも容易にこれを發布し、しかも法治國に於いては裁判所の判決によるに非ざれば處罰出來

ないものを、反日會執行委員會は勝手に判決し白晝公然刑を執行してゐるのである。而して
諸條約國に對して治外法權撤廢を要求しつゝある支那政府は、この懲辦奸民條例の存在を默
認し、その商民に對して國家の刑法同様に有効に實施されつゝあるを容認し、私刑的罰則た
る強制的救國基金徴收換言すれば一種の強盜行爲を默許してゐるのである。かやうな國憲案
亂的行爲が、今回の運動の基礎となつてゐること。

(九) 中央黨部が專横を極め、國民政府がその掣肘を受けてゐると同様に、反日會所在の各省市政府
は省市黨部を母體として反日會が産れ、これを省市黨部訓練委員會が手鹽にかけて育て、來
た關係上、否省市黨部と反日會とが大抵の場合異身同體である關係上、到底反日會の横暴を取
締り得ない立場に在るので日本が如何に正面から交渉しても無効である。いはゆる暖簾に腕
押しの種類である。何分にも市黨部の仕事ですからと困つたやうな顔附きをして遁辭を構へる
のは、まだしもいゝ部でヒドイのになると反日會の検査員を保護したり、押收日貨の一部保
管を警察分署で引受けたりしてゐる。商民の嘆願も日本の正面からの交渉も抗議も、同様に
無効である。従來の排日運動では多少この傾きはあつたが、今回はそれが益々顯著である。

(十) これまでの排日は表面は商民が主體となり、發起人等に學界言論界の有力者を連ねることに
なつてゐた。だから總商會、綿絲布同業組合其他各業同業組合の抵制決議は、彼等當業者自身

困難を感じ來るに連れて緩和され内密の賣買も行はれ、一三ヶ月で有名無實に終る常例であつた。所が今回は當業者以外の相當教育はあるが經濟の實情に通ぜぬ青年によつて反日會が牛耳られロシア式方法で周到緻密な手段を講じてゐるので内密商賣も行はれず、主腦者たる青年輩は商賣上の打撃などは他人の事なので氣に病まず、却つて救國基金徴収で儲かるといつた理窟でいつまでも續ける氣でゐる。永續性あり、何時終熄するか見込みつかぬこと。

大體かやうな特徴を持つた今回の運動が、却々終熄しないのは當然で、その結果日本の被つた損害は頗る大きい。一例を排貨の最も盛んである上海に取つて見るに、前年度は長江並に奥地一帯に亘る動亂によりすべての經濟機關が抑塞せられ、日本の對支輸出が異常に減少した年度である。従つて昭和三年度に於いて對支輸出がこれより多少増加すべきは、貿易の趨勢及び現時日支經濟の實情から見て當然であるべきに拘はらず、前年度より減少したこと、これだけでも今回の反日排貨による打撃が深甚であることの證左である。しかもこれ等日本から上海地方に輸出された貨物は、そのほとんど大部分は空しく上海の倉庫に山積せられてゐるのである。輸出統計の數字面では僅少な減少でも、實際上は反日運動以來輸出なかりしものと同様である。

四

茫々たる支那中原に、一個の巨大な怪物が徘徊してゐる。それは全國反日會である。對日本關係の上からのみ見るとき、それは政府外の政府であり、主權外の主權である。どうしてかういふ怪物が出来たか。

第二辰丸事件以來二十數年間に亘る排日運動の成果、とも考へられるが、直接の成立原因は一九二八年五月の濟南事件である。同事件の發生は五月三日であるが、九日になると早くも上海に於て上海各界抗日軍暴行委員會なるものが成立した。これは對日ボイコットを目的とし、全上海市民大會から二十一團體を推選してその組成分子たらしめたのであつて、いはゆる上海反日會である。これによつて各地に反日會が成立したが七月二十一日上海反日會は全國民衆の反日力量を集中するの必要を感じ、主唱者となつて全國反日團體代表大會を上海に開催した。此大會には十五省四十餘地方の反日團體代表八十餘名が出席し、七日に亘つて會議した結果、全國反日大會の名の下に永久的機關とすることになり、出席者全部加盟したが、今日では加盟團體三百五十餘に及んでゐる。その綱領は、全國の民衆を團結して系統ある組織となし、革命の精神に基き對日經濟絶交を實行し以て日本帝國主義を打倒す（全國反日會組織大綱第二條）といふに在る。組織單位は縣市或は海外の反日會で、全國代表大會を以て最高議事機關とし、その閉會期間中は執行委員會が最高機關となり、執行委員會を招集し得ないときは常務委員會が最高機關となる（同第三條及び第五條）。代表大

會は省、特別市、海外反日會より代表三名を推舉してこれを組織する（この推舉は各縣代表大會の推薦を経ることになつてゐる）。この代表大會から執行委員（十五名）が選ばれ、そのうちの五名が常務委員に互選される。十一月十日の執行委員會議で、常務委員に當選したのは南京、上海、山東北平、江蘇の五區であつた。

かくの如く本會は上海反日會の主唱の下に成立したものであるから、従つて陳德徵（民國日報主筆、上海特別市黨務指導委員兼宣傳部長）王延松等が指導人物となり宛然上海反日會の附屬物の觀があつたが十一月十日第三次執行委員會議で汪竹一、夏天等、中央黨部に接近せる學界有力者の主張勝を制して南京移轉の議が可決せられ、同時に陳等は常務委員に落選したため、一轉して中央黨部の排日機關となつた。

全國反日會成立後の第一の仕事は、對日經濟絕交計畫大綱の發布である。これは九月十八日の第二次執行委員會議で決議されたもので全文十三條から成つてゐるが、その主なる規定は次の通りである。

- (一) 對日經濟絕交の範圍は輸出輸入金融交通の四ツである。
- (二) 輸出品は絶對的禁止品、相對的禁止品及び不禁止品とす。絶對的禁止品は糧食、棉花、麻、石炭、鐵、樟腦、桐油及びその他の重要原料、相對的禁止品は國內に剩餘ある國產物、國內工

場の消化し得ざるもの、一時に或は財力なくして貯藏し得ざるもの。不禁止品は奢侈品。

- (三) 文化交通上、醫藥上の物品及び日本所產の物品にして、支那の製造上生活上缺くべからざるのみならず代用品なきものを相對的輸入禁止品とし、それ以外は絶對的に輸入を禁止す。

- (四) 日本貨幣紙幣を使用せず、日本人銀行の預金を全部引出し日本と爲替を取組まず。

- (五) 日本汽船に乗らず、日本品を運送せず、入港船舶の貨物を陸揚げせず。

- (六) 五月（一九二八年）三日以前に仕入れた日本品で、まだ販賣しないものは規定期間内に所在地の反日會に登録すべし。期間内に登録せぬときは沒收して公有に歸す。絶對禁止の日貨に對する通行證は民國十七年限りとし以後は一切無効とす。

- (七) 登記後は委員會議の検査を経た日貨は救國基金を納附すべし。その率は奢侈品絹絲玩具の百分の九十から醫藥の百分の十まで二十種に分けてある。相對的輸入禁止品でも百分の五を徴する救國基金納附濟の日貨には、全國反日會の通行證を下附し販賣を許す。

五

經濟絕交計畫に續いて全國反日會はその施行細則として懲辦奸民條例を可決發布した。この内容の重要な點を擧ぐれば

(一) 對日經濟絶交を勵行し奸商の仇貨(日本品をいふ)及び輸出禁止品を販運するを杜絶するた
めに本條例を制定す。

(二) 懲戒方法は左の三種とす。

(1) 名譽懲戒 奸民所在地の新聞紙に奸民の姓名原籍及び寫眞並びに犯案事實を掲載すると共
に奸民牌を群衆注目之地に樹立す。

(2) 公權懲戒 奸民の姓名及び犯案事實を中央黨部及び政府に申告してその業務上必要なる公
權を停止す。

(3) 金錢懲戒 一萬元以上を一等罰金、五千元以上を二等罰金一千元以上を三等罰金、一千元
以下を四等罰金とす。

(三) 日本商と合資營業する者は出資金を沒收し一等罰金に處し公權懲戒を加ふる者十六個の場合
を列擧し、殆んど日貨取扱を不可能ならしめてゐる。

(四) 外人と結託しその特殊の庇護を得て懲戒に抗拒する者に對しては、全國反日會の議決を経た
後其動産不動産を沒收し、並びに其法律上賦與の保護及び一切の權利を停止することを得。

經濟絶交計畫大綱と懲辦奸民條例、此二つを武器として各地の反日會が自國商民に對して
執つた手段は、その時々支那から傳へられた通り、救國基金強要、日貨検査沒收はいふも更

なり、揚句の果は所謂奸民を容れる木製の檻をつくつてこれを十字街頭に立て、經濟絶交計畫大綱
に違反した商民を監禁するの暴狀を敢てするに至つた。

殊にヒドかつたのは上海の龔芳來事件である。龔は共同租界廣東路の食料品店悅來南貨號の經營
者であるが、日本品たる砂糖、海産物、味の素等を販賣した廉により救國基金五萬元を要求された
のに應ぜず、かつ反日會検査員の帳簿検査をも峻拒したので、反日會では一月二十四日多數の検査
員を派遣し、暴力を以て龔を拉致し「奸民龔方來」と大書した白衣を着せ「貪利金錢」と認めた白
帽をかぶらせ、荒縄で腰を縛し銅鑼を打鳴らして白晝上海の街路を引廻し、さらし物にしたのであ
る。これに類似した事件も上海の支那街では度々行はれたが、それは苦力階級のものであつたのに
龔は相當身分ある商人であるので世人は今更ながら反日會の暴狀に瞠目したのであつた。

それでかやうにして彼等が強取した救國基金は、およそどれ位になつてゐるかといふに一九二
八年末までに八十萬元と反日會で發表してゐるが、實際は二百萬元以上に達するらしく、これを何
に使つたかといふに、救國基金徵收及使用條例(經濟絶交計畫大綱の施行細則の一)によると十分
の八を軍備献金費、國際宣傳機關創設費、失業工人救濟費、日貨代用品工場設立費、濟南事件救恤費
に充て、残り十分の二を反日會經費に充てると規定してはあるが、私利に拔目ない彼等職業的排日
業者のこととしてゴマかしや費消の醜聞が絶えず、江蘇反日會の如きは、全國の各反日會に通電し

て、救國基金の取扱ひを嚴正廉潔にせよと主張したことさへある。上海總商會派の馮少山等が、救國基金の流用を見越して中華國貨公司の設立を目論み、中央黨部の指令を経て細物工場を創立する計畫を立てたのなどは、まだしもいい方であらう。

かくの如く經濟絶交計畫大綱と懲辦奸民條例とを振りかざして排貨に没頭すると共に、一方反日宣傳は怠らずやつてゐる。

即ち各新聞紙をして反日記事を掲載せしめ反日思想を鼓吹する事（上海に在る黨の機關紙民國日報は、「反日週刊」といふ週報を出してゐる）、「五三半月刊」の發行、五三國耻歌の制定（五三は濟南事件を指す）、反日ポスターの貼布、傳單（ビラ）の撒布、反日講演、假裝講演隊の組織、學生の示威運動、反日週間、反日民意測驗答案の募集等、誰が考へ出すのか知らないが奇策（？）盡くるところなく殊に小學生に對し反日常識のメンタル・テストを課するに至つては彼等の執拗さにオツたまげざるを得ない。——だが之等反日宣傳の効果は、すぐには目に見えて來ないからまだいゝとして、茲に支那商民に對する致命傷ともなるべき一事は、一九二九年一月十九日舉行の第四次全國反日會執行委員會で可決された二月十日以後日貨賣買禁止の決議である。もう相對的禁止品も何もあつたものではない。全然日貨を取扱ふことが出來なくなるのである。たゞしかしこれは一寸實行されさうになく、執行委員會自らも五月三日までの猶豫期間を認めてゐるやうな次第だが、多少安

全辦の作用をしてゐた救國基金制度が廢止されるため、反日會の懲辦奸民條例適用は益々深刻となり、一種の恐怖時代を現出しはせぬかと豫測される。

六

以上は反日運動によつて支那商民の受けた被害を主として觀たのであるが、在支邦人の受けた損害は勿論頗る大きい。先づ第一に漢口事件がある。暴力を以て租界回收を企て公安局（警視廳）自ら反日會の一分子となり、邦人の糧道を絶ち、使用支那人、工人を使喚して罷業を斷行せしめ、婦女子小兒に對する壓迫をすらやつてゐる。反日どころの騒ぎでなく、日本を以て敵國とする仇日運動であり、見様によつては戰爭の原因ともなるべきものである。次いで北京の順天時報壓迫、中華滙業銀行の乗つ取運動は邦人の正當なる企業に對する壓迫である。

其他邦人所有日本品の抑留は、上海に於いては一月十九日までに三十餘件に上り、被害金額概算十五萬元に上つてゐる（勿論このうちには返還せられたものもあるが）。其他、

(一) 契約不履行に因る損害。

(二) 滞貨に因る損害。

(三) 賣掛代金回取不能の損害。

- (四) 賣上高の減少。
- (五) 新規商談の減少。
- (六) 金融の必要に迫られた投げ賣に因る損害。
- (七) 代用品出現に因る損害。
- (八) 商標權の侵害。
- (九) 永年賣込みたる商標拋棄の損害。
- (一〇) 汽船積荷の減少。
- (一一) 事業の縮小、操業短縮、熟練職工引抜きに因る損害。
- (一二) 罷工工場閉鎖に因る損害。
- (一三) 排日なかりせば當然得べかりし利得。

等に關しては、上海、天津兩商會議所から斷片的報告が届いてゐるが、さてそれでは排貨に因る日本の損害額はおよそ幾許であるかといふ問を發せられるとハタと當惑する。如何なる専門家といへども一寸算出は六かしからう。しかしたゞ莫大な損害だといふばかりでは、世人は決して満足出來ないだらうから、これは一ツ本邦並に在支商會議所に於て聯合して徹底的調査を遂げ、支那の反日排貨運動のために、日本の商工貿易業者はこれ位の打撃を受けたといふことを、國民に周知さ

せる必要があると思ふ。

私がこの言をなすのは、排貨は其實大した影響を日本品に興へ得るものではない。排貨運動の實害の一半は支那商人乃至ファイナルコンジューマーたる支那人自身が負ふものであるから、遠からずして終熄する。といふ論者が大多數を占めてゐると信ずるからである。故に不必要と思はれるほど詳密に、今回の反日排貨運動が、二十餘年の經驗を集め大成したものであり、上に世界の驕兒たる國民政府の指揮あり、下に「種族蔑視」の根本的反感を懐ける國民あることを指摘したのである。

七

對策如何。先づ反日排貨の徹底的調査をなして國民に問題の重大性を知らしめ、一面政府を督促して濟南事件を解決させ、直に條約改正交渉に入り列國とイクオールフテングに立つて改めて反日排貨運動に直面して見たい。世人或は濟南事件は支那人の口實に過ぎない。濟南事件が片附いたとて反日排貨運動など終熄するものかといふものもあらう。かういふ論者に私は問ひたい。勿論濟南事件が片附いたとて却々反日運動は止まないだらう。しかし今のまゝに放任して置いて、いつまでも口實を興へつ放して置くのと、アツサリ撤兵してこの不快な事件を世人の視野から取り去るのと、どちらが伶俐か。行掛りに拘泥して貴重な國幣を溝に捨てるよりは、その金で在支邦人を救濟した

方がどれだけいゝか分らない。反日排貨運動の終熄を目標とするとき、濟南事件の解決はベストではないがベターであることは疑はれぬ。

條約改正も今日必要でないといふ論者もあるが、關稅會議で危む列強をリードし、關稅自主權を支那に與へたのは何國であつたか、さきに日本に引ずられた列強は、英米はじめ支那局面の變化に善處して涼しい顔をしてゐるのに、日本だけがマゴ／＼してゐるのは、見つともよくはない。而も條約改正が完成されたところで、それは日支の間に極めて尋常な關係が成立したといふ意味であつて、ツマリ支那が暹羅と同列になつたといふだけのことではないか。

出来るだけ手段を講じて見てまだ支那が反日運動を止めないならば、その時こそ報復手段もよからう。消極的に原料を支那に求めずして他國に代用品を發見し、或は生産を減じ事業を縮小して排貨による損害の減少をはかることも一策であらう。當今の政策としては先づ日支關係を極めて尋常な状態にかへして見るのが急務でなければならぬ。

悪化せる排日運動

支那に於ける反日運動は、最近ますます／＼深酷を加へ、日を逐ひていよ／＼悪化し、國民政府にして若し此上尙取締を怠るに於ては日支關係に重大なる惡影響を來たすの虞れがある。明治四十年三

月、第二辰丸事件以來行はれたる排日運動中、顯著なものを算へても、奉安線問題、二十一箇條問題、青島回收、旅順大連回收、五卅事件、第一次山東出兵問題等七回に及び一昨年五月の濟南事件に依つて起つた今度の反日運動は、實に其第八回目であるが、此間支那は(一)屢次の經驗に依つて排日手段ますます／＼巧妙を加へ、(二)勞農ロシアとの聯絡に依つて其方法を學び、(三)所謂共產黨容納に依つて其戰術を做ね、以て今度の反日運動をして一層深酷惡辣、世界に比類なき惡性のものたらしめてゐるのである。即ち國民政府の母體たる國民黨中央黨部が後援者と爲り、全國反日會大綱なる反日憲法を制定し、各地の諸民衆團體より代表者を選出して代表大會を組成し、大會に於て執行委員及び監察委員を選出し、更に執行委員會より常務執行委員を選出し、常務執行委員の行動は即ち各地の民衆を代表するものであるとの理論的基礎を作り、斯くて全國反日會に於て對日經濟絶交計畫大綱なるものを發布して、各地反日會の活動方式を一定し、日本よりの輸入品、日本向輸出品、日本金融機關、日本汽船に對する排斥方法を定め、殊に日本よりの輸入品に對しては、登記、定率に依る救國基金を強制し、更に懲辦奸民條例を發布して、對日經濟絶交計畫大綱に反するものを奸民と見做し、貨物沒收、罰金、公權停止、動産不動産沒收、私刑を加ふる等、最も組織的、統制的に運動を遂行してゐるのである。邦人所有貨物に對しては、沒收後大抵返還されてはゐるが、併し漢口方面では、租界回收の魂膽をも伴ひて、經濟封鎖を行ひ、在留邦人に食糧品の供給をも絶

つと共に、婦女子小兒に對する壓迫までも加へてゐる有様にして、其實況は今や排日を通り越し、正しく敵對行動の實質を具備するに至つてゐるのである。

斯くまでに惡化したる反日運動を目して、國民政府は之を愛國運動なりと稱し、其取締を回避せんとしてゐるのであるが、而も此種の敵對行動を誘發し、國民間の反感を煽動せんとする惡戯を不問に附するのは、決して國民政府の信用を高むる所以ではない。日支間には今日尙不祥なる懸案が未決のまゝに存するも、兩國政府とも之を放置するには非ず、現に日支交渉は上海に於て兩國全權の間に進められ、我國は一日も早く濟南事件の解決を期し、更に進んで爾餘の懸案を解決して、速かに正常なる國交を回復せんと望むるのであるに拘らず、支那側が反日運動を以て、恰も外交上の掛引に利用するが如き態度を示して居るのは、我輩の甚だ不愉快に思ふ所である。國民政府は或は昨今の我政情を觀望して、交渉を有利に導かんと考へてゐるのかも知れないが、我政府當局者の地位に如何なる變化ありとも、日本國民は今の支那に於ける反日運動を以て最も不快とするものであるから、國民政府が我政情の變化に望みを屬するが如きは、皮相の觀察たるを免れない。左れば兩國相互の利益を破壊しつゝある反日運動は、結局支那自身を傷くるものに過ぎざるが故に、國內的には其内政の基礎を確立し對外的には國際的信用を高めて、以て一意建設の一路に進まんとする國民政府の新使命に鑑み、嚴に今の輕舉を戒めんことを警告するものである。國民政府の當局者



が、我政情の變動に架空の望みを掛けて、其國內の排日運動を使喚し、又は之を默過して、ますます惡性のものたらしむるに於ては、徒らに日本國民の對支感情を刺戟して、却て我國論を硬化せしむるの危險はあるも、之に依て政變を促進するが如きは愚か、後日政局に如何なる變動あらんも、支那が排日手段を外交の掛引に悪用すること斯の如しとありては、日本國民は遂に國民政府に對する信用の念を、著しく損せらるゝに至らざるを得ないであらう。即ち今の排日運動の激成と、國民政府の不取締が、我政情の變化に望みを屬するに因るものであるとすれば、畢竟皮相の觀察であると評する所以である。

條約改訂交渉と排日排貨

曩に東支鐵道問題に關し、露支兩國間に紛糾起るや、國民政府は同問題に就いて多少日本側の態度を顧慮するの必要を感じたものゝ如く、七月十八日附を以て全国各地の排日團體に對し、日貨の糾察、差押へ、罰金等の直接行動を禁止したので、各地排日團體は相續いて閉鎖された結果、日本商品に對する取引商談俄に活氣を呈し、各種邦人事業も亦漸く恢復を見んとするに至つた。併し過去十五箇月に亘つて猛威を逞しうした排日排貨運動が、單に露支問題に對する日本の態度を顧慮すると云ふ一片の理由だけで、果して完全に終熄するものであるかどうかは、何人も疑問とした所で

あつたが、兎に角に夫れまで到底排日取締りの誠意なしと見られてゐた國民政府が、排日團體閉鎖とまで讓歩したものであるから、少くとも半歳位は排日を停止するものと豫想した向きもあつたのに、然るに排日團體閉鎖を發令した七月八日より、未だ一箇月も経ざる八月下旬、國民政府は各省政府に對し、「今般國民黨中央執行委員會より、左記の通り通告ありたるを以て、各省政府は夫れ夫れ所屬機關に密令し、該趣旨を遵守せしむ可し」との前提を以て、排日排貨復活の密令を發したのである。右密令の内容は、「對日經濟絶交は元來國民の愛國心の發露なるが、從來その運動方法に就き措置を誤まり、屢々事態の紛糾を來せり。最近の調査に據れば、各地の廢約促進會に於て直接日貨の検査及び奸商の處分を行へる事實あり。此種直接行動は明かに中央の意思に違反するものなるを以て、爾今右の如き直接行動の取消しを命ずると共に、各地商人團體をして自發的に救國の責に任せしむる事とせり。若し商人團體にして違反者の検査及び處罰を行はざるときは、該商會を嚴罰に處す。斯くして今後事態の紛糾を避け、圓滑に經濟絶交を進行せしめんとす。之が實行方法に就いては、既に中央訓練部に命令せり。中央執行委員會は右に就き各級黨部に密令を發し、各地廢約會救國會及び商人團體にも嚴命する所ありたり」と云ふのである。之に據れば國民政府は排貨の停止鎮壓どころの騒ぎでなく、一層巧妙な方法を案出して、ます／＼本運動を使喚煽動するの新決心を爲したものと解釋せざるを得ない。反日團體存在の當時に於ては、一般商人團體は寧ろ之と利害相

反する立場に置かれ、假令商人團體が排日運動に加入することありしとするも、夫れは幾分にも商人自體の利益を擁護せんが爲めにしたものであつて、反日運動は商人團體の排日會加入に依つて、事實上多少緩和されてゐた實情であつたのに、右最近の密令の結果、商人團體は直接國民政府及び中央黨部の命令の下に對日經濟絶交を嚴命せられ、且特有の細胞組織に依つて、密令の趣旨は中央黨部より各級黨部、國民政府より省縣政府へ洩れなく傳達せられて居るが故に、商人團體としては絶對絶命の窮地に瀕するものであるのみならず、對日經濟絶交に努めざるときは、國法に依つて處罰せられることゝ爲つたのである。

商人團體の自發的行動であるとのカモフラージュの下に、飽まで排日運動の貫徹に努めんとする國民政府の不信に對し、我外務省は出先官憲をして一應抗議せしめたやうであるが、固より暖簾に腕押しの種類にして、所詮實效を收め得べしと思はれない。今一層有效なる手段に依つて、斯る不信の排貨運動を絶滅せしむる爲め、近く開始せられんとする日支通商航海條約改訂交渉の機會に、屹度反省を促すの態度に出でんことを期待するものである。尤も我在支實業團體中には、排貨運動が完全に終熄するまでは、條約改訂の商議に入る可からずとの強硬説も行はれてゐるのであるが、我輩は兎に角に改訂交渉を開始すると共に、排日排貨運動の絶滅を期す可き有效なる保障を、條約中の一項として嚴に挿入し、以て國民政府の全責任に於て有害なる一切の運動を防止せしむる適當

の處置を執るの、此際特に肝要なるを認むるものである。

領事裁判權問題

領事裁判權撤去尙早論

佐分利駐支公使は九月末東京發赴任の豫定なれば、十月下旬或は十一月上旬を以て、いよいよ日支通商航海條約の改訂交渉が開始されるものと思はれるが、最近支那方面よりの情報を綜合するに、國民政府は劈頭先づ領事裁判權問題を提起し、全力を掲げて之に注ぎ、其解決を見ざる限り、斷じて他の問題に進まざる覺悟にて、銳意準備に努めつゝあるものゝ如し。之に對し日本側に於ては、反日排貨問題の解決を以て交渉開始の前提とする堅き決意を有するが故に、彼の先議せんと欲する所は、我に於ては之を後廻しにせんことを希望す可く、我が前提と思惟するものは、彼に於て絶對に論議に入るを欲せざる可く、會議は未だ開かれざるに先だち、早く既に前途を悲觀されてゐるのであるが、併し日本の側より見るときは、我國は反日排貨問題の爲めに過去數年乃至十數年に亘つて、隨分迷惑を蒙つて居り、從來屢々これが解決を企圖して成らず、今や其最後の機會として、年度の條約改訂交渉を剩すのみなれば、飽まで初志を貫徹せねばならない。支那側が我提議に應じて

排日問題の討議を終つた後、始めて領事裁判權問題の審議に入る可き順序である。併し斯くして入つた領事裁判權撤廢の討議にも、重大なる難關あることを豫想せねばならない。即ち第一に領事裁判權撤去に關する支那側の準備狀況如何を、冷靜に考察することが必要であり、第二に本問題に關して列國と完全な協調を保つことが望ましい。領事裁判權を今日直に撤去して、我居留民が果して支那法律の下に安心して生命財産の保護を託し、商工業に従事し得るや否やを、篤と研究すると共に、列國と支那との間に行はれつゝある本問題の交渉經過を注視し、出来るだけ之と歩調を揃へ、苟も拔驅けの行動をしてはならないのである。

然るに一九二六年九月、治外法權委員會が、其共同調査に基づき、當時支那に於ける司法裁判制度の實情は、領事裁判權の即時撤去に適せずと決した以來、今日に至る滿三箇年の間、支那は果してどれだけの司法改善を成し遂げたかと云ふに、一九二八年三月公布の中華民國刑法、同九月公布の刑事訴訟法、及び本年六月公布の民法總則を除いては、内外人生命財産の保全と權利の尊重に關する實體的法規の制定を見てゐない實情であるのみならず、外國人が其母國に於ける法律觀念を以て、支那に來りて自由なる經濟活動を爲さんとするに際し、日常最も必要なる諸制度すら殆ど一として備はつてゐないのである。例へば民事商業の登記、破産制度に關する準則、公證人制度、競賣法、執達吏制度、戶籍制度の如き、未だ全然制定されてゐない。法典の不備斯の如くなるに加へて

裁判制度は依然として行政司法の混淆を免かれず、一例を首都南京の所在地たる江蘇省に取るも、最高法院一、高等法院一の外、全省六十縣の内、地方法院（地方裁判所）を設置してゐるのは僅に五縣に過ぎずして、残り五十餘縣に於ては行政官たる縣長（知事）が、司法事務を兼管してゐる實狀である。全國の模範省たる江蘇省にして此有様であるとすれば、他の諸省の狀態は問はずして明かなる所である。更に新式裁判所に配屬せしむ可き司法官の素質不良にして、素養の劣悪なるは云ふまでもなく、更に其數に至つては、到底領事裁判權撤去後の需要に應ずるに足らざるに、國民政府の之に對する準備は頗る手緩く、本年六月漸く南京に法官訓練處なるものを設置したけれども、之に依りて明年六月僅々六十餘名の法官を仕上げるに過ぎないのである。斯の如き無準備を以て漫然領事裁判權を回收せんとするのは、餘に蟲の善い話と云はざるを得ない。

曩に支那から領事裁判權撤去の照會に接した英米佛蘭諾五國が、八月十日を以て一應支那の提議を拒絶するの回答を發したのも、畢竟上記の實狀を認めたるに依るのであつて、事理に於て最も當然なことである。即ち日本としても五國の態度を十分考慮に入れ、之と完全なる協調を保ち、領事裁判權問題を條約交渉の切り札視して、各國に拔驅けするやうな行動は、日本の列國に對する國際信義に鑑み、支那の決して期待してはならぬ所である。

（追記）本篇は九月二十二日の時事新報社説欄に發表したものであるが、條約交渉の當事者として

期待せられた佐分利公使は、十一月二十九日自殺し、その後任に擬せられた小幡大使は、國民政府よりアグレマンを拒否せられ、未だ赴任に及ばざるに、國民政府は十二月末一方的宣言を以て在支領事裁判權の原則的撤去を聲明した。本問題の前途は益々困難を極めて來たといはなければならぬ。

法權撤去の過渡的辦法

太平洋會議に於て、米國代表ショットウエル博士より、支那治外法權撤去に關する具體的私案が提出せられ、之に對し支那代表鮑明鈞博士より修正案を提出したことは、既報の通りである。國權恢復を目指して進む支那の對外交渉は、稅權及び法權の恢復を以て、最重要なる項目とする其中に、稅權恢復の件は關係各國との各別的交渉に依りて、略ぼ解決の端緒を發見し得たる今日に於ては、法權の恢復こそ今後支那と列國間の最重要なる交渉題目である。此時に當りショットウエル、鮑兩博士より私案を提出せられ、然も其兩案とも具體的内容を有するものであることは、特に内外の注意を喚起したやうである。

太平洋會議は右兩案を研究したる後、大體に於て治外法權の即時的、全般的撤去を尙早なりとするに一致し、過渡的辦法を必要とすと云ふに傾きたるものゝ如し。我輩も亦同會議に出席したる大

部分の代表と其所見を同じうするものにして、全般的撤去前、或期間の過渡的辦法を採用するの必要を信するものであり、其辦法の最も妥當なる候補案として、シヨットウエル案の價值を認めるものである。抑も支那在留の外國人が、支那の法律を遵守し、支那の裁判に服従するを躊躇する重なる原因は、支那法典の不備なること、司法權の獨立尙ほ未だ確保せられず、行政官にして司法官を兼ねるものあること等の外、司法官の資格不十分にして、司法制度運用の成績未だ外國人を首肯せしめ得ないと云ふ點に存する。然るに國民政府の司法官養成準備は頗る手緩く、一例を擧ぐれば本年六月南京に法官訓練處を設置したるも、明年六月までに漸く百六十餘名の司法官を得るに過ぎざる實狀であつて見れば、到底近き將來に完全なる司法運用を見ること不可能であるから、其當然の結果として何等かの過渡的辦法を必要とし、夫れにはシヨットウエル案の如き、最も行はれ易き案であると思はれる。唯だ支那側に之を採用せしむるに際して、同案第四項「實驗時代に於ける特別裁判所の判事は、關係國より適任者を物色し、其中より常設國際司法裁判所の判事が最適任候補を選抜して支那政府に推薦し、支那は最後の任命權を行使して、國籍の如何を問はず一定數の判事を任命す可きこと」と云へる一項に關し、支那側の同意を得ることに、多少の困難を豫想せらるゝに過ぎない。

太平洋會議に於ける米支兩國代表の意見は、決して兩國政府を拘束するものではなく、支那政府

としては飽くまで既定方針通り、各國に向つて即時的全般的撤去を要求する建前であるから、日本としては独自の立場より本問題を慎重に考慮しなければならぬ。何となれば支那は來る可き日支通商航海條約改訂交渉の機會に於て、治外法權撤去を要求し來るに相違ないからである。日本の之に對する方針は、早く大正十年頃廟議を決し、大正十四年北京に開かれたる關稅法權兩會議には、局地撤去を基調とする案を用意して臨んだのであるが、右兩會議の空氣は意外にも支那に對して有利でなく、殊に某國側は法權撤去絶對的尙早論を主張し、大勢終に茲に決したるを以て、日本は其所信を披瀝するの機會なく、沈黙の儘今日に及んでゐるのである。左れば今度日支通商航海條約改訂交渉に際し、支那側が本問題を提起し來たるに對しては、適時我國の態度を表明することと豫想せられるのであるが、最近英、米その他の諸國より國民政府に送りたる法權撤去問題に關する第二次回答の内容を見るに、何れも法制完備と法院組織の整頓とに待つことを以て前提條件と認め、支那の主張する即時撤去は時期尙早なりと爲すに一致した模様である。即ち支那の實狀に對し列國の見所、斯の如くなるに依り、日本は是等の關係を十分考慮し、列國との協調を期する一方に、法權問題に關して最も深き同情を有する我國の方針を、適當なる機會に之を明確にし置くことは、支那に於ける司法制度の健全なる發達を刺戟誘導する上に、最も望ましき次第であるから、來る可き條約改訂交渉に臨んでは、國民政府の常識に訴へて堅實なる漸進策の最も有効なる所以を説き、斯く

して法權問題に對する進歩的解決の方途を研究するの緊切なるを認むるものである。此意味に於て太平洋會議の席上、過渡的辦法の論議されたことは、本問題に關する最も實際的の具體策を指示するものとして、我輩は各國政府に對し之が慎重なる考察を促さんとするものである。

在支法權の漸進的撤廢

國民政府は一九二九年十二月二十七日の中央政治會議の決議に基づき、同二十八日國內關係各機關に對し一九三〇年一月より領事裁判權を回收す可く其準備を命じ、同日外交部をして對外宣言を發表せしめた。國民政府が其基礎の如何を顧みず、遮二無二國權恢復を敢行せんとして、從來屢々列國の權益を脅かしたるに、今又一方的宣言を以て領事裁判權の回收を強行せんとするのは、いよいよ支那國民が「平和的商議に適せざる國民」なりとの不利なる印象を、徒に世界に與へるに過ぎないであらう。尤も英國外相ヘンダーソン氏と駐英支那公使施肇基氏との間に交換された覺書の正文に就て見れば、支那の對外宣言は一九三〇年一月一日より法權の漸進的廢止の過程が原則として開始されたことを意味するものと解せられ、其主旨は直に撤廢を實行するものに非ずして、關係各種の辦法の制定さるゝまで實質上法權撤廢の結果を將來に延期せるものゝ如し。

領事裁判權の回收は、關稅自主權の回復と共に、支那國權恢復のプログラム中の二大要項にして

然も關稅自主權は往年の關稅會議に依つて大體の方針定まり、其後支那對各國の個別的交渉を以て略その目的を達し得たのであるから、一九二九年以後は主として法權撤廢の方面に全力を注ぐは理の當然であり、夫れが爲に國民政府は、一九二九年二回の通牒を發して領事裁判權撤廢交渉を列國に迫つたのであるが、關係列國は(一)司法制度運用の實際が、未だ安んじて在支在留民をして、支那法權に服従せしむる能はざること、(二)支那國內の政情不安定なることの二理由を擧げて、領事裁判權の即時撤廢に反對して來たのである。併し國民政府は内心列國の言分の正當なるを認めてはゐるが、一方國內に對しては、一九三〇年一月より領事裁判權を回收する旨を、毎度大言壯語して居る關係上、此際何等かの措置を講ずる必要を感じざる折柄、十二月二十五日英國外相ヘンダーソン氏が、駐英支那公使に對し、エイドメモアルを以て、支那に於ける領事裁判權の漸進的撤廢の道程が、一九三〇年一月一日を以て開始せられたることを承認し、國民政府が右の趣旨に依る聲明を爲すことに對しては毫も異議なく、支那政情の安定次第領事裁判權の漸進的撤廢に關する商議を進むる準備ありと通告したので、此諒解に基いて、舊臘の對外宣言を發表したものである。

右國民政府の宣言に對し、英國の態度は前述の通り、支那の政情の安定次第、漸進的撤廢の商議に入つても差支へなきことを明示してゐるから問題はない。米國の態度は過般米國々務卿スチムソン氏が聲明せる如く、支那の宣言を以て、單に漸進的撤廢開始の希望を述べたるものと見做し、現

に國務省と駐米支那公使伍朝樞氏との間に進行中なる交渉に矛盾するものに非ずと認め、特に此際何等の對支回答を發する模様なく、且つ國民政府が豫定してゐると傳へられる臨時辦法が、一九二九年京都に開かれた太平洋會議に、シヨットウエル博士に依つて提出された案に外ならないとすれば、案外支那に對し好意ある態度を以て今後の交渉を進めるものと觀測される。最後に日本は如何と云ふに、帝國の方針は大正十年頃早く既に廟議を決し、大正十四年北京に開かれた關稅法權兩會議にも局地的撤去を基調とする案を用意して臨んだ程であるから、支那政情の安定次第漸進的撤廢の商議に入るに、毫も差支へを見ないのである。唯だ冷靜に支那に於ける司法改善の實情を察すれば、在支領事裁判權の撤去は何處までも尙早で、我輩は支那とても今日直に法權撤去を實行する自信はない所であると思ふのであるが、さりとて此司法改善事業を支那人のみに任せ置くときは、過去五年間（大正十四年の法權會議以來今日まで）が然りし如く、今後の五年間に於ても、尙ほ列國の満足す可き司法改善の成績を擧げ得ざる可く、何時までも尙早々の一點張りを以て支那の要求を拒否するときは、所謂國權回復の希望達成は覺束なきを以て、支那が今度漸進的撤廢を宣言せる機會に、列國協調して其漸進的撤廢の根本方針を決し、進んで妥當なる臨時辦法を制定せしめ、更に司法改善に協力するの目的を以て、多數の外人司法顧問を招聘せしむることが、實際的處辦法と信するものである。

露支間の東支鐵紛争

支那の東鐵武力回收

東支鐵道を中心とせる露支兩勢力の角逐は、一九二九年七月十日來の支那側のクーデターに依つて完全に解決された。否、解決されたと云はんよりは、寧ろ新たなる大紛争のスタートを切つたと云ふ方が一層適切である。抑も東支鐵道問題は、支那の涉外問題中最も複雑を極むるものなるが、要するに種々の經緯を経て、一九二四年九月二十二日の奉露協定に於て、露支兩國の共同經營と爲し今日に至つてゐるのである。奉露協定成立後、支那は機會ある毎に部分的回收を爲し、今回遂に武力に訴へて全部の回收を斷行したのであるが、支那にして若し奉露協定の有效を認めてゐるものとせば、今度の手段は遺憾ながら合法でない。何となれば奉露協定に於て『一八九六年九月八日締結せる東支鐵道敷設經營契約第十二條内に記載せる期限八十箇年を六十箇年に短縮す。而して該期限滿了後に於ける東支鐵道及び同鐵道一切の附屬財産は、全部無償にて中國政府の所有に歸するものとす。上記の期限は双方合意の上短縮す可きことを商議するを得。ソヴェート政府は、中國が本協定調印の日より該鐵道の買收權を有することに同意す。但し買收の際は、双方より該鐵道に對し既

に投ぜざる實際の價格を商議決定し、且つ中國の資本を用ひ公平なる價格を以て之を買収す可し」と規定されてゐるのであるから、支那が合法的に同鐵道を回收する手段としては、(一)營業開始の日(一九〇三年七月一日)より六十年後、即ち一九六三年七月一日(今年より三十三年後)まで待つて、無償で同鐵道及び附屬財産を取得するか、然らざれば(二)其以前に於ては双方協議の上、支那の資本を以て買収するか、の二つより外ない譯である。然るに事茲に出でずして、暴力に依り回收を企て一方に『打倒帝國主義』のスローガンを絶えず叫び続けつゝ、然も自ら帝國主義同様の行動に出でたのは、支那の爲に我輩の竊に惜む所である。

支那側の奉露協定破棄、武力に依る該鐵道の回收に對して、露國は果して如何なる態度を執るであらうか。思ふに露國は、(一)一九一九年カラハン氏の名に依つて發せられた對支宣言に縛られ、帝國主義的侵略の最後の遺産である東支鐵道の權益保護に就いて、積極的行動に出づることは、從來の反帝國主義の手前、敢てし得ない筈である。(二)又假に積極的行動に出づるにしても、北滿の地には日本の權益關係錯綜せるあり、一度び之に觸れんか、日本は一九二八年五月十八日の聲明に依り、居留民保護の爲め自衛手段を講ずるの已むを得ざるに至ることある可く、斯くては更に日本との間に事端を醸すの恐れあるを以て、露國が如何なる態度に出づるか、日本として對岸の火災視するを得ない。但し此まゝ泣き寝入りに終ることは、露國政府の固より忍び得ざることならん。

されば今後の形勢如何に依つては、何等かの報復手段に及ぶことも想像し得られるのである。露國が果して強腰と爲るか、又は支那の態度が多少緩和されるに至るか、事態の變化は後報に待つの外なしと雖も、露支兩國の國交關係は今や重大なる危機に瀕するものと認めねばならぬ。併し今回の支那の行動は、奉露協定締結後當然作成する必要のあつた細目協定が、今日まで遷延された爲め、武力を以て我意を通したことに歸するのであるから、若し兩者の歩み寄りに依つて、改めて細目協定に入ることを得んには、兩國に取りて最善の解決法であるが如くなれども、事態が斯く急變した今日、其平和的處理は一に兩當事國政府の自重心に訴ふるの外はない。若し夫れ局外者たる日本としては靜かに成行を傍觀するに止まる可く、露支關係遂に切迫して、北滿在留邦人の生命財産に危険を感ずる場合に於てのみ、自衛上の手段を講ずれば宜いのである。

露國の對支最後通牒

東支鐵道回收問題に關する露國の對支最後通牒は、七月十三日外交委員會次長カラハン氏から、支那代理大使夏維松氏に手交せられた。即ち東支鐵道督辦呂榮寶氏が、理事會の同意を得ざる一方的命令を以て、東支鐵道を支那側の手に收めたる行爲は、明白に違法行爲であり、露支協定に依る相互平等の原則を破壊したものである。役員の任免も亦理事會の特權に屬し、督辦の專權を以て之

を更迭するは言語道斷である。露國は支那側の非法に對し斷乎たる抗議を提出し、其非法に依り釀成されたる形勢の、極めて重大性を有する事實に對し注意を喚起すると同時に、如何なる紛争も之を兩國代表の會議に附して、友誼的解決を圖るの準備を有する點に於て、終始一貫變る所なく此主義の下にセレブリアコフ氏を代表として支那に派遣し、露國は他國の暴力に對し、露國民の合法的權利を擁護するに必要な充分の手段を有するとて、(一)東支鐵道に關する一切の問題を解決する爲め、露支兩國政府代表者間に緊急會議を開催すること、(二)支那官憲は東支鐵道に關する一切の武斷的命令を即時取消すこと、(三)支那官憲にて拘禁せる露國民を全部直に釋放し、又支那官憲は露國民及び露國政府の各施設機關に對する一切の迫害を停止すること、(四)右に對する回答は三日以内に與へらる可く、萬一これに對して満足なる回答を得ざるに於ては、露國政府は其正當の權利を確保する爲め、必要の手段に出づることの最後通牒的要求を提示したのである。

此對支通牒を一讀すれば、露國は最後の決心を以て、支那に臨まんとしてゐるやうに認められるのであるが、結局その要領は、兩國間に代表者を決定し、其會商に依つて問題を協議解決せんと云ふに在るが如くなれば、事態の變化は一に之に對する支那側の出様如何に依つて決せられるものと云はねばならない。而して今度の事件に關する支那側の言分は、大體、東支鐵道管理局長の權限、職員の折半等の重要懸案が、露國側の不誠意に依り未解決と爲つてゐるのみならず、共產宣傳を公

然行ひつゝあることが總領事館捜査の結果明白と爲つたので、非常手段を執るの已むを得ざるに至つたのであると云ふに歸するのであるが此兩點は成程事實であつた。東支鐵道に關する奉露協定の規定不備にして、東支鐵道理事會は露支各五名宛で而も六名の同意を以て議決すと定められてゐるので、重要案件の議決多くは不可能に陥り、其爲め實權自ら管理局長たる露人(エムシャノフ氏)に移り、支那側の目には露國側横暴とも映じたであらうし、又職員露支折半の原則も、今日まで實行せられず、其大部の地位を露人が占め、支那人は僅に伴食と爲つてゐることも事實である。尤も之には支那人に鐵道經營の人材が少いと云ふ點もあるが、支那側をして云はしむれば、如何にも奉露協定違反であるに相違ない。共產宣傳の件に就いては、此程の總領事館捜査の結果、略その事實が明白と爲り、奉露協定第五條の違反であること亦確實である。即ち支那が今度の直接行動に出でた理由とする所であるが、併し此紛争は要するに一九二四年九月の奉露協定が、極めて不備であるが爲めに起つたものに外ならないのであるから、出來得べくんば露支兩國代表の協議に依つて、平和的に處理することが極めて望ましいのである。露國の最後通牒の趣旨亦茲に在るを認められるのである。思ふに國民政府は此露國の提議を無下に拒絶するの理由を持たないであらう。否國內の統一未だ完成せず、國情尙ほ甚だ不安なる今日、漫りに外に事を構ふるが如き、決して賢明なる政策ではないのである。我輩は國民政府の當局者が問題を此上荒立たしむることなく、露國側の提案を容

れて、穩便に協定解決せんことを切に勸告するものである。支那が最近露國に對する態度及び行動は、隨分思ひ切りたる仕打にして、罷り間違はゞ遂に實戰にも及ばねばならぬ程の危険性を帯びてゐる事は、外間者をして甚だ不安を感じしむる所である。其對露關係、殊に當面の東支鐵道問題に關しては、支那に相當の言分のある可きこと、我輩も亦察する所なれども、然も支那現下の國情に顧みるときは、徒に外國と紛議を構へて、事端を繁くす可き場合ではない。國內稍統一の緒に着かんとする觀あるも、國民政府の實力は尙全支に號令するに足らず、恰も我維新勿々の時相に酷似するものにして、當時日本國內の一部に征韓論を唱ふるものあり、爲めに明治政府に大分裂を生じ、征韓論を固執したる多數の不平政治家が袂を列ねて退官した程の政變を醸すに至つたのであるが、幸に征韓の輕舉が行はれなかつたのは、畢竟當時の我國情が未だ統一の大業完成せず、力を専ら内治に盡さねばならなかつた大切の時代であつたので、漫に事を外に構ふるの無謀であることを自省した爲めである。今の支那の國情も亦我維新當時と同様にして、決して輕卒なる對外硬的政策を弄ぶの餘力あるものではない。漫然たる國權回收の功名をあせりて、對外關係を惡化し、乗つ引きならぬ事變を突發せしむることあらんか、其輕舉の結果の波及する所、意外の事態を併發するに至ること絶無を期するを得ないであらう。今度の事件に就いて、露國側の代表會議案は、問題の平和的解決に最も合理的なるを認めらるゝが故に、支那は此邊にて引つ込みを附けることが、其面目を傷

つけずして、實利を收むる所以と信するものである。

露支紛争の結着點

一

一九二九年七月上旬馮兩氏の外遊問題を中心として北平に蔣・閻兩氏の會合が行はれたが、蔣氏の電招によつて張學良及び王正廷兩氏が急遽この會議に列席したことは、一方ならず世人の注目を惹いた。『何かあるな』といふ推測は、何人の胸にも湧いたところであらうが、新聞電報の報ずるところによれば、東三省の實權者たる張學良氏と、外交責任者たる王正廷氏との參會は、東三省外交權の中央歸一に關する用向きであると傳へてゐた。だが外交權の統一は、必ずしもさうした形式を採らなくても出来る。張・王兩氏に對する蔣氏の電招の裏面には、何等か急に會同解決を要する事件が存するに相違ない。可笑しいと思つて見てゐるうちに、果然哈爾濱に於いて東支鐵道の武力回收といふ大事件が勃發した。七月十日の哈爾濱電報は報じて曰く。

東支鐵道に對する從來の支那の表面の主張は、管理局長の權限縮小、露支従業員の均等採用、給與の平等に在つたが、究極の目的は東鐵の全線回收に在り、支那は常にその機會を窺つてゐたところ、偶々領事館手入れの際逮捕した三十九名の共產黨員の口から、支那が嚴禁してゐる東鐵

沿線地帯と露領各地との直接電話を、露國が秘密裡に使用してゐた事が發覺したので、先づ電信權回收を計畫し、九日深更ひそかに沿線各驛に官憲を派し、着々準備を進め、十日朝七時半だしぬけに書面で管理局長エムシヤノフ氏に通告すると同時に、一時間足らずで沿線長距離電話を全部一氣に回收、引續き東鐵理事會館に理事會議を招集し、ひた押しに計畫を實現せんとし、露國の拒絶を見越して露國にとつて最も痛い次のやうな改革案を提出した。

(一)東鐵公文書には局長及び副局長のサインを要す。

(二)機密費使用に關しては、從來の如き局長の獨斷を許さず、理事會の承認を要す。

(三)從來露國人の就任せる汽車・營業・會計・電信・商業各課の外は、直ちに支那に國籍を有する者を以てし、露支從業員の折半を實行すること。

右に對し露國側は、支那の思ふつばに落込み、支那側の期待通り『強制的非紳士的なる電信權奪回直後、かゝる案は絶対に承認出來ず』とチルキン氏をして右案を一蹴せしめた。是に於いて支那側は、この機會を逸すべからずとなし、會議決裂と稱してエムシヤノフ氏の監禁罷免を手はじめに、多數從業員の罷免を決行、前記五課長以下露國々籍を有する從業員三百餘名を直ちに罷免し、疾風迅電の勢を以て強制的回收を實行したものである。

蔣・張・王三氏の北平會議の結果がこれである。東三省外交權の中央歸一といふやうなことは、そ

の實トツクに出來上つてゐたのであつて、北平會議の眞の議題は、取りも直さず東支鐵道問題の最後の決定に在つたのである。恐らく張學良氏から東鐵回收の原案を持ち出し、蔣介石氏は、大體それでいゝと思ふが、一應儒堂(王正廷氏)の意見を聞いて置かねばといふので、王氏を至急上海から呼び寄せ、外交技師としての王氏の意見を徴したものであらう。

二

支那側の此の如き行動に對して、露國側の採つた態度は、その都度新聞電報によつて報ぜられたから、ここには繰り返さないが、千言萬語も要するに『東支鐵道を手離したくない』といふに歸する。世人或は七月十三日附の對支最後通牒を以て、恫喝に過ぎぬと見てゐたやうであるが、そして弱小民族、被壓迫國扱ひをしてゐる支那に對して、武力を用ひるといふことは、成程露國の國是に反するものであるに相違ないが、數十年に亘る露國の東方經略の歴史を顧みるときは、さう輕々に東支鐵道を手離すものとは思へない。口先の聲明と實益とは別問題だ。『耻かしながらひもじさがさき』で、生存上必要な東支鐵道をオインレと支那に呉れてやるほど、露國はお人よしでない。尤も先年北京の公使館を手入れされ、又南方政府から斷交されたに拘はらず、一片の形式的抗議だけで泣き寝入りになつた先例はあるが、そして今度支那側が大それた武力回收をやつたのも、さうし

た先例に教へられて多寡をくゝつたからでもあるが、それとこれとは事情が違ふ。公使館の手入れが列國の尻押しによつて行はれたことは公然の祕密であり、手入れの結果證據書類も發見され、共產黨首領李大釗等が現實に捕まつたのだから、露國としてグウの音も出なかつたのだが、こんどは支那の單獨行動であり、しかもヘツビリ腰のチョツカイであることも見え透いて居り、公平な第三者から見ても明白に支那の横暴であり、かてゝ加へて東支鐵道といふ大切なものを失ふかどうかの瀬戸際である。どうしたツて強くならざるを得ないのだ。果然露國の態度は目を逐うて強くなり、支那にして東支鐵道の原狀恢復を承諾するに非ざれば、會議をも開く能はざる事態に陥つてゐる。

三

露國がだん／＼強くなり、支那が次第に弱くなつて來たのは、世界の輿論の反映である。支那としては今回の大事を執行するに當つて、國權恢復の建前からして、列國の賞讃を受けなくても、その黙認を得るであらうと思つてゐたらしい。少くともこれまで支那に最も同情を寄せて來た米國は、露國とは犬猿の間柄であり、『出かした、出かした』位なことは言つて呉れると自惚れてゐたらしい。ところが結果は支那に取つておよそ意外だつた。第一に日本の新聞が、筆を揃へて支那の遣り口を攻撃する。駐日支那公使汪榮寶氏がある新聞記者をつかまへて『日本の新聞はどういふ考へ

ですか。支那の行動を以て山賊類似の所業と書いた新聞もあるが、あんまりではありませんか』と眞ッ赤になつて怒つたさうだが、山賊類似の所業と書いたのは少々行き過ぎだが、それに類似した感想は全日本人的だといつてよかつた。これまで日本は隨分支那の横紙破りに閉口してゐる。反日否な仇日運動に對しても大いに憤慨してゐる。同様な遣り口を露國に對して試みるのを目撃しては自から同情を露國に寄せざるを得ないではないか。この全日本人的な正義感と、それから北滿の地に多大の權益を持つてゐる關係からして、兩國に争はれては事面倒であるといふ打算とから、支那の行動を是認しないのは、けだし當然の成行きである。

だが日本の輿論の反對は、支那としては豫期してゐたところである。日本歴代當局の對支外交の失敗によつて、支那は『日本恐るゝに足らず』といふ錯覺を起してゐる。且つ又自分等のやつてゐることが、日本に取つて如何に理不盡なものであるかをもよく知つてゐるが故に、どうせ日本に善くないはれる氣遣ひはないと思つてゐるから、今回の問題で日本の輿論がどんなに激昂しても、彼等に取つては何でもないのだ。支那語にいはゆる『那麼一回事』なのだ。『ナニ、まだ米國があるヨ』とばかり、悠々せまらず微笑をすら洩らしつつ、ワシントンに吉左右如何にと待ち受けたものだところがどうだ、アメリカの方も風向きがよくない。勿論アメリカの善男善女は、元來が露西亞憎しの感情家揃ひ、支那の國權恢復大いにいゝではないかと考へてもるようだが、責任ある方面の意嚮

は、それとは全然違つたものだつた。ハテナ、こんな筈ではなかつたがと、些さか尻込みしかつたところへ、追ツかけてスチムソン氏の注意喚起と展開して來た。何しろ時機が悪い。アメリカ御自慢のケロツグ・パクト即ち八釜しい不戰條約が、眼前の七月二十四日に效力を發生しようといふ矢先きへ持つて來て、調印國若くは參加國たる露支兩國が、斷交さわぎを演じてゐるのでは、アメリカの面目にもかゝはるといふので、事件發生後旬日をも経過せぬ七月十九日、支那に對しては直接に、國交關係なき露國に對しては佛國を通じて、『不戰條約効力發生を眼前に控へてこれと關係ある兩國が、今日の事態を發生せしめた責任を感じないか』と注意したものである。その別働隊を承はつた幣原外相は、駐日支那公使汪榮寶、同露國大使トロヤノフスキイ兩氏に對して『不戰條約と露支紛糾の關係を如何に解釋するか』テナ禪問答を提出してゐる。こゝで一寸ことわつて置くが、米國及び各國の取つた行動は、注意喚起といふ程度のもので、警告といふも當らず、勸告までも行かず、況んや或る條件を具した調停でも何でもないといふことである。だがそれはどうでもいゝので、アメリカ！と室伏高信君が唱へるだけあつて、米國の發言はそれ大いなる哉で、一寸注意を喚起しただけで偉大な効果があつた。

四

——かうした経緯を経て支那は漸次に弱くなり、露國は次第に強くなり、終に滿洲里に於ける露支豫備會議の開催と進展して來た。露支直接交渉の機運がいつ頃から動いてゐたかを、ハツキリ定めることは困難であるが、露國側ははじめから『戦争か、然らざれば直接交渉』と、生一本に堅まつてゐる。支那側でも武力回收をやつた直後から、やり過ぎたなといふ感じが、ホンの少しだが動いてゐるが、それが直接交渉といふ方向に纏まつて行つたのである。局外者にハツキリ判つたのは七月二十四日の張作相・メリニコフ會見からである。さうして、——先き走りの好きな新聞記者が、米國で東支鐵道の列國共同管理案が考慮されてゐるなどと報道してゐた頃（全然根據の無いことではなく、多少の宣傳はあつたものと思はれるが）、急轉直下して豫備會議が行はれることになつた。この會議に於いて露國は強硬に東支鐵道の原狀恢復を主張し（即ち管理局長エムシヤノフ氏その人の復職等）、支那側は體面上これを容認することが出來ず、會議は一先づ決裂したが、支那も終に我を折り、大體に於て原狀恢復を承認し、たゞエムシヤノフ氏その人の復職には同意出來ぬが、同氏以外の露國人が、現局長代理范其光氏に代ることには異存ないといふことに、國民政府の議が決したと傳へられてゐる。

五

露支交渉は、かくて一先づ停頓した。が、今更戦争になるとは誰も思つてゐない。露支雙方とも戦争出来ない重々の理由がある。もし武力によつて解決する腹が少しでもあるならば、露國はトツタに滿洲里を占領したであらうし、支那だつてかうも早く腰ぐだけになる筈がない。結局はやはり直接交渉によつて片付くこととなるに相違ない。だがそれにしても東支鐵道の問題は、由來複雑をきはめて居り、『難解の東支鐵道』の名があるほどであり、重なるに今回の紛糾を以てしたのであるから、一寸やソツトで片付かうとは思はれない。しかし支那の東支鐵道回收運動は、決して今回突發的に起つたものでなく、この數年來絶えず續けられてゐたものであるが故に、支那側の意圖もほゞ明瞭であるし、露國側のそれも推測に難くないから、落ちつくさきは大抵見當がつく。その見當を述べてこの稿を終りたいと思ふが、そのためには、何よりも本問題の歴史的回顧が必要である。それにしても東支鐵道の建設、露國の取得せる権利の内容、露國革命の及ぼせる影響、支那の回收運動等に亘つて細叙することは、本稿のよくするところでないから、一足飛びに東支鐵道を中心とする露支關係のマグナ・カルタである奉露協定から説き起すことにする。同協定は一九二四年九月二十二日張作霖即ち中華民國東三省自治政府と露國との間に締結せられたもので、これより先、同年五月三十一日顧維鈞・カラハン兩全權の間に露支協定(中俄解決懸案大綱)の調印を見るや、その九條並びに同時に調印せられた暫行管理中、東鐵道路協定を張作霖が承認せず、別に全權(鄭謙・呂榮

寰・鍾世銘・クズネツオフ)を定めて交渉の結果調印した協定である。一體中央政府の定めたものを假令その一部でも地方政府が承認しないで、別に協定するなどとは、随分變なものに違ひないが、支那では一向變でない。加ふるに其後張作霖の勢力が北京に延びた爲め、奉露協定は實際上東支鐵道關係を律する大憲章として今日に至つてゐるのである。今同協定の要項を摘記すれば左の如くである。

- (一) 兩締約政府は、東支鐵道が純然たる商業機關たることを聲明す。該鐵道直轄の營業事務を除く外、あらゆる中華民國の國家及び地方政府の權制に關する事務、即ち司法民政軍務警務市政稅務及び土地(鐵道自身の必要地を除く)等一切支那官憲辨理處理す。
- (二) 一八九六年九月八日締結の東支鐵道敷設經營契約第十二條に記載せる期限八十箇年を六十箇年に短縮す。該期限滿了後鐵道及び附屬財產一切全部無償にて中國政府の所有に歸す。上記期限は雙方合議の上短縮を商議するを得。ソウエト政府は、中國が本協定調印の日より該鐵道買收權を有することに同意す。買收の際は雙方より該鐵道に對しすでに投げる實際の價格を商議決定し、且つ中國の資本を用ひ、公平なる價格を以て買收すべし。
- (三) ソウエト政府は、雙方より組織せる委員會に於いて、東支鐵道の債務問題を一九二四年五月三十一日北京に於いて調印せる露支協定第九條第四項に依り決定することを承諾す。

(四) 兩締約政府は、將來とも本鐵道問題はたゞ中國及びソウエト露國兩國間に於いて解決し、第三者の干渉を許さざることに同意す。

(五) 本鐵道に理事會を設け議決機關とす。理事十名、兩國より各五名を任命す。中國理事中一名を理事長とし督辦を兼任せしめ、露國理事中一名を副理事長とし會辦を兼任せしむ。理事會法定人員は七名を最少限度とし、一切の議決は六人以上の同意を得てはじめて執行の效力あるものとす。督辦は會辦と共同して理事會の事務を管理し、各項文書に檢印す。

(六) 監事五名(一名中國側、三名露國側任命)を以て監事會を組織す。監事長は中國監事中より選舉す。

(七) 管理局長一名は露國人を任命し、副局長二名は中露各一名を任命す。右任命は理事會に於いて之をなし、各該政府の承認を経べし。局長副局長の職權は理事會に於いてこれを規定す。

(八) 本鐵道各處長は、理事長これを任命し、處長中國人なるときは副處長露國人たるべく、處長露國人なるときは副處長中國人たるべし。

(九) 本鐵道各處人員は、中露兩國人民平均分配の原則に依りて任用す。

(一〇) 兩締約政府は、相互に各該國境内に於いて各該政府に反對の目的を以て成立せる各種機

關或は團體の存在及び行動を許さざることを承諾す。兩締約政府は彼我相手國政治上及び社會上の組織と反對の宣傳をなさざることを承諾す。

(一一) 本協定各條に規定せる各委員會は、本協定調印後一箇月以内に組織し、一切の問題を速かに解決すべし。遅くも六箇月を超ゆるを得ず。

六

奉露協定の解剖は、取りも直さず當來の露支交渉の解決點を暗示するものである。第一に、東支鐵道營業開始の日から滿八十箇年後と定められた期限は、右協定によつて滿六十箇年に短縮せられた。同鐵道が營業を開始したのは、一九〇三年七月一日だから、一九六三年七月一日になれば、鐵道及び附屬財産の一切は、無償で支那政府の所有に歸するのであるが、その期限滿了前といへども、更にそれ以上の期限短縮を商議し得るのであり、又支那に於て買収資金を準備するならば、いつでも買収し得るのである。故に奉露協定の認むる合法的回收は、一九六三年まで待つて無償で取得するか、その前に買収するか二ツに一ツよりない。今回の支那の行動が、合法でないことは、これで判るだらう。第二、將來とも東支鐵道問題は、露支兩國間に於て解決し、第三者の干渉を許さざることとした點は、あだかも今回のやうな紛糾を豫見したもので、露支直接交渉の理據を、世界に

向つて是認せしめるものである。第三、理事會の制度、これはきはめて不備である。勢力均衡上露支各五名とした爲めに、結局何の議決も出来ないといふ結果を持ち來してゐる。法定人員が七人で一切の議決は六人以上の同意を得てはじめて執行の效力があるとしてあるため、支那側の提案は露國側で抑へてしまふし、露國側のそれは支那側で反対すれば譯なくつぶれてしまふ。結局理事會といふものは有名無實のものとなり、鐵道事務は滯滞を免かれないから、大抵のことは管理局長の一存で處理して行かざるを得ない。管理局長の地位を握つてゐる露國側はそれでいゝだらう。何のことはない露國理事五名を以て支那側提案擊退係に充て、管理局長の地位を利用して欲するまゝを行ふといふ仕掛けだ。これでは支那側が納まる筈がない。結局武力にでも頼らなければ、支那側は何も出来ないといふことになる。一九二六年五月の奉露交渉で、支那側が管理局長の権限縮小を提議したのは、こゝに見るところがあつたのだが、豫期の如く露國側の反対で物にならなかつた。第四、従業員の露支均分は、奉露協定で認められた原則であるが、支那側に鐵道方面の人材少きため行はれず、下級従業員は兎も角として、高級職員はほとんど露國側で占めてゐる。この點今回支那側の行動の口實の一ツとなつてゐるが、これは今後正式會議の結果改善せられるであらう。第五、赤化宣傳の件は、去る五月の哈爾濱總領事館の手入れの際、多數の證據書類が発見され、露國側に非があることは明白であるが、赤化宣傳をしたからといつて、武力回收をやつてもいゝといふ理窟

は奉露協定の關する限り成り立たない。將來正式會議に於いて、赤化宣傳をやつた場合に備へて、ある種の制裁方法を規定する外あるまい。

かくて支那今回の行動は、東支鐵道關係の大憲章である奉露協定の不備と、國權恢復に向つての支那の猪突とに起因するものであるから、支那に取り賢明な策は、いゝ加減に引ツ込みをつけて東支鐵道の原狀を恢復し、その上で奉露協定の改訂會議を開き、

- (一) 無償取得期限三十箇年短縮。
- (二) 支那理事の増員。
- (三) 管理局長の権限縮小、若くはその地位を支那人のものたらしむること。
- (四) 露支従業員の均分履行。
- (五) 赤化宣傳に對する制裁方法。

等を提議するに在る。動機は善くはなかつたが、武力回收は相當露國側にキキメがあつた。この機を外さず僅かに一步を讓歩し、將來局面を支那に有利に展開するが上策だ。エムシヤノフ氏の復職位に拘泥して、この絶好の機會を失ふことは愚の愚なるものである。

最後に本問題に對して日本の採るべき態度を論ぜんに、日本が米國の意まゝに、不戰條約を楯に露支兩國に對して注意喚起の手段を執つたことに對して、不滿の意を感じる一人として、私はこの上日本がこの問題に深入りすることを欲しないものである。奉露協定に規定された第三者干涉拒否の趣旨を尊重し、もし今後米國あたりから進一步の提議があつたときは、斷然これを拒絶するが日本の採るべき態度だと思ふ。極東の事については、なるべく各國に容喙させたくないのだ。もしもれ萬が一露支の間に戦端が開かれ、北滿在住邦人の生命財産に危害を及ぼすやうなことが發生したならば、日本單獨で自衛手段を講じて毫も差支へないのである。故に曰く、日本は死の沼の如き沈黙を守れと。

國境に於ける露軍の活動

露支國境方面に於て、露國軍が俄に活動を開始し、滿洲軍方面の諸地を占領したる行動は、固より開戦の意に出でたるものには非ざる可く、目下停頓せる露支交渉を再開せしめんが爲の一種の保障占領に止まるであらう。回顧するに七月十日支那側が武力を以て東支鐵道を回收せんとしたるに端を發したる露支の繋争は、既に五箇月に垂んとして尙ほ未だ解決の一步をも進むる能はず、其間世界の交通に與へたる迷惑は名狀す可からざるものあり、列國の輿論は舉つて之が迅速なる解決を

懲慚したるに拘はらず、露支兩國當事者は、極めて些々たる論點を固執し、遷延今日に及んでゐるのであつて、我輩の甚だ遺憾とする所である。尤も此間兩國とも本問題の解決に向つて何等努力しなかつたと云ふのではなく、或は國境に於て、或は伯林に於て直接又は第三國を通じて交渉を續けたのは事實であり、其結果露國はエムシヤノフ氏（事件當時の東支鐵道管理局長）以外の露人を東支鐵道管理局長に任命すること、及び白系露人の反露的策動を取締ることを先決條件として、會議の再開に同意したるに對し、支那は會議再開後、會議の決定に従ひて露人管理局長を任命することには同意するも、白系露人の取締に就いては責任を負ふ能はずとて、露國の要求を跳ねつけたまゝ今日に至つてゐるのである。事件發生當時こそ種々の見解が行はれたが、今日冷靜に批判すれば東支鐵道の武力回收に就いては、支那側に弱味のあることは争はれないのであるから、露國が交渉再開の先決條件として原狀恢復を要求したのは當然の措置であり、エムシヤノフの復職を敢て固執せず即時露人を任命するに於ては、エムシヤノフ氏ならずとも可なりと云ふ點まで讓歩したに拘らず支那側が言を左右に托して會議再開を肯んじないのは局外者の理解に苦む所である。國內に於ける反對派との抗争に没頭しなければならぬ蔣介石氏としては、手ツ取り早く交渉を進めることの出来なかつた事情もあらんなれども、一つには東三省外交權の中央歸一を中外に誇稱し、東支鐵道問題を以て國權恢復運動を促進する一種の宣傳に利用せんが爲に、必要以上に強硬な態度を裝うたこと

が、交渉遅延の重大な主因であると思はれる。蒋介石氏と異なり、緊密なる實際的利害關係を東支鐵道に關して有する東三省は、中央の斯る態度を快しとせず、東三省外交權を還元し、奉露間の直接且つ單獨なる交渉に依つて、一氣に本問題を解決せんとしたのも、東三省の立場より見て、必ずしも意外の成行きではない。河南の戦局は一段落を告げたるも、廣東、廣西方面の風雲稍や急なる機會に於て、突如として露軍が活動を再開し、滿洲里方面の占領を行ふに至つたことは、交渉の全局面に對して俗に云ふ『活』を入れたものと見る可く、其効果は今後必ずや大いに見る可きものあらう。支那側に於ても、東三省の如きは露軍の行動を以て寧ろ渡りに船と思惟せる實情であるから恐らく奉露單獨交渉に依り、久しからずして問題解決の端緒を得るに至ることならん。

露國今回の態度に就いては、各國の輿論は露國の苦衷を察するに吝ならざる可きも、其行動の不穩なるは、前日支那側の東鐵武力回収に異ならざるを以て、列國の人心に與ふる印象は、決して露國の爲に有利ならずと信すれども、固より之が爲に積極的に列國を連れて露支の間に調停を試みるとか、又は警告を加ふる等の手段に出づることもあるまい。唯だ是等の地方に居留民を有する日本は、其居留民の生命財産保護の爲に、臨機適當の處置を講ずるに止め、之れ以上敢て深入りする必要はないであらう。現状を越えて事態の擴大せらるゝことは殆ど不可能と察しらるゝに依り、此機會に奉露直接交渉の氣運が、比較的熟成せられたるものと觀測せられるのである。

露の積極行動と交渉の再燃

色々な都合で餘儀なくではあつたらうが、露支問題ほど氣の長い交渉は、流石に一寸珍しい。尤も他人のことはいへない。日本だつて濟南事件なども一年かゝつた例はあるにはあるが、これは日支兩國の意嚮に、相當懸隔があつたから、長びくには長びくだけの理由があつたのだ。ところが東支鐵問題は、はじめは双方ともエライ權幕であつたが、いつの間にか折れ合つて、大體の歸着點は當事者のみならず局外者にすらチャント見當がついてゐるのに、一向に決着がつかない。

この遅延の原因は、東三省外交權の中央歸一に端を發してゐるのである。國民政府が全國の外交權を統一する。至極尤もなことであつて、國民革命軍の勢力が長江に達するか達しないうちに、國民政府外交部は部令を以て全國の外交事件統一を命令し、各軍又は財政機關等に於いて、擅まに外國と諸種の交渉をやることを禁じてゐた位である。北伐が完成され、東三省が青天白日旗を掲ぐるとともに、この外交部令の趣旨が新附の東三省にも擴充され、若干の經緯を経た後いよ／＼中央歸一といふことに落附いたのは、これ亦當然の成行きであるが、皮肉にもその店開きの商賣として蒋介石、張學良兩氏に外交技師シイ・テイ・ワン博士を加へて、北平で練り上げた東支鐵回收が、意外

の難問題となつて、株主(中央と東三省)の内輪もめを持ち來るに至つたのだ。

露支交渉の経過を今更繰返す必要はあるまい。要するに中央は多少交渉は遅延してもいゝ大向ふの受けが大切だといふので強硬論を振りまはす。東三省は氣が氣でない。中央に取つて東支鐵道問題は對外宣傳の材料ぐらゐのものかも知れないが、東三省に取つては緊密な利害問題だ。何とかして早く片附けたい。場合によつては中央から離れてもいゝ、外交權を還元して露國に單獨交渉を試みたいといふ氣勢を見せるやうになつたのはこれも亦無理からぬ話だ。單獨交渉の役者としては、かつて北京で露支條約を締結したことのある顧維鈞氏がゐる。中央の外交技師王正廷氏に對し、東三省の外交技師ウエリントン・ク博士は決してヒケを取らない、まづ堂々たる存在だ。

中央では東三省側のかうした決意を見て少しく狼狽した。この問題を機縁として、東三省が反蔣聯盟に加入するやうなことがあつては一大事だといふので、亞洲司長(わが亞細亞局長に當る)周龍光氏を東三省に急派して諒解に努める。一方黨部では顧維鈞反對の火の手をあげる。黨の御用新聞等では『打倒顧小白臉』(小白臉は色男、美男子の意、顧氏が梅蘭芳ばりの美男子たるは天下周知の事實)の標語が叫ばれる。イヤハヤ大變な騒ぎだつたが、周氏の使命効を奏したと見え、いつの間にか奉露單獨交渉は一片の風説に過ぎぬといふことになつて來た。がその實奉露單獨交渉の機運は絶えざること縷のごとく、大連に於いて露國領事シエロベ氏と奉天當局との間に秘密交渉の行はれ

てゐたことは消息通の報するところであつた。かうした経緯をたどつて見ると露國今回の行動——滿洲里保障占領の意味がよく判る。それは取りも直さず全交渉に『活』を入れたものに外ならない『單獨交渉に導くだらう』と哈爾濱電報が報じてゐるが、記者もこれに同感である中央は露國の行動を怒るであらうが、張學良氏はむしろ喜ぶかも知れぬ。彼自身『活』を入れたれた感じかも知れぬ。さうして記者の豫感からすれば、ウエリントン・ク博士が當面の立役者として復活し、花々しく可愛い武者振りをあらはすことなるだらうと思はれる。

(追記) 顧維鈞氏の出馬は終に實現されなかつた。これは南方の反對に因るものであるが、出馬しなかつたといふだけで氏が裏面に活躍したことはいふまでもない。

露奉議定書の調印

約五箇月に亘りて、露支兩國の間に紛争を續けた東支鐵道問題は、十二月三日ニコリスクに於て奉天政府代表蔡運升氏(哈爾濱交渉員)と、露國政府代表シマノフスキー氏(外務人民委員會ハバロフスク代表との間に、豫備交渉議定書の調印を了つた。其内容を見るに、(一)支那は東支鐵道理事長呂榮賓氏を免職することを承諾し、(二)露國は右條件の實行を見たる上にて、東支鐵道正副管理局長エムシャノフ、エイスマント兩氏の代りに、新候補者を推薦し(三)露支兩國は相互に一九二四

年の露支露奉兩協定を遵守す可きことを誓約したのである。所謂原状恢復の趣旨よりすれば、當然
エムシヤノフ、エイスマント兩氏を復職せしむ可き筈であるが、露國側は名を捨て、實を取り、兩
氏以外の露人を新候補者に推薦し、兩氏を東支鐵道に於ける他の職に採用する權利を保留し、副産
物として東支鐵道理事長呂榮寰氏の更迭を支那側に言明せしめ得たことは、露國外交の一勝利に
して、頗る賢明な措置と云はざるを得ない。支那側としては、今更かゝる解決條件に落着いたこと
は、不本意でもあり、且つ又かゝる條件ならば、決して今日までも遷延せしむるの要なく、數箇月
前にも片付け得たるならんに、露國の強硬政策に屈して、倉皇として調印したのは、不手際の至り
と評す可く、支那側内部の不統一、不用意に歸するの外はないのである。抑も東支鐵道の武力回收
は、蔣介石、張學良兩氏に、外交部長たる王正廷氏を加へたる北平會議に於て其議を決し、張學良
氏が其實行方面を擔當したものであり、國民政府と奉天政府との共同作業であることは、隠れもな
い事實であるのに、國民政府は事件勃發後、單に之を對外宣傳の材料に供し、徒に對外硬を唱へて
事件そのもの、解決に努力せず、何等東三省當局の焦慮を顧念しなかつた。露軍が滿洲里及び海拉
爾方面に進出するや、國民政府は或は之を國際聯盟に提議せんとし、或は第三國の關與を寧ろ希望
するの態度を示したるが如き、其平常言明せる對外硬の方針を裏切り、遺憾なく不用意を暴露した
に引換へ、東三省當局は、徹頭徹尾着眼點を現實に置き、固執す可きは固執し、讓歩す可きは讓歩

て、以て兎に角に豫備交渉議定書調印まで漕ぎ着けたのは、東三省側の常識ある態度を示すもので
ある。

豫備交渉議定書は斯くの如くにして調印された。今後は正式交渉に移る可き順序であるが、之が
成立の可能性如何は今日未だ豫斷の限りでない。何となれば豫備交渉議定書に於て、兩國が相互に
遵守を誓約せる一九二四年の露支、露奉兩協定そのものが、頗る不備なものであつて、其不備なる
ことが原因と爲つて、今回の紛争を引起したのであるから、正式交渉に於ては、是非とも此兩協定
に觸れ、改訂又は細目議定の要があり、其改訂又は細目議定の過程に於て兩國の意見衝突を來す可き
誘因、一にして足りないからである。加ふるに今回四圍の情勢上、已むなく外交權を一時東三省に
委譲したる國民政府は、正式會議を機として再び之が回復を策し、事毎に東三省を掣肘することあ
らんには、進捗は決して容易ならず、即ち豫備交渉議定書の調印を以て、本交渉の前途を俄に樂觀
するの當らない。最後に今回米國を始め各國が本件に關し執りたる態度は、不戰條約の權威維持
の爲めと稱しながら、却つて徒に露支紛争に干渉するの印象を残したるは、決して賢明なる措置で
はなかつた。夫れに引換へ我當局が愼思熟慮の末本件解決の鍵を紛争當事者たる露支兩國に預けた
る態度は、頗る機宜を得たるものと稱す可く、我輩の全く同感する所である。

一九二九年の支那政局

馮の威嚇蔣はどう出る

馮玉祥氏が三月十五日附で南京政府に宛て軍政部長辭職を電請したとの報がある。その理由は、軍政部は全國の最高軍事行政機關でその範圍廣く、職責頗る重い。然るに近來病弱その任に堪へずといふに在ると傳へられる。多策縦横の氏のことだから、この文句通りに解釋することは出来ない例の狂言だらうと思はれぬこともないが、一方案外これが本音ではないかと思はれる節もある。

元來馮氏が南京に入つて軍政部長の重職に就いたのには、裏面に相當な魂膽がある。即ち國民革命成功後の軍隊編遣の大勢に乗じて自分が軍政部長として編遣の中心人物となり、蔣介石、李宗仁、閻錫山諸派の軍隊を多く縮小し、自派の軍隊はなるべく多く保留しやうといふに在つたのである。もし彼のこの計畫が成功すれば、反對派はだん／＼實力を失ひ、馮派の實勢力だけが舊の如く、否反對派の實力減少と正比例して増大するといふことになり、馮派のためにはいかにも好都合であつただらう。しかし蔣介石氏といひ、閻錫山氏といひ、はた又李宗仁氏といひいづれを見ても馬鹿者ではない。馮氏の胸算用位はトツクの昔に見すかしてゐたのだ。

蔣介石氏は、知らぬ顔して自分の第一集團軍を十三師に改編した外、岳維峻、顧震氏等のために中央直轄の何個師團かを新編したものだ。岳氏はもとの河南督軍で、馮氏の反對派であり、馮氏としては軍界から追ひ拂ひたくて堪らない人間なのだ。それを今頃起用して師長にするなどは、馮氏としては一寸癪に障らざるを得ないところだ。

それから一ツは山東の地盤問題である。馮氏は、その中原に於ける覇業を完成するためには、どうしても海口を持つ必要がある。敢て軍器の輸入口だとは言はないが、港を持つてゐることが萬事につけて好都合である。彼は其ために先づ天津をねらつたわけだが、蔣介石氏の方では馮氏を警戒し、北平天津を閻錫山氏にやつてしまった。そこで馮氏は致し方なく青島を呉れと言ひ出し、蔣氏の方でもそれまではことほり切れず部下少壯派の憤慨を抑へつゝ馮氏の申出でを承諾したのである。ところが例の濟南事件なる障害があつて、オインレと山東に入るわけに行かない。馮氏はそこで外交部長に王正廷氏を据へ、次長に唐悅良氏を置き其他薛篤弼、鹿鍾麟氏等を軍事内政の要職に配置し、國民政府の大勢を指導して濟南事件の解決を促進し、一日も早く山東入りを實行したいと心構へしたものである。

蔣介石氏に見れば山東は渡したくない。然し約束したことだから渡さないわけに行かない。イヤだ、ツマラないといふ感情が作用して、一向濟南事件が解決しない。それに交渉の衝に當つて

るのが名にし負ふ王正廷氏だ。彼は北京時代馮派の外様大名だったし南京政府の中に入つて來たのも馮氏の推輓によつたこと勿論だが、根が政界游泳の惡達者な男だし、上海に事業を經營してゐる實業家だし、加ふるに蔣介石氏とは同郷浙江人だ。いつの間にか馮六分蔣四分變じて、馮四分蔣六分、イヤ馮三分蔣七分に豹變してしまつたのだから始末にいけない。濟南事件の交渉が一進一退、宙ブラリンになつてゐるのは、大部分蔣氏の心理作用と、王氏の打算とに原因するといつても過言でない。

馮氏の憤慨は極點に達した。と我々は見る。馮氏が部下の總引揚げを命令し、銀行預金まで引出したといふ噂も、滿更根も葉もない話ではないらしい。と、そこへ折も折、湖南問題が起つて來て蔣氏の狼狽は蔽ふべくもない。これは早く濟南事件を片付けて、馮派の意見と取り結ばなくてはならぬ哩といふ考へが蔣氏に起り、その結果が邵力子氏等の河南行、日支交渉の好轉喧傳となつたのだ。馮氏はこの機を外さず、軍政部長辭職を以て蔣氏を威嚇し、一面日頃の鬱憤をブチまけると共に、他面早く濟南事件を片付けろといふ催促狀を發したのである。即ち今回の彼の辭職なるものは一面彼の本音であり、他面蔣派威嚇の目的を有するものと見てよからう。

蔣介石氏がどう出るか。狂言とは思つても放つて置くわけに行きまい。對廣西派の關係もあれば馮氏と左派と喰附くことを防ぐ必要もある、とにかく馮氏を慰留しつつ、一面濟南事件の解決を急

ぐことになるだらう。いつれの國も例外なしに外交は内政の延長なり矣だ。

第三次全國代表大會

支那の最高主權を代表すると稱する國民黨第三回全國代表大會は、三月十五日から南京に於て開かれんとしてゐる。今の支那は共和國であるから、主權は當然人民に屬す可きことならんに『以黨治國』を標榜する國民黨は、民智がまだ其主權を行使する程度に達してゐないと稱し、現在の事態を以て訓政時期なりとして、國民黨が人民に代つて民國の主權を總攬するのだと云ひ、黨制の命ずる所、即ち黨の最高機關である全國代表大會が、民國の主權者たる觀を呈してゐるのである。此重要なる大會は、之迄に二回開かれてゐる。第一回は民國十三年一月廣東に召集され、孫文主宰の下に、其前年採用したる聯露容共政策（ロシアと結び共產黨を容納する）を確認すると共に、張繼氏等右派の反對を押し切つて殆ど共產黨に近い所まで國民黨を突進せしめて仕舞つたのであつた。第二回大會は民國十五年一月に開かれ、孫文病歿の後を承け、汪兆銘氏が中央執行委員長と爲りて、尙左派の全盛を示し、更に蔣介石氏が總司令として北伐の途に上り、武漢占領と共に同地に武漢政治分會が設けられるに及んで、同地は左派の巢窟と化し、ボロデインを初め共產黨の活躍盛んにして軍功を以て黨内の聲望を集めた蔣介石氏と相對立した。此頃から共產黨と國民黨との分離作用が始

まり、共産黨及び左派は武漢政府に據り、蔣介石氏及び右派は南京政府を樹立したのであるが、驕て共倒れと爲り、汪蔣兩氏共に失脚した。然も共産黨は各地に於ける暴動の爲に人心を失ひ、北京政府の露國大使館搜索、南京政府の對露斷交に依つて、露國の支那に於ける勢力は一掃され、昨年三月の執監全體會議に於て蔣介石氏は北伐總司令に復活し、爾後北伐と清黨(黨内共産黨の排除)とに銳意努力した結果、六月に至つて北平にも青天白日旗が翻り、八月から十二月まで、胡漢民氏の歸國、國民政府改組、五院制度採用、奉天の青天白日旗掲揚等の經過を経て今日に及んでゐる。即ち今回の第三次全國代表大會は、北伐完成後初めての大會であり、且右派が天下を取つてからの最初の大會でもあり、右派としては此大會を有利にリードして、其政權を確保しなければならず、又久しく蟄伏を餘儀なくされてゐる左派としては、之を機會に自派の進出を謀らなければならぬので、左右兩派の何れに取つても、意義重大なる議會であると云はねばならない。

果然左右兩派の暗闘は、大會を前に控えて白熱し、左派の總帥汪兆銘氏は、竊に新嘉坡まで歸着して采配を振ひつゝありと傳へられ、又同派隨一の鬪將たる陳公博氏は、上海に於て驚嘆す可き宣傳力を發揮し、三民主義大同盟、中山主義實行會中華革命黨等の左傾的小黨を簇生せしめ、此れ等と提携して現中央執行委員の職權停止を叫び、全國黨員の七割を占むる左派青年黨員の力を以て、國民黨改組の目的を貫徹せざるばやまずと豪語してゐるに對し、現幹部派は、(一)地方黨機關の幹

部を更迭して、自派を以て代ふること(河北、山東、北平、天津諸地に於て左派幹部は殆ど一掃せられた)(二)自派に不利なる言論の壓迫(陳公博氏系統の左派言論機關は、文學雜誌の類に至るまで發行を停止された)(三)政權を獨占せる地位を利用して黨代表選舉を有利に指導すること等の手段に依つて對抗してゐるのであるが、北伐完成後の民心が、極度に内亂に飽き、治平を望む趨勢に助けられ、一面列國との間に條約改正事業を着々進行せしめ得たことに依つて、現政府派は大體に於て大多數國民の支持を受けてゐるので大會を目前に控えて代表の七割五分を自派に收め得た模様である。此時に當り、湖南問題の勃發は、右派に取りて一打撃たるを失はないけれども、之が爲めに廣西派代表が大會に出席しないと云ふやうなことは、一寸考へられないし、又左派と廣西派とは縁遠いものと思はれるから、大して憂ふるに足らざる可く、寧ろ注目す可きは、馮玉祥氏と左派との聯繫であつて、若果して完成せんには、右派に取つては大なる脅威に相違ないから、蔣氏は邵力子、馬福祥氏等を馮氏の許に派して諒解を求め、一面濟南事件の解決を促進して、馮派代表の大會出席を招致す可く努力を續けてゐる。其努力の成否は判明するに到らないが、馮氏の現状は羽翼未だ全からずとせられ、未だ山東をも手に入れてゐない以上、輕々に左派に乗ぜられることはあるまい。此推測にして大過なしとせば、第三次大會は結局右派政權の確立を以て幕を閉ぢることにならう。若夫れ日本として此大會を見るならば、現國民政府が國內統一の爲にせる努力に同情し、第三

次大會を無事に切り抜け得てますます支那大局の安定の爲に精進せんことを希望するの外はない。
(追記) 本篇は三月十三日時事新報社説欄に發表したものである。豫想の如く兎に角無事に現幹部派の勝利を以て閉幕したが、蔣氏一派の専横が、反對派の口實となり、本大會が爾後の内争の主因となつたのは是非もない。

大會の收獲は左右の決裂

ヤレ左右兩派の論理闘争だ、ヤレ御用選舉だ、左派の否定だ、等等で開くか開かれぬか疑問とせられた第三次全國代表大會も『全國代表大會の組織法、選舉法及び各地方の派すべき代表の人数は中央執行委員これを規定す』といふ武器(國民黨黨章第二十七條)に依つて、代表の大部分を中央から指定することとなり、何の變哲もなく豫定通り三月十五日に開會され、二十八日に閉會した。

太平を粉飾するといはうか、勉強振りを露説する各種の報告類がそれこそ山のやうに提出された。曰く立法院工作報告、司法院工作報告、曰く交通報告曰く考試院工作報告、曰く工農部工作報告、曰く黨務報告曰く外交報告、曰く政治工作報告、曰く軍事報告といったやうなものが、いづれも總論、第一章何々、第二章何々、といふて合に出て來るのである。大げさにいへば優に記者のスクラップブックの一冊をも占領する位澤山ある。これだけ讀んでゐれば成程彼等も大分建

設的になつて來たなと思はせられること請合ひである。

ところが世の中は皮肉に出來てゐる。斯やうな『建設報告書』に中をきかせないやうに、例の湖南事件なるものが紛糾して來た。此事件の起つたのは無論大會前から開會當時には無事に納まるだらうと見られ、廣西派の領袖李濟氏までが、黨の大久保彦左右衛門たる吳稚暉氏の保障に信賴して、大會に出て來たほどであつたが、廣西派の若殿原は、兩李(濟、宗仁)の態度や環境に頓着なく、傍若無人に進出して來たので事が八釜しくなつた。兩派はいよく干戈に訴へやうとし、李濟氏は監禁され、李宗仁氏は逃亡し終に武漢派討伐令が出るやうになつた。

事ここに至つては第三全國代表大會なんか、どツかに吹き飛ばされた形で、ノウ・ニウス・ヴァリウだと折紙つけられてしまつた。そして人知らず、鬼識らざる間に中央執行、監察委員の選舉をコソ〜とやつてのけて閉會した。委員選舉の結果が現幹部派の大勝に歸したことは既報の通りで當然過ぎる程で何等の感興も惹かない。たゞ御用代表だけを集めた大會でありながらその御用代表が『曹錕の賄選國會以上だ』と罵つたほど峻烈な言論壓迫下に於いて辛うじて獲られた勝利だといふことは記憶して置きたい。

左派の排斥を忘れなかつたのは流石である、中にも右派に取つて隨一の苦手である陳公博氏は、甘乃光氏と共に永遠に黨籍から削除され、顧孟餘氏は三年間黨籍削除に處せられ、汪兆銘氏だけは

黨の元老だけに書面を以て警告するといふにとどめた。これに對し陳公博氏等は黙つてゐない。汪兆銘氏を筆頭に陳公博、恩克巴圖、顧孟餘、柏文蔚、何香凝、(廖仲愷未亡人)王法勤、白雲梯、王樂平、朱霽青、陳樹人、陳璧君(汪兆銘夫人)郭春濤、潘雲超氏等十四人の連名を以て『中國々民黨中央執監委員の最近の黨務政治に關する宣言』なるものを發表した。

上海で如何なる發表方法を探つたかは不明であるが、日本では郵便によつて各方面に配布されたその要領は、

今回中央の決定した全國代表大會選舉法及び各地代表產生法は本黨の官僚化を促成し、民衆を絶望に導くものであり、本黨民主制度の精神を蹂躪するものでもあり、段祺瑞の善後會議に類するものである。中央は少數人の私意を以て、黨員と民衆の公意を蹂躪し、言を飾つて共產黨防壁といふが、これは北軍派の軍閥が國民革命を取扱つたと同一の趣旨に出でゝゐる。吾人は此程の大會を承認することは出来ない。

といふに在つて、取りも直さず左派國民黨の右派に對する斷絶宣言書である。

勿論從來とても左右兩派は互に相反目して來た。しかし公然此の如き形式を用ひて反對派を痛撃したことはない。左派の潜行的運動が今後一層深酷味を加へ來るべきは疑ひを容れない。彼等は憤懣の極馮派と握手すべく共產黨とも接近すべく、或場合には思想上右派に立つ廣西派と提携するか

も知れない。廣西派と左派は、凡そ縁遠いものであるけれども、政界の失意者たる點に於て同病相憐れむ環境に在るから、兩派の接近を絶無とは斷じ得ぬ。あだかも從來右派とのみ考へられてゐた柏文蔚氏が意外にも今回の宣言に名を連ねてゐるやうに、汪兆銘氏と李宗仁氏とが一系として考へられるときが來るかも知れない。カアド遊び式政局觀は、かく教へる。

それにしても今回の大會に於ける陳公博氏等の處分は、これからの現政府派に對して、可なりな高價を値ひするに至るだらう。或意味に於て、今回の大會の最重要な出來事であつた。

廣西派の蹶起

支那に於ける政治的勢力の對立抗争、離合集散は、由來トランプ遊びに似てゐる。或は直隸派、或は安徽派、或は吳佩孚派、或は馮玉祥派、或は國民黨系、或は安福系といふやうな澤山なカアドをこしらへて置いて無暗矢鱈にませ合せ其二枚乃至三枚づゝを組合せて、ヤレこんどは段派と安福派と研究系が喰ひ附いたとか、吳佩孚派と直隸文人系とが聯合したとか、勝手放題にキメてしまつたものだ。それで或點まで支那の時局なるものを説明し得たから面白い。ところがかういふ政局觀は國民革命成功後一時流行しなかつた。そして三民主義といふ目に見えぬ綱が彼等政治的勢力を縛つてゐて、彼等の野性をつなぎとめてゐる。今までに無かつた新しい要素が加はつて來たと云ふ風

に見られてゐた。併し其後の経過をチツとみる見てみると、どうも未だ『トランプ遊び式政局観』を捨てかねるものがある。記者に言はせれば、支那は依然たる支那であつた。カアドの形ちが變り、數が少し減つただけである。

新しいカアドはまづ第一に蒋介石派、つゞいて馮玉祥派、閻錫山派、廣西派、張學良派、右派國民黨、西山派、元老派、左派國民黨、共產黨等々で彼等の合縱連衡によりて、假裝的平和が保たれてゐる。だから均衡が一度破れれば、蜂の巣をつついたやうになるのは知れたこと、果して眼前に蔣派對廣西派の抗爭が展開して來てゐる。

廣西派が何日頃新軍閥としての實力を結成したかは、一寸断定出來ないが、そのはじめて世人の耳朶を打つたのは、蒋介石氏が北伐に上つた民國十五年七月、李濟琛氏（もと濟琛だつたが今濟琛と改名）が國民革命軍第四軍長として蔣氏の留守總司令を命ぜられたときに在る。同時に李宗仁氏は第七軍長として出征し、湖南江西に轉戦して軍功を擧げ、總司令部參謀長たる白崇禧氏と共に廣西派三尊と稱せられた。白氏も後軍權を與へられ、浙江を攻略して功があり同派の基礎やうやく固く、蒋介石派に對して陰然たる一敵國を成すに至つた。民國十六年、武漢政府と南京政府との對立時代には、廣西派は寧ろ武漢派に傾き、爲めに同年八月蔣氏の下野を見るに至つたのである。

蔣氏總司令に復職するに際しては廣西派は自己の地盤を犯さざらんことを條件としたと傳へら

れ爾來武漢政治分會を根據として事ごとに蔣派に楯付き、政治分會の廢止問題などでも大分喰つて掛つたものだ。胡漢民氏歸國後廣西派は氏と接近し（李濟琛氏は右派の戴天仇氏とよく知り廣東に於ける諸施設については戴氏によく聽いた）胡氏を楯として蔣派に當る策戦に出で一面極力地盤の擴張をはかり、譚延闓氏の乾兒である魯滌平氏を湖南省政府主席から追拂つたことが因を成し、遂に兩派の衝突を見るに至つた。

同派の領袖李濟琛氏の逮捕監禁から第三全國代表大會を笠に着た蒋介石氏の武漢派討伐令、李宗仁白崇禧兩氏の逮捕令と展開し、江西省瑞昌、湖南省常德の兩處に於いては既に戦火の交換を見た。と傳へられ、安徽湖北省境に於ける主力軍の衝突も近きに在りと報ぜられるが、今兩派の兵力を比較すると南京軍の十萬に對し武漢軍は八萬と稱せられ、稍歩が悪いのみならず、領袖たる李宗仁氏は蔣氏の御膝元たる上海で進退兩難の立場に在り、北支那に於いて一地盤を獲得すべく期待されてゐた白崇禧氏は、却て唐生智氏に斬り崩され其軍隊は唐氏の節制に歸し、自分は僅かに身を以て大連に遁れるといふやうな窮狀に陥つてゐる。閻錫山派とは勿論よくなく、白氏の逃げ出しは閻派の壓迫によることが多い。それでは馮玉祥派といふかといふに、決してさうでない。一時馮派と武漢派との妥協が成立したと傳へられたが、それは單に宣傳であつたらしく、大勢から見ると濟南事件の解決によつて山東を手に入れる見込みが確實になつた馮派としては、何を苦しんでか今更廣西派と

手を握らう。軍政部長の辭表を提出して蔣派を威嚇し、暗に濟南事件解決を促進する位な藝當はやるだらうが、それ以上蔣派に喰つてかゝるやうなことは馮氏はやらない。關外の張學良派に至つては、風する馬牛相及ばずで、いづこを見ても味方がない。僅かに中央に胡漢民氏等の右派口舌の徒があるのみである。どう考へても廣西派の立場はよくない。

カアドは配られた。蔣介石派と閻錫山派が一團。右派と廣西派が一團。残る一枚の馮玉祥派がいづれに取られるかによつて勝敗がきまる。しかも馮派の眼前には、山東といふ好餌がブラ下つてゐる。賢明な馮氏が廣西派に傾くとは考へられぬとすれば武漢派の屈服は必然の成行であらう。結局胡漢民氏等の仲裁によつて、有耶無耶になるのであるまいか。

番茶の出がらし

廣西派が没落したから、こんどは蔣馮の争ひだといふ舊來の見方は成る可く試みたくない。我々とても國民政府の益々鞏固になることを希望はしてゐる。ツマラヌ内争などは止めて欲しいとは思ふ。けれども希望は飽くまで希望であり、事實はあくまで事實である。事實をありのままに觀測するときそこに展開されるものは各軍閥の均勢關係に外ならない。其均勢關係が保たれてゐる間は、支那の政局は少康を呈してゐるが、或誘因に依つて其均勢が破られるとき、少康状態にヒビが入

る。

大體馮玉祥氏の居る地位が悪い。大きな男が子供の着る小さい衣服を着て藻掻いてゐるやうなものである。もつと大きな衣服が着たいといふので、一等はじめは北平、天津地方をねらつたのだが、それは閻錫山氏と蔣介石氏との話し合ひで山西に取られてしまつた。僅かに北平特別市長に自派の何其鞏氏を入れ得たに止まつたと斷じ去るのは無理だが、併しそれ以外に確固たる地盤を獲得したといふわけにも行かない。それでは山東をといふので、隨分前から自派の軍隊政客を入れて、今か／＼と濟南事件の解決を待つてゐるのだがやつと解決して見ると蔣派は蔣派で又色氣を出し、青島には逸早く接收委員を出すし、河北の蔣系軍隊が南下して來るといふ有様。

一方蔣派對廣西派の抗争に於いて、馮派が好意的中立を守る交換條件として蔣氏の承認を得てゐるといふ(一)襄陽及び武勝關駐兵(二)熊斌氏を湖北省政府首席に任命の件(三)京漢線收入中から毎月百萬元宛分配の件、咽喉元過ぐれば熱さを忘れるといふ譬への通り蔣派は一向履行しさうにない。北は閻錫山氏に邪魔され(その又奥に張學良氏がある)南は武漢に阻まれ、東口である山東方面さへ取れるかどうか判らないとすれば、馮派の不平はどうしても爆發せざるを得ない。彼及びその一黨は、國民革命成功以來何等の報酬をも與へられず、番茶の出がらしのやうな陝西、河南地方に閉ぢこめられ、息抜きすることすら拒まれてゐるのだ。安全瓣は、彼に對して絶對の必要である。

是に反して蒋介石氏の立場は頗る有利である。彼は上海を持つてゐる。まして關西派没落後は、北に馮氏の勢力を控へてゐるだけで南、廣東は自派の陳銘樞氏がゐる、東は……東は海である。正に後顧の憂ひがない。その上北方には閻錫山派がゐる。同じく馮玉祥派に當るため、蔣、閻の聯繫は目下比類のない位鞏固であり、且又北方の中心である北平には、國民革命成功後ズツト何成濬氏がゐる。蔣派の大探題として北方の局面をまとめ閻派張學良派の連鎖となりいふところの反馮同盟のムウヰングスピリットとなつてゐる。一年に垂んとする彼の努力が酬いられて最近の北平電報は北支に在る第一第四集團軍が全部閻錫山氏の節制に歸し、閻氏總司令に、張蔭梧氏右路總指揮に、涿州の勇將傅作義氏左路總指揮に蔣氏の盡力で復活した唐生智氏第五路總指揮に方振武氏第六路總指揮に任命され對馮軍の陣容全く成つたと傳へてゐる。

この報道にして事實ならば、蔣馮の抗争は殆ど避くべからざるものゝやうに見える。馮派の中に引きくるんで、袋叩きにするやうな形勢で、四面に敵を控へた馮派の環境は決して有利でないが、窮鼠却て猫をかむの譬へ、然も戦には強いといはれてゐる馮軍が、クロムウエルと曹操とをつき交ぜたやうな馮玉祥氏(チト褒め過ぎたか知ら)に率ゐられて、最後の一戦をやらうといふことになれば、廣西派のやうに手ツ取り早くはツブレまいと思はれる。消息通はタツプリー一年はかゝるだらうと見てゐる。一理ある觀察である。

馮と共産派の合流

『日本一のきび團子、一つはやれない、半分やろ』で、山東の半分だけを馮派の手に渡し、それで巧く行くと考へたのら、蔣派はあまり蟲がよ過ぎる。馮派が山東を欲しがるのは、ツマリ青島が要るからなのだ。青島を含まない山東はさして有難くない。馮玉祥氏がスネ出したのはあたりまへである。

スネては見たが、併し形勢は馮氏に不利である。何しろ四面に敵を控へ、その敵がいづれも身構へしてゐるのだから始末が悪い。イザといへば袋叩きである。今日までの支那からの情報によれば馮氏はやむなく隠忍するつもりらしい。それが賢明な策であり、將來に活きる唯一の道であることは勿論である。譬へやうもない忍苦の歳月が、また彼の上に始まるのだ。彼はかつて張作霖の銳鋒を避けて奥地へくゞと隠れて行つた。そして五原誓師の後、又もや水のごとく中原に進出して來たその故智を今襲はうとするのであらう。

だが蒋介石氏は少しやり過ぎてゐるはすまいか。圖に乗つた、若くは思ひ上つたといふやうな嫌ひがありはせぬか。武漢派が案外容易に片附いたからといつて、かうまで馮派を壓迫するのは考へものであらう。何となれば馮氏は近代支那政局史上に於ける最複雑な性質の持主であり、剋服しがた

い一個の存在であるからである。彼を認めて、彼の勢力範囲内に於ける専恣を容して、そしてある程度までの聯盟關係を結ぶことは蔣氏に取つて可能である。彼を征服せんとする企ては結局失敗であらう。

挺して嶮に走るといふ支那の言葉がある。ロシアと結んでゐるとか、共産的施設をしてゐるとかたゞさへかうした噂を立てられてゐる馮氏である。蔣氏が今のやうに馮派壓迫の手を緩めないならば、馮氏はほんとに共産黨になつてしまふかも知れない。

現に近着の北平天津方面の支那新聞紙は、勞農東方政治分會が駐外領事及び軍事分會に宛てて發した訓令といふものを發表したが、その中に『馮氏は又相當條件の下に於いてロシアと協力すること。新疆蒙古各政府は、總てロシアの勢圏に歸し、馮氏はその方面の實力者として、提携を希望してゐる』とか『軍事は將來一切馮氏が擔任し、先づ山西省を占領して南口に據ることになつてゐる』とか、種々の計畫が載せられてゐる。何處までほんとうだか見當がつかないが全然蔣派の宣傳だと斷じ去るわけにも行かない。數年前馮氏とロシアとの密約なるものが暴露され、馮氏はそれを虚構だといつて極力打消しにかゝつたが結局それは事實だつたといふ先例もある。支那新聞は謠言新聞であるけれど、一から十まで謠言ばかりだといふことは常識として考へられない。馮氏に多少の共産黨的傾向のあることは争はれない。

今や政界の失意者とならうとしてゐる馮玉祥氏が、かやうな傾向を持ち合せてゐるのに加へて、薪上更に油を注ぐものは、最近盛んな潜行力を見せて來た共産黨の復活運動である。支那共産黨の舊領袖陳獨秀、譚平山等は、北伐軍が武漢を占領したことを以て、黨の大事成れりとなし、第三國際の命令を用ひず、終に南京政府をして名を成さしめたので、第三國際は譚を除名し、陳に一ヶ年の休暇を與へ、彼等兩人に代ふるに林祖涵、周恩來、吳玉祥等の新領袖を以てし、潜行運動に發途させると同時に支那共産黨に對する徹底的軍事訓練を開始した。

即ち孫文大學は中國共産勞働大學と改められ、支那學生七百名に對し毎週四時間づつの軍事教育が施され、更に各種軍事學校に在學せる支那學生も六百名に及んでゐるといふ。浦鹽には來る六月頃、さきの黃浦軍官學校に似た學校が設立される筈で現に生徒募集中であるとも傳へられる。かやうにして今後數年を経た後には支那共産黨員の數も現在の十三萬から躍進的增加を見るであらうし、現在では湖南西部に潜伏してゐる賀龍、朱毛等の微力な共産軍も、數年後には相當有力なものとなるかも知れない。

共産黨と馮派との合流、それは今日幾多の疑問を含む命題だ。記者はこれに對してまだ何等かの斷定を下すことは出来ない。併しタトヒ蓋然性なしとするも、可能性なしとはいへない。溺れんとするものは藁しべをもつかむ。馮氏の失意の深刻なれば深刻なるほど、馮共合流の蓋然性は増加す

ると見なければならぬのである。

蔣馮戦に口火を切つた韓復榘

韓復榘は馮軍隨一の猛將で、河南省政府の主席であり、小馮玉祥といはれてゐる男である。鹿鐘麟や張之江等が昔は馮部下の大將として知られてゐたが、政治家になつたり病人になつたりして軍隊を統率しなくなつてからは、韓が猛將の隨一といはれるやうになつた。殊に目覺しいはたらきを見せたのは、昨年五月國民革命の末期で、彼は第二集團軍第三方面軍總指揮として、劉汝銘、馮治安、劉驥、鄭大章の各軍約五萬を率ゐ、直隸の安國から高陽を衝き、逃ぐる奉天軍を追うて固安に突出して京漢線を中斷し六月六日南苑に入り、北京一番乗りをやつたときである。馮は軍功並ぶものなしといふので、國民軍には勳章がないので特に革命功章を授けたといふ。

そのとき北京の治安維持に當つてゐた奉天軍の鮑毓麟旅團が、外交團の保障の下に山西軍との引継ぎを終り、朝陽門から通州さして歸る途中を擁して、韓軍が武装解除をやつたといふ事件が起つた。外交團では面喰つて、まづ朝陽門外東嶽廟にかけつけたが、韓軍ではテンデ受附けない。仕方がないので外交團は、また／＼南苑くんだりまで駆けつけて韓に面會を申込んだ。そのとき韓は、帝國主義國の代表にはこれでいゝと言つたかどうかは知らぬが、鼠色の木綿のズボンに支那靴、上

衣は著すに木綿シャツ一枚といふなりでノソリと出て來たものだ。そして『奉天軍は敵である。敵に對して武装解除何が可笑しい。馮總司令からの命令？ そんなものはまだ來てゐない。』テナ調子で外交團を煙に捲いてしまつた。アトから馮氏からの命令で黙々として河南に引揚げたが、箸にも棒にもかゝらぬ男だといふ評判は、そのときから盛んになつた。

國民革命成功後は河南省政府主席に納まり、嚴酷無比な共産的施政をやり、兵士に共産演説をやつたりして問題になつたことすらある。先般廣西派と蔣派との戦ひには、蔣馮密約によつて湖北の地盤を開拓するつまりで武勝關まで乗り出し、廣西派が敗れた後も構はず湖北に侵入しようとしたので、蔣氏スツカリ青くなつて馮氏にとめて貰つたことは、まだ讀者の記憶に新たなることであらう。

手に入りかけた湖北を取り戻されて、韓のムシクシャツたらなかつた。今に見ろといふので武勝關にかざりついて放れない。蔣もコイツ危いといふので麾下の精銳劉峙軍を漢口に殘し、自分の代理として何應欽をやつたりして警戒おさ／＼怠りなかつたが、果して蔣馮決裂の放火者は韓だつた韓年齒四十二三、馬面に黒眼鏡をかけ、見るからに曲者、宿望を達した彼が、こんど、どんな働きを見せるが随分手ゴワくやることだらう。

(追記) この觀測は裏切られた。五月二十三日韓は中央服従を聲明した。しかしこの後別に馮を攻撃もせず、

一九二九年末には反蔣とも傳へられた。結局彼は一の遊離的小軍閥になつてしまつたのだ。

陰性の抗争(禍根残る西北支那)

馮玉祥は何處へ行く。支那當面の時局で、最も研究に値する命題はこれである。想ひも掛けなかつた部下隨一の猛將韓復榘の裏切りによつて、煮湯を吞まされた彼、蔣と一戦を交ふことはもはや思ひも寄らぬ。殊に南方で廣西派が意外に振はず、廣東一ツ取れないでグチャ／＼になつてしまつてゐるのでは、豫ての計畫は到底實行されさうにない。今度ほど立場に窮したことは、もとから荆棘の路ばかり歩いて來た彼ではあるけれども、一寸これまでになかつたところに彼の窮況を救ふべく突如として現はれたのが閻錫山の和平提議である。

閻の電報は五月二十二日附て、兵權を釋いて中央に返し、一緒に外遊しようではないか。といつて内政に對し無關心であれといふのではなく、手に大兵を擁したまゝいふのでは穩當でない嫌ひがあるから、素手になつて言はうではないか。屠刀を放下すれば立地に成佛せんと古人もいつてゐるのではないか。といふ意味だつた。閻がかやうな電報を發したことは一寸考へると閻の主動のやうに見えるが、支那流に考察すれば亦馮の運動の成功である。

これより先、馮は閻に背後を脅かされることを恐れ説客を山西に遣はして閻との間に不戦同盟を

結ばうとし、閻もこれには同感であつた。何となれば馮と戦ふとすれば、閻は折角獲た平津地方の地盤を東三省に渡さなければならず渡すとすれば現に同地方に據つてゐる商震等をどうするかといふ難問題を生じる。成るべくなら馮と戦争しないで、極力現狀を維持したい。尤も馮の勢力を根絶することが出来るなら、彼とて必ずしも消極一點張りでもなからうが、尅服しがたき存在であることは誰よりも彼が一等よく知つてゐるので、さてこそ例の通電を發して『戦争はイヤだ』といふ意思を表示したわけである。

馮としては思ふ壺にはまつたわけである。併し下野して閻と一緒に外遊するといふことは、彼に取つて難題である。これが外の場合ならば、部下の結束が一絲紊れずつてゐる場合ならば、外遊位なんでもないが、今はさうでない。部下の隨一たる韓復榘さへが離反しようとしてゐる此際であつて見れば、彼の外遊は到底實行不可能である(韓の態度については記者はまだ疑問を懷いてゐる。離反したといはず、離反しようとしてゐると斷じた所以。)下野の聲明位はしてもいゝが、兎に角踏みとゞまつて、部下の結束を堅めなければならぬ。恐らく彼は蝸牛がその殻にヂツとして身を潜めるやうに陝甘の野に引籠るであらう。そして徐に『考へ直す』ことであらう。いかに考へ直すか。彼はすでに青天白日旗を引き裂いて赤旗をたてたといふ(二日北平電)。蔣によつて國民黨の黨籍をも除かれた。左派との合派、共産黨との提携、ロシアからの援助期待、彼の進むべき途はいくらも

ある。

閻の投じた一石の影響はかなり大きい。戦はずして局面を把握したと思はれる蒋介石の面上に、却つて苦悶の影が濃くなつたのは何故か。馮との截然たる分離によつて、新たな禍源を西北支那に作つたからである。看來れば蔣馮の勝負は未だ終つたとはいへず、むしろ執拗な、ジメ／＼したはてしのない陰性の抗争が、これから始まるのではないかと思はせるものがある。

西北善後の悩み

馮閻はどうしても外遊するといふ。蔣氏は馮氏だけは行つてもいいが閻氏に行かれては困るといふスツタモンダの末が張學良氏までも呼び寄せての北平會議。これまでの舊軍閥の會議だといふと麻雀の合間々に、アレはかうしやうぢよないか。よからう。位なところで不得要領の得要領で、何んとか片附いて行つたものだが、今は麻雀御法度時代だから、至極事務的に運ばねばならぬ。暑いのに御苦勞なことだが、では一體何を議しようといふのか。

議題としては馮閻の外遊、西北善後、馮軍編遣の三ツが擧げられてゐる。馮氏の外遊には何人も異存がない。中央に於いてはすでに馮氏の逮捕令をも取消したことであるから、何も問題はない。たゞ閻氏が一緒に外遊すると言ひ出したので蔣氏の方で困つてゐるのだ。或ひは昨年石家莊での蔣

蔣閻三人の約束を持ち出し、閻氏があくまで外遊を言ひ張るのは、この古證文にものをいはせ、蔣氏に下野の道連れをさせやうとする魂膽だといふ向きもあるが、由來支那では古證文がものをいつたタメシなく且また形勢が變化すれば、それを實行しやうつたつて實行出来るものではない。蔣氏にしてからが、道連れにしやうつたつて出来るものではない。だとすれば、蔣氏が一生懸命閻氏を引き留めてゐるのは西北の跡始末に困るからなのだ。

蔣氏の腹ではこの機を外さず馮軍の編遣まで漕ぎつけて、統一に一步を進めて置きたい。それには閻といふ楯か、或は保證人が入用である。中央々々の一點張りで大義名分を笠にきて、加ふるに閻氏と責任を分つて馮軍を改編し、西北の跡始末をつけて置きたいのだ。どうせ日本位までしか行かないと判つてゐる閻氏のいはゆる外遊を、蔣氏がどうしてあなんにシツコク挽き留めるか。その眞因はまさにこゝにあるのだらう。閻氏がいふことを聽かぬと見て、張學良氏を呼び寄せたのは、一種の示威運動と取れぬこともない。イヤなら閻内の地盤を東三省にやるぞ、といふところだらう。

閻氏は今蔣氏と共に責任を分ちたくない。韓復榘の寝返りによつて馮の原有兵力二十七萬が二十萬そこ／＼に減つたにしてもその勢力にさまで動きはない。韓は案外人氣がよくなく、一時彼に喰附いて馮氏から離叛した軍隊も、ポツポツ復歸する状態であつて見れば、馮氏は閻氏に取り依然一

大敵國である。毎度いふことだが、馮氏と戦つて勝味があるなら、閻氏がいかに平和主義でも一戦を辭しはすまい。しかし戦争にかけては馮氏の方が一枚上手である。戦争した、敗けたで、二十年苦心の結晶である山西の地盤を失ふのは愚の骨頂だ。そこに不侵犯同盟の起る理由がある。すでに馮氏との間に不侵犯同盟を結んだ以上、いかに蔣氏からの懇請があつたからといつて、馮軍の改編までに責任を分てるものではない。閻氏が不必要と思はれるほど執拗に外遊を主張するには、裏面にこころした経緯があるのだ。

會議がどう落ちつくか。北平電報は馮が外遊を延期すれば閻も延ばすと云ふ。これでは問題は依然として残る。西北善後は出来ない相談となる。馮軍の改編などいふべくして行ふべからず。結局さういふアキラメに落ちつくのが北平會議の運命だらう。

南北を貫く反蔣聯盟

漠然たる不安が、支那の中原を蔽うてゐる。韓復榘の寢返りによつて出鼻をくぢかれた馮玉祥が其後チツト鳴りを靜めてゐることが、その最重大な原因であることはいふまでもない。下野だ、外遊だで、散々焦らせた馮玉祥が、最近外遊のがの字も言はなくなつたについては、近頃色々な噂が北平方面から傳へられて来る。新聞檢閲が嚴重なため、かうした消息はまだ新聞紙に現はれるに至

らないが、暗中飛躍は大分盛んであるらしい。

筋書はいづれ定まつてゐる。馮玉祥とそれから蔣馮衝突の際以來自衛上歩一步馮の側に歩み寄つた閻錫山との聯繫を根幹として、これに張學良が加はり、廣西派が馳参じようといふ寸法だ。張學良がどうして加はるかといふに、元來奉天派は歴史的に山西派といふといふ關係以外、最近の露支問題以來、東三省外交權の中央歸一といふことが實現されさうになり、その結果として國民黨の勢力が東三省内に伸びようとする趨勢になつて来たからである。もとく奉天派と中央との關係は、不即不離といふか、面從腹背といふか、とにかく水くさいものであつて、張學良としては黨の勢力が東三省内に侵入することを最も恐れてゐるのであり、蔣介石としては黨の勢力を東三省内に入れることを、何よりも熱望してゐるのである。成程張は外交權の中央歸一は差支へないと言つたことはあらう。さういふ建前にして置けば、各種の懸案を持つてゐる日本からのヤイノヤイノを避けることが出来るから一寸便利だと思つてゐるかも知れない。しかしそれに附隨して浸潤して来る黨の勢力は、考へたゞけで身慄ひする。何故といへば、——黨の勢力は原則としてまづ下に浸みこむ。さうして徐々に軍隊の中に燃へひろがる。最後に爆發してクーデターとなることは張といへどもよく知つてゐるからだ。

張のこの疑懼を利用したのが老獪閻錫山だ。

我々の方には、表面はとにかく實際には黨の（『蔣の』）といったかも知れない）勢力は這入つてゐないよ。それといふのも我々が武装してゐるからだ。君もそれがイヤだつたら、我々同様武装するに限るよ。どうだ一つ、利害を同じうする我々三人で、黨勢力（實は蔣勢力）防止同盟をつくらうぢやないか。

閻は張に向つてかうも言つたらう張が渡りに船とこの提議に乗つたことは、鏡にかけて見るごとしである。

廣西派が馮閻の誘ひに乗つたことは、張學良の参加以上に論理的だ。彼等は残唾を廣西に存してはゐるが、獨力では何もすることが出来ない。そこへ持ち込まれたこの話である。張學良の参加が渡りに船であつたとすれば、廣西派のそれは盲龜の浮木だつたのだ。

馮、閻、奉天、廣西派の外、これらの四派の間を走り廻つてよくいへば操縦、ケナシていへば走り使ひをするものに安福派があり、西山派がある。安福派は天津を中心として主として奉天派の張り込みをやり、例の姚震など大分働いてゐるやうである。西山派は南で廣西派との連絡に當つてゐるやうで、居正、鄒魯、許崇智などが暗中飛躍してゐるやうだ。

叙上の諸派をフアクタアとして暗に醸成されつゝある反蔣聯盟は謀主として閻錫山を戴く豫定だといふし、或は場合によつては段祺瑞を引張り出すことになるかも知れないといふ。旗印はいふま

でもなく一黨專制の打破で、痛烈に蔣介石の失政を攻撃するに在るらしい。早まつた報道で、信用するには躊躇するが、一ヶ月後には津浦線の徐州、京漢線では湖北河南省境に反蔣軍を見るだらうといふ噂すらある。

由來支那は謠言の國、信するに足らぬといへばそれまでだが、これまでの政變なり何なりを回顧して見るに、事變の起る前には盛んに謠言が起り、何だソンのことといつてゐるうちに、急轉直下して政變來となるが多かつた。こんどのも同じ道程をたどりつゝあると見るべく、況や南京火藥庫の爆破、西山派元老居正、鄒魯の逮捕令などいふ、顯然たる豫兆があるに於いておや。

汪兆銘の鮮かな登場

今張發奎氏の獨立を導火線とする反蔣介石派の聯盟は、更に一枚國民黨左派が加はることによつて收拾すべからざる形勢を展開して來た。支那からの情報によれば、汪兆銘、陳公博、顧孟餘、柏文蔚、王法勤、王樂平、白雲梯、陳樹人、郭春濤、陳璧君（汪兆銘夫人）何香凝（廖仲愷未亡人）朱霽青、潘雲超氏等十三人の連署を以て蔣介石討伐令を發したことがあるが、この連中はいふまでもなく國民黨左派或は改組派といはれてゐる一派で、本年三月の第三次全國代表大會に對して反對の意を表明し『中國々民黨中央執監委員の最近の黨務政治に關する宣言』なるものを發して自分等

こそ正統の中央執監委員であると稱し非法な選舉法に依つて開かれた三全大會を否認したことがある。

この論理はその後、馮玉祥派によつて繼承せられ（連署者の一人郭春濤氏は馮派の領袖である）蔣、馮衝突の際にも馮氏によつて叫ばれたものであるが、左派は時機未だ熟せずと見たものか、終に實際行動を起すに至らず、専ら潜行運動にのみ没頭してゐたのである。『左派口舌の徒』とアセル連中は随分齒ガユがつたやうだつたが、それは左派に意氣地がなかつたのではなく、結局時機がよくないと見たからだつたらしい。第一首領である汪兆銘氏からして、巴里にゐたんぢや仕方がない。果して蔣馮の衝突は龍頭蛇尾に終り、馮氏が生命がけで閻錫山氏に喰ひ下りその擁護の下に辛うじて局面を收拾することが出来たやうな醜態。左派が出なかつたのは賢明だつた。

ところが今度はさうでない。東支鐵道問題で散々手古摺つてゐるところへ、三全大會の結果としてどうしてもやらなければならぬ編遣事業、その公債七千萬元の募集が思ふやうに行かない、ヤツト二千萬元出来たかも知れぬといふ時である。流石の浙江財閥も一寸くたびれたものらしい。それに露支問題にからんで張學良氏がスネ始める。馮玉祥氏が創痍いへてソロソロ鎌頸を持ち上げる。西山派安福派の奔走によつて廣西派は勿論段祺瑞老までが氣振りを見せる。條件は益々よくなる——そこで總帥汪兆銘氏の香港歸着となり、蔣討伐令の發布と進展して來たのである。

『新軍閥の崩潰は、北洋軍閥より更に速かなり。』かうした信念を持つて久しい間機會を窺つてゐた汪兆銘氏の登場振りは、全く鮮かなものがある。殆ど一人の蔣介石氏を取り捲いて、袋叩きの形勢である。股肱の隨一であるべき管の何應欽氏までが、逸早く逃げ出さうといふやうな面白からぬ有様。だが勝敗は勿論分らぬ。噂通り湖北省境で、或は徐州方面で、たゞちに衝突が起らうとは必ずしも思へない。今暫くは睨み合ひを續けるのではあるまいかと推測される。ヂツト睨みあつてゐる間に、しかし勝負は定まつて來る。蔣氏は伶俐者だ。形勢非なりと見れば躊躇せず下野するだらう。さうしてその後汪兆銘氏がすはるといふ寸法にならう。汪氏ならば黨の若い者の人氣を負つてゐるし、反蔣聯盟の最有力者たる馮氏ともいい。三方四方まるく納まるから、たゞ段祺瑞氏一派は不満足だらうが、時勢はもう段氏等の出る幕でない。おとなしく引込んでゐるに限る。最近段氏に會つた人の談によると、案外野心勃々だとのことだが、それは老人の冷水だと評されやう。

河南の戦局

支那の戦局は最近一向進展しない。浙江財閥が蔣介石氏援助の手を引いたため、蔣氏は到底戦線に立つことは出来なからうと最初は思はれてゐたのに、その蔣氏が悠然と河南に現はれたので政府軍六分の勝利といふ觀測が起り、引續き就任を濫つてゐた閻錫山氏が、陸海空軍副總司令に就任し

たとの報が傳へられ、追つ驅けて和平會議開催説が起つたのでハハア、例によつて例の如く不徹底の儘落着くのだなど一般に感ぜられた。ところが最近の電報によると、七日朝來登封、臨汝の線に於いて、兩軍の決戦が開始せられたとある。何が何だか、所詮支那のことは判らない。

昔は、といつても民國後のことだが、支那の内亂は大抵金で片附く戦争で、大した死傷も出ず、雨が降れば休むといったやうな、一味の悠揚さを藏してゐたものだが度々繰返すうちに段々深刻になり近頃では却々どうして悪戦苦闘をやる。殊に今度といふ今度は、兩軍共いよいよ最後の決戦だといふ決心かも知れないから、相當の激戦となるだらう。だからどちらが勝つかを判断することは神様でない限り難かしい。併し判断の材料は多少ないでもない。第一に兵力に於いては蔣軍の方が多く、軍資の點に於いても同斷である。唯士氣の點に於いては、馮軍の方が上だと見なければならぬ。蔣氏の御膝元である上海からの情報によつて見ても、政府軍は『どこまでも蔣介石』といふ信念で堅まつてはゐないらしく、意氣込みに於いて馮軍に比し遜色があるらしい。これに反して馮軍の方は何といつても馮玉祥氏子飼ひの連中ばかりで、それに彼等の背後の根據地である陝西、甘肅地方が、今年は非常な不作ださうで、退いて身を守るには甚だしい困難を感じるわけ。『餓死か、然らずんば……』といふ情勢だといふから、取りも直さず背水の陣である。一體、積極的に出ないのをシキタリとしてゐた馮軍が、支那電報を信ずれば今度こそは積極的に、猛然として反噬して來た

といふのだから、此際先づ馮軍に團扇をあげて置くのが無難ではあるまいか。

若し萬一蔣軍が敗けたらどうなる。武勝關で防ぎ。武漢で防げると言へないこともないが、河南一敗の報は全国的に影響し、人心離散、反蔣聯盟の氣勢はいやが上にあがるであらうから、踏み止まらうつたつてそれは出来ない相談であるかも知れない。さすれば豫定の通り南京に引返し、一應江蘇の保全を試み、それも出来なければ退いて浙江—福建—廣東の線を保つて儉安の政府を形成する外はあるまい。

逆に蔣軍が勝てば、——それはそれツ切りのことである。馮軍を全滅させ得るものぢやあるまいし暫らく局面の小康を保ち得るといふだけのことである。敗けることは大いに困るが、勝つたつて大してよくはならない。どつちに轉んでも蔣氏の立場は損だ。

(追記) この觀測も誤りであつた。十二月十七日孤良誠軍臨封登汝の線に敗れ、アツ氣なく蔣軍の勝利となつた。しかしそれは金力の勝利であること勿論である。

蔣介石の凋落

蔣介石氏の運命はつひに算へられた。蔣氏は下野の意思を表明した。消息通は各方面の情報を綜合して、蔣氏の運命を今年一杯と豫斷してゐるが、この想像はどうやら當つた。

五月の第一期蔣馮戰で、馮氏部下隨一の猛將である韓復榘氏の寢返りによつて局面を有利に收拾し得た蔣氏だつた。だが本文の記者がその當時からズツト疑問を存して置いた通り、結局は蔣氏から軍費を捲き上げるための、馮韓兩氏の苦肉の策だつたらしい。その證據には韓氏は、中央服従聲明後ケロリとして河南に納まり、馮氏と不即不離の關係を保ち、或意味に於ける緩衝地帯を成してゐたのも分る。そのうちに十一月には第二期蔣馮戰が始まる。すると韓氏の後を承けて馮軍の首將となつてゐる孫良誠氏が又蔣氏から軍費を受取つて八百長退却をやる。蔣氏にしても本當に勝つたのだとは思はないが、兎に角一時河南陝西の局面を糊塗し得たつもりで、廣東危しとの報に急遽南京へ引返して來ると、こんどは韓氏と一緒に中央服従を聲明して、第十三路總指揮、安徽省政府主席で納まつてゐた石友三氏が反蔣の旗を擧げる。然も御膝元である南京の對岸浦口で。さうして蔣氏は、安徽省政府首席としての石氏の就職典禮に臨席して歸つたばかりのところだつた。

この一事で蔣氏は天下の秋を知らねばならぬ。否、氏もそれを知らぬほどのウツケ者ではない。第二期蔣馮戰に際しての河南出陣が氏として最後の一舉であることは氏も充分覺悟してゐたのである。金の力で勝つには勝つたが、もうそれ以上は流石の浙江財閥も背負ひきれない。氏の今回の南京歸來は全くは下野善後策のためであつたのだ。

蔣氏の執るべき策を、局外者から考へると三ツある。一は下野して國民政府首席の地位を、左派

の領袖汪兆銘氏に譲ることである。二は閻錫山氏に縋ることである。三は、下々の下策で實現の可能性はないが、國民政府の廣東移轉を決定して、正朔を一隅に存することである。蔣氏はまづ第一策の遂行に取りかゝつた。『血は水よりも濃し』で、同じく天下を譲るなら黨の先輩汪兆銘氏に渡すに限る。一度汪氏を据へて置けば、將來汪氏が失敗した場合、所謂『たらひ廻し』の策で又自身の手で政權を貰ふことが出来る。これは想像ではなく會て一二度は汪氏との間に實行したこともあつたのだ。で、こんども蔣氏はこの方策に考へつき高等政策に關して氏の懷中刀といはれてゐる揚水泰氏を香港に派し汪兆銘氏と篤と談合させたのである。

が汪氏は『たらひ廻し』の相談には乗らなかつた。それは前に苦い經驗をなめてゐるからである。乗らないばかりでなく、相當激烈な電報を蔣氏に寄せて、その下野を促したものだ。

そこで蔣氏は第二策に取りかゝつた。後事を閻錫山氏に託することになつたといふ新聞電報が、その間の消息を語つてゐる。併し閻氏が蔣氏の後を引受けるには、相當困難な點のあることを考慮の中に入れてなければならぬ。第一に閻氏は國民黨の外様である。もとの同盟會時代のことをいへば氏も亦老革命黨かも知れないが、氏はその後山西を根據として軍閥に成り濟まし、遺憾ながら今日の國民黨を率ゐるに足る資格がない。第二に國民政府首席となれば、閻氏は否でも應でも南京に出て來なければならぬ。これが閻氏に取つては頗る苦しい。尤も北平遷都が許されるならば別問題

であるが、南京だと一寸出られまい。

蔣氏が閻氏に縋りつく。閻氏は持論の和平會議（『國民會議』と氏は前から命名してゐる）召集を持ち出す。その會議が開かれれば、閻氏の音頭取りで改めて汪兆銘氏歡迎を叫び出すといふ寸法になるのではあるまいか。汪氏ならば廣西派も納得するし、馮派も異存なからう。『閻氏の介添へで汪氏が天下を取る』比較的無難な見當であらう。一寸辯解して置くが、汪氏は飽まで孫文の後継者で反對派の宣傳はどうあらうとも、決して共産黨ではないのである。

同床異夢の右派と改組派

蔣介石氏今日の運勢は、民國五年袁世凱の帝政計畫失敗當時のそれによく似てゐる。さればいつて蔣氏は袁のやうに帝制を企てたのではないし、又その施設も多く中庸を得て居り、殊に外交問題の如きは豫期以上の成功をかち得てゐる。だのに反蔣各派がどうして一致して不信任投票を蔣氏に投げかけるのか、その理由は一言にして盡きる。曰く、新軍閥の自衛運動であると、國民革命の進行中には、かうした現象は一度ならず繰返されるであらう。蔣氏の後を承けるものが汪兆銘氏であるか、それとも閻錫山氏であるか知らないが、誰が出て來てもうまく行く筈がなく、いつれば蔣氏の先例に倣つて下野外遊といふやうなことに落着く運命を持つてゐる。嘗て辛亥革命の際某學者

は支那革命を五、十年の繼續事業と歎じたが今にしてその先見に服せざるを得ない。五十年先の否二十年経つたから三十年先きだが、そんな悠長なことはさて置いて、こんどの時局の跡始末をどうするか、反蔣各派はいつも自派の立場を第一に置いて、色々なプランを立てゝゐるやうである。先づ第一に、今回の反蔣運動の殊勳者である各實力派の考へは、まづ閻、馮等の連中が北平へ乗込み、臨時國政籌備所といつたやうなものを設け、反蔣各派の代表會議を開き、その結果臨時政府首領として段祺瑞氏か或は閻錫山氏あたりを擔ぎ出し、一黨專制を排し、現國民政府の根幹的組織である委員制を廢し、聯省自治の趣旨を加味した政治組織を採用するやうなことを決議しはせぬかと思はれる。最近着の電報によれば、國民黨の最右翼で、殆ど黨の圏外に在る西山派が、かういふ案を懐いてゐるらしく、同派の領袖謝持氏がこの案を持つて香港に行き、改組派（即ち國民黨左派）の首領汪兆銘氏と相談することになつてゐるといふ。

ところがこれでは汪兆銘氏から一蹴されるにきまつてゐる。汪兆銘氏等改組派の考では、蔣介石氏及び右派のやつてゐることがふるくもあり、官僚的でもあり、國民黨本來の精神に反するからこそ之れに反對したのである。それなのに北方各派が、現國民政府を否認して、それよりも一層右の方へ持つて行かうとする案を立てゝゐるとしたならば、それには決して賛成出來ないのみならず、反蔣各派の所謂善後會議などにも出席出來ない結果となる。

改組派のプログラムに従へば、豫ての宣言に従つて本年三月の第三次全國代表大會を否認し、民國十五年一月廣東で開かれた第二期全國代表大會に一切の事態を返しその時の中央執監委員が職權によつて現國民政府を改組する。此點が時局善後の出發點でなくてはならないと主張するのである。此中央執行委員會の會議で汪兆銘氏を委員長に互選し、尙ほ國民革命の進行中、反動勢力の存在を理由とし、陸、海、空軍總司令として閻錫山氏を任命して今回反蔣運動の論功行賞を實行し、更に外交當面の急需に應ずる爲め伍朝樞、唐紹儀又は陳友仁諸氏のうちの一人を外交部長に任命すると云ふのが本音ではあるまいか。即ち國民黨を以て民國を治めるといふ以黨治國の方針は、改組派としてはあくまで維持せんとするものであつて、北方各派の註文のやうに、國內の一政派に成り下つてしまふことは所詮出來ない相談と改組派では思つてゐるのだ。

實力派と改組派の主張は、右の通り極端に背馳してゐる。改組派に取つてはテンデ妥協しやうもない問題だから、もし北平善後會議が一黨專制打破を決議すれば、改組派は又復右に對する反對運動をやるより外はない。時局收拾の困難な所以である。たゞ記者の見當では、北平善後會議がもし開かれても、西山派の案は多分通過しないで、事態を二全大會當時に返し、汪兆銘氏を執行委員長、閻錫山氏を國民革命軍總司令に推すといふことに落つくのではないかと思ふ。一黨專制打破が、政治問題として實現の可能性を生ずる爲めには、今回はまだ早い。一度左派の政府が出來て、それが又

うまく行かなくなつたときが、いよく一黨專制の破れる秋ではないかと思はれる。

蔣馮衝突の柳因絮果

一

二度の勤めといひたいが、實はもう三度も四度も書いたことのある、支那内亂の定石——それも私ひとりぎめのものだが、——を、本文の劈頭に壓紙としてチンと据ゑることをゆるしていたときたい。一九二八年の夏、北京、ではないもう北平になつてゐた。すなはち Peking である。一たい北平なら Peiping とあるべき筈なのだが、北京をそれ Peking と呼ぶものだから、^{チン}を一字緊縮して Peiping としてチョツピリ謙讓の美德を發揮したのが支那の郵便局の役人だつた。その北平の東興樓で、私は同僚數名とともにM氏の御馳走になつてゐた。なにしろ北伐が完成され、蔣介石、閻錫山、馮玉祥、李宗仁の四巨頭が北平に集まり、西山碧雲寺の孫文墓前に北伐完成の奉告祭が行はれた直後である。今までの因循姑息な、狡猾でさうして陰險な、腐敗しきつた支那人は一夜の間にならなくなつてしまつて、清淨潔白な、極樂淨土としての支那が残つたやうな錯覺を起させてゐたときである。一座の面々が口をきはめて革命を謳歌したことはいふまでもない。或者は蔣介石をた

へ、或者は馮玉祥の合流を賛し、身みづから革命の指導者を以て任ずるの概を示した人すらあつた。その中できはめて時勢にうとい、懐疑的な、もし支那人だつたら反革命の廉を以て間違ひなく銃殺に値ひしたであらうところの一人、すなはち私は、卒然としてM氏に向つてかう問ひかけたものだ。

『こんどはいよ／＼蔣馮の争ひですネ。』

この質問は、そのときの雰圍氣とは、およそそぐはないものであつた。效果的といへば、效果的でもあつた。M氏——いひ忘れたが氏はもと前記四巨頭中のひとりの顧問をしてゐた人で、このときは顧問ではないが友人として、支那語にはゆる帮忙の意味で來てゐたのである。——はちよつと色をなしたやうだつたが、『かういふ連中もまだあるのだ。蒙を啓いて置かねばなるまい。』と思ひ直したものと見え、微苦笑とともに次のやうに吐き棄てた。

『さういふ見方をする人もあるにはあります。のみならず支那の時局を判断する上に、最もいゝ鍵であり得たことも滿更ないとはいひません。しかし今度は、今度といふ今度は、どうもその鍵では解き得なからうと感ずるのです。相争ふ各政治的勢力を超越して、高く、あるものがかゝつてゐる目に見えないあるものが各派を左右し、争はせないやうに導いて行くものと信じます。』

その目に見えないあるもの、言ひ換へれば『支那内亂制動機』が何であるかは、M氏も説明の勞

を執られなかつたので、悟りの鈍い私には分らなかつたが、三日ほど経つたところで、『ハハア、それか例の三民主義とかいふものだナ。』と氣附いたのである。ところがその三民主義なるもの、私に取つてすこぶる苦手である。讀むことだけはよほど昔に讀んだことがある。社會主義のやうでもあり、民主主義のやうでもあり、とんと『難解の孫文』で、高閣に束ねた覺えがある。あの難かしい學問をよく理解し、それを内亂動機に使用するとは、まことに支那も進歩したものだと感心してしまつた。私はスツカリしよけてしまつた。白樺派の古い言葉でいふと、『參つてしまつた。』さうしたら急に里心がついたので、住み馴れた北平をあとに、鬼住み蛇のたくるてふ東京へ歸つて來た。それは一九二九年すなはち本年の一月だつた。さうして新聞社の支那技師をやりながら、昔馴染の連中と話しをして見ると、いづれも國民黨の宣傳に中毒してゐるらしく、國民政府の御家萬代を唱へること、北平東興樓でのM氏に同じく、私が蔣馮の對抗がどうのかうのといひ出すと、君は古いと一喝される始末。私の主張に共鳴して呉れる人としては、毎度支那新聞にその議論を譯載されて、『帝國主義の代辯者』と折紙つけられた半澤玉城氏くらゐなもので、その他私と同じ煩悶をいだいてゐる連中としては速水一孔老人や、松本鎗吉君くらゐなものだつた。近頃奇怪なのは蔣と馮とが争ふなどいひつて、世人の視聽を混亂させる向きがある、支那は國民政府の治下に於て、徐々に建設の歩を進めてゐる。此際かやうな浮説を傳播させるのは不届きである。——かうした御叱りをか

うむつたことも一度や二度はある。それに對して私はかう答へた。

『二十年も前のことだ。辛亥革命の起つたとき、私は上海で副島義一博士に會つてその支那革命觀を叩いた。博士曰く、支那の革命は一年や二年では駄目ですよ。まづ五十年はかゝりますネと私は副島博士の此言葉には、終始一貫佩服してゐる。どうです、辛亥革命から、もう廿年経つてゐるではありませんか。それで支那はアノさまです。約束の年限にはまだ三十年ありますよ。當分は内亂がつゞきます。私共北京仲間（北平仲間ぢやありません。）では、むかしよく『支那政局カルタ』をやつたものです。或は直隸派、或は安徽派、或は吳佩孚派、或は馮玉祥派、或は安福系、或は國民黨系といふやうな、澤山のカードをこしらへて置いて、無暗矢鱈にませ合せ、その二枚乃至三枚づゝを組み合わせ、ヤレこんどは段派と安徽派と研究系が喰附いたとか、吳佩孚派と直隸文人派とが聯絡したとか、勝手放題にキメてしまつたものだ。それである點まで支那の政局を説明し得たから面白い。支那の時局が少し騒がしくなると、支那の新聞紙上は謠言の洪水だ。ある一派の行動についても、まるで正反對な兩説が現はれる。ドツチが本當だか判らない。そんなときこの政局カルタで定める。當るも八卦當らぬも八卦さ。當つたらもうけ物、當らなかつたら、『何しろ支那のことは、謠言が多くて困る。』と挨拶すればそれで通つた。——これが支那内亂の定石です使つて御覽なさい。至極重寶な合鍵ですよ。』

一九三〇年以後はイザ知らず、一九二九年まではこの定石で立派に支那の時局が説明出來たから凄からう。

二

最近の支那政局を書けといふことだが、事の成るや一日にあらずで、最近の蔣派對反蔣聯盟の對峙は、一九二九年初頭からの引きつゞきであり、遡つていへば一九二八年夏、北伐完成時代からの連続フィルムなのだ、精々端折つて一九二九年の初めから説き起すことにする。その二月のある日のこと、私は例の支那政局カード十枚をつくり、『合せ物は離れ物』と呪文を唱へながら交ぜ合せて見たら、左のやうな組合が現はれた。

第一群 蔣介石派—閻錫山派—元老派—西山派—張學良派

第二群 馮玉祥派—左派國民黨

第三群 廣西派—右派國民黨

第四群 共產黨

潜行運動を專一にやつてゐる共產黨は、暫らく論外として、この當時の支那は第一黨蔣介石派、第二黨馮玉祥派、第三黨廣西派で天下を三分してゐたわけだつた。就中第一黨の旗頭蔣介石と聞え

しは、國民政府の主席として、大義名分の總本山にドツカと腰掛け、左に廣西派、右に馮玉祥と不即不離の關係を保ち、うまくやつてるなアと思はせたものだ。ところが三月十五日の第三次全國代表大會を前に控へて、少々雲行きが怪しくなつて來た。それは例の湖南事件が持上つたからだ。湖南省政府主席の魯滌平は、湖南の元老で兼ねて國民黨の元老派でも第一の椅子にすわる譚延闓の乾兒であるが、武漢地方に盤據してゐる廣西派は、その地盤を擴張し、若くは確實にする見地から、大した落度もないのに亂暴にも武漢政治分會（この頃までまだ政治分會なるものが存在してゐた。）の命令を以て魯滌平を逐ひ出してしまつた。譚元老眞赤になつて怒つて蒋介石のところへ苦情を持ち込む、蔣も中央の威信を無視したといふので怒り出す。約半歳間小康を保つてゐた政局が、この一舉でスツカリ破れてしまつた。それでもどうやら第三次全國代表大會（以下三全大會と略稱す）の開會までは破裂せずに濟んだ。廣西派の總帥である李濟深（廣東政治分會主席）も、黨の元老吳稚暉から、『おれが引受ける。』といふ、大久保彦左もどきの保障を得て、こはく／＼ながら出て來る。李濟深と相並んで廣西派の領袖である李宗仁も、『大したことはあるまい。』といふので上海に出て來る。この分ならうまく行く哩と思ひながら見てゐると、武漢にゐる胡宗鐸等廣西派の若武者原は、兩李（濟深、宗仁）の環境や態度に頓着なく、傍若無人に軍を進め出したので、蔣もいよく腹にする兼ねてゐた折も折、上海で莫大な武器密輸入の計畫が暴露し、それが廣西派の手に渡るもの

だと判明したので、蔣もいよく最後の決心をつけ、まづ矢庭に李濟深を湯山（南京附近の溫泉場）に幽閉するとともに、李宗仁に監視を附し、さて三全大會に附議して廣西派討伐令を發し、たゞちに軍事行動を開始するに至つた。

こゝでちよつと廣西派の説明をして置きたい。廣西派が何時頃新軍閥としての實力を結成したかは斷定に苦しむが、その名前がはじめて世人の耳朶を打つたのは、蒋介石が北伐の途に上つた一九二六年七月、李濟深（もと濟琛といつたが今濟深と改む。）が國民革命軍第四軍長として、蔣の留守總司令を命ぜられたときに在る。同時に李宗仁は第七軍長として出征し、湖南江西に轉戦して軍功をあげ、總司令部參謀長である白崇禧とともに、廣西派三尊と稱せられた。白もその後軍權を與へられ、浙江を攻略して功があり、廣西派の基礎やうやく固く、蒋介石派に對して隱然たる一敵國を成すに至つた。一九二七年、武漢政府と南京政府との對立時代には、廣西派はむしろ武漢政府に傾き、そのために同年八月蔣の下野を見るに至つたのである。蔣が國民革命軍總司令に復職するに際しては、廣西派は自己の地盤を侵さざらんことを條件としたと傳へられ、爾來武漢政治分會を根據として事ごとに蔣派に楯つき、北伐完成後は政治分會の廢止問題などで大分喰つてかゝつたものだ。胡漢民歸國後廣西派は胡と接近し（李濟深は右派の戴天仇とよく知り、廣東に於ける諸施設について戴のいふことをよく聽いた）、胡を楯として蔣派に當る氣配をすら示してゐた。かくて蔣派

と廣西派とは、いつか一度は衝突するものと思はれてゐたのであるが、湖南事件を動機として、案外早く衝突を見るに至つた次第である。

次に蔣の爪牙となつて、廣西派討伐令を協賛した三全大會のことを解説して置かう。一黨専制以黨治國を標榜する現在の支那に於いて、全國代表大會は支那の最高主權を代表する機關である。この重要な大會は、これまでに二度開かれた。第一回は一九二四年一月廣東に召集され、孫文主宰の下に、その前年採用した聯露容共（ロシアと結び共產黨を容納すること）を確認するとともに、張繼等右派の反對を押し切つて、ほとんど共產黨に近いところに来て國民黨を突進させてしまつた第二回大會は一九二六年一月開會、孫文病歿の後を承け、汪兆銘が中央執行委員長となり、なほ左派の全盛を示し、更に蔣介石が國民革命軍總司令として北伐の途に上り、武漢占領とともに同地に武漢政治分會が設けられるに及んで、同地は左派の巢窟と化し、ボロディンはじめ共產黨の活躍が盛んで、軍功を以て黨内の聲望を集めた蔣介石と相對立した。この頃から共產黨と國民黨との分離作用が始まり、共產黨及び左派は武漢政府に據り、蔣介石及び右派は南京政府を樹立したが、やがて共倒れとなり、汪蔣ともに失脚した。しかも共產黨は各地に於ける暴動のために人心を失ひ、北京政府の露國大使館搜索、南京政府の對露斷交によつて露國の支那に於ける勢力は一掃され、一九二八年三月の執監全體會議に於いて蔣介石國民革命軍總司令に復活し、爾後北伐と清黨とに銳意努

力した結果、六月に至つて北平にも青天白日旗が翻り、八月から十二月まで、胡漢民の歸國、國民政府改組、五院制採用、奉天の青天白日旗掲揚等の經過に依て、いよいよ第三次全國代表大會が開かれることになつたのである。すなはち三全大會なるものは、北伐完成後はじめての大會であり、蔣派が天下を取つてからの最初の大會であり、右派としてはこの大會を有利にリードして、政權を確保しなければならず、又久しく雌伏を餘儀なくされてゐた左派としては、これを機會に自派の進出を圖らなければならぬので、大會を前に控へて兩派の鬭争白熱化し、蔣派は、『全國代表大會の組織法、選舉法及び各地方の派すべき代表の人数は、中央執行委員會これを決定す。』といふ武器（國民黨黨章第二十七條）によつて代表の大部分を中央から指定する策戦を取り、左派では同派隨一の鬭將陳公博が上海に於いて驚嘆すべき宣傳力を發揮し、三民主義大同盟、中山主義實行會、中華革命黨等の左傾的小黨を簇生せしめ、これらと提携して現中央執行委員の職權停止を叫び、全國黨員の七割を占むる左派青年黨員の力を以て、國民黨改組の目的を貫徹せよと豪語しつゝあつたが、つひにこれが開會を阻止することが出來ず、わづかに汪兆銘、陳公博、顧孟餘、恩克巴圖、柏文蔚、何香凝（廖仲愷未亡人）、王法勤、白雲梯、王樂平、朱霽青、陳樹人、陳璧君（汪兆銘夫人）、郭春濤、潘雲超等十四人の連名を以て、『中國國民黨中央執監委員の最近の黨務政治に関する宣言』なるものを發表しただけでこの記念すべき大會を見送つた。右宣言の要領は左の通りであ

る。

今回中央の決定した全國代表大會選舉法及び各地代表產生法は、本黨の官僚化を促成し、民衆を絶望に導くものであり、本黨民主制度の精神を蹂躪するものでもあり、段祺瑞の善後會議に類するものである。中央は少數人の私意を以て、黨員と民衆の公意を蹂躪し言を飾つて共產黨防壓といつてゐるが、これは北洋派の軍閥が國民革命を取扱つたと同一の趣旨に出でゐる。吾人は此種の大會を承認することは出来ぬ。

この宣言を輕視してはいけない。これが實に今日までの反蔣運動の指導原理になつてゐるのだから。

かうした経緯を経て開かれた三全大會が、(一)蔣派、右派國民黨の領袖を中央委員に選舉し、(二)廣西派討伐令を協賛し、(三)改組派の陳公博、甘乃光の黨籍永久削除、顧孟餘の三年間黨籍削除、汪兆銘への書面による警告を決議したことは、當然過ぎるほど當然な成行きである。蔣派は勝つた。その勝利たるや、御用代表だけを集めた大會でありながら、その御用代表が、『曹錕の賄選國會以上だ。』と罵つたほど峻烈な言論壓迫下に於いて、辛うじて獲られた勝利だといふことは、記憶して置かなければならぬ。

少し横道に外れた。本筋に歸つて蔣派對廣西派の抗争は、しかしアツ氣ないほどの早さで廣西派の敗北となつた。李濟深は監禁される、李宗仁は監視される、さうして白崇禧は、北支那で一地盤を獲得すべく豫期されてゐた白は、自分の知らぬ間に部下を唐生智に斬り崩され、身を以て大連に遁れるといふ醜態を曝露してゐる。肝心の三尊がこの始末で、アトの若殿原だけでは到底蔣との合戦覺束ない。それでは他派との折合ひはどうかといふに、閻錫山派とは勿論よくなく(白の逃げ出しは閻派の壓迫によることが多い)張學良派は歴史的に山西派とはいへただけでなく、白崇禧が『滿洲に行きたい。』を口癖にしてゐた關係上、廣西派の没落を喜びこそすれ、決して悲しむはしない。たゞ一ツ馮玉祥派とは、多少聯絡の可能性があり、事實一時右兩派談合成立の噂もあつたが、これも結局後に述べる原因によつて蔣派に傾いたため、廣西派は全くの一人ボツチで當時日の出の蔣介石と戦はねばならなかつたのだ。案の通りの大敗北。まだしも李宗仁、白崇禧、黃紹雄等が、いつの間にか廣西に潜行し、今日なほ『舊廣西派』と呼ばれて廣東を窺ふだけの勢力を保持し得たのがもうけ物といふところだらう。

蔣派と廣西派との抗争に際して、馮玉祥は何故廣西派に加擔しなかつたか。その理由を少し書か

う。廣西派との戦争が避け難いとなると、蔣として一等氣にかゝるのは馮の態度である。馮がもし廣西派に加擔するとなると大變だといふので、蔣は馬福祥、邵力子の二人を馮のところへやつて、協力して廣西派討伐に當らねたいこと、成功の上は湖北省政府主席を馮の方から出すこと、濟南事件を速かに解決して山東を約束通り馮に與へることの三條件を提出した。馮としてはこれだけの好餌があれば蔣のいふことを聽いても差支へないので承諾し、部下隨一の猛將韓復榘を河南湖北の境なる武勝關に出動させたものである。蔣は馬邵二人の復命を聞いて安心し、自から馬を江西に進めて戦を督した結果が、アツ氣なく廣西派の敗北に歸したのは上述の通りである。こゝで蔣が馮との約束通りに、湖北と山東とを馮に與へたら問題はなかつたらうが、咽喉元過ぐれば熱さを忘れるで彼は急に湖北と山東が惜しくなつたのである。そこで湖北へは北平にゐる蔣派の探題何成濬を主席に任じ、その實何は到底北平を動くわけには行かないので、方本仁を代理主席にすることとし、馮には一指をも染めさせず、たゞ濟南事件解決によつて、支那で接收することになつた山東の半分だけ（濟南から張店まで）を馮に與へるといひ出したものだ。これは随分無理な言分だ。といふのは山東を馮にやるといふ約束は、蔣派對廣西派の抗争を機としてはじめて結ばれたものでない。實に一九二八年二三月頃からの約束であるのだ。元來北伐完成前、馮は北京天津地方をねらつてゐて、密使を北京外交團に出したりなどしたものだ。蔣は同地方が馮の手に歸するのを恐れ、山西の閻

錫山を説服し、閻が同地方を取つてしまつた。馮は大いに怒つて蔣にネヂ込んだところが、蔣はアタには山東を差上げるといふ。馮は、ではさういふことにしようといふので泰安地方に部下を出し石敬亭を山東省政府主席代理にして（これは後に孫良誠と更代した）、濟南事件が片附いたらたゞちに乗入らまうと、用意をさ／＼怠りなかつた。山東が馮のものになる事は、かくて天下周知の事實であり、アレだけ苦勞したのだから、山東位はやつてよからうと、世間の誰もが是認してゐた馮が約一箇年の間、嫌ひな蔣と調子を合せ、自から軍政部長になつたりして、蔣の御機嫌を取つて隠忍したのは、全く山東が欲しいためであつた。ところが廣西派がベタ／＼とつぶれてしまふと、蔣はさきの公約をオクビにも出さず、日本人の残して行つたきび團子、一ツはやれぬ半分やろで、濟南張店だけを君にやるといふのだ。馮たるもの、もはや勘忍袋の緒をきる筈である。馮が山東を欲しがるのは、すなはち青島といふ海港が欲しいのだ。青島を含まない山東は、——犬にでも呉れてしまへ。と馮が言つたかどうかは知らぬが、彼の心事はまさにこんなところだつたらう。彼はギリ／＼齒をかみしめつゝ、機會を窺つてゐたが、五月に入つて廣西派が再擡頭し、アハヤ廣東に迫らうとしてゐたのを好機とし、同月十六日附を以て馮部下の將領孫良誠、韓復榘等の連名で次のやうな討蔣通電を發表した。

我等は五十萬の武装同志を代表し、護黨救國軍を組織し、蔣介石の罪を公表し、これを討伐す

るものである。蔣が國民黨の叛賊で、全國の公敵である理由は左の通りである。

(一) 違法的に第三次全國代表大會を召集したこと。

(二) 黨制を混亂させたこと。

(三) 人民を壓迫し專制を行つたこと。

(四) 外國に媚び賣國的行爲あること。

(五) 匪賊を援助したこと。

(六) 災害地に送る食糧を差押へたこと。

(七) 軍隊を恣まに移動させたこと。

これが爾來今日に至るまで結んで解けない蔣馮抗爭の發端である。

四

馮の宣戰に對して蔣が待つてましたと應じたことは勿論である。馮の逮捕令、黨籍削除に引きつゞき、友好各派との聯絡、馮部下の斬り崩しに全力を注いだ、この第一期蔣馮戰は、蔣派對廣西派の戰以上にアツ氣なく終局を告げた。その唯一の原因は馮部下隨一の猛將韓復榘が、蔣に買収されて反馮を宣し、馮軍の兵力二十七萬を、一舉にして二十萬以下に滅殺させた一事に在る。この韓

復榘といふ男は、河南省政府の主席であり、小馮玉祥といはれた豪の者で、鹿鐘麟や張之江等が、或は政治家になり、或は病人になつたりして軍隊を統率しなくなつてからは、馮部下隨一の猛將と謳はれてゐた蔣馮衝突の曉には、隨分手ゴツクやることだらうと噂されてゐたのに、案外にも馮に煮湯を飲ませてしまつた。馮に取つてこれほど意外なことはなかつた。このときほど立場に窮したことは、もともと荊棘の路ばかり歩いて來た彼ではあるけれども、流石にちよつとなかつた。ところが彼のこの窮況を救ふべく、突如として閻錫山の和平提議が現はれた。有名な閻の『發心電報』は五月二十二日附で、兵權を釋いて中央に返し、一緒に外遊しようではないか。といつて内政に對し無關心であれといふのではなく、手に大兵を擁したまゝいふのでは穩當でない嫌ひがあるから、素手になつていふのではないか。屠刀を放下すれば立地に成佛せんと古人もいつてゐるではないか。といふ意味だつた。閻がかやうな電報を發したことは、ちよつと見ると閻の主動のやうに見えるが、支那流に考察すれば、これ亦馮の運動の成功である。これより先、對蔣戰に發途するに當つて、馮は閻に背後を脅かされる事を恐れ、説客を山西に遣はして閻との間に不侵犯同盟を結ばうとしたが閻もこれには同感であつた。何となれば馮と戰ふとすれば、閻は折角かち得た北平天津地方の地盤を東三省に渡さねばならず、渡すとすれば現に同地方に據つてゐる商震等をどうするかといふ難問を生じる。成るべくなら馮と戰爭しないで、極力現状を維持したい。尤も馮の勢力を根絶するこ

とが出来らるなら、彼とて必ずしも消極一點張りでもなからうが、馮が剋服しがたい存在であることは、誰よりも彼が一等よく知つてゐる。さてこそ例の『發心電報』を出して、『戦争はイヤだ。馮と一緒に外遊する。』と聲明したわけである。馮が勝てば、別に聲明する必要もなかつた不侵犯同盟成立の證文を、馮が負けたためやむなく明るみへ持出した形である。これまで蔣派と見られてゐた閻派の正體が、こゝにはじめて白日の下に出て來たのである。味方と思つてゐたものが、實は恐るべき敵だつたのだ。第一期蔣馮戰は、形に於いて蔣の勝であるが、馮閻の結束を天下に公表した點に於いて、見様によつては馮の勝である。蔣が馮の逮捕令を取消し（六月二十五日附）、蔣馮閻三人三様の立場からの通電を發表し（六月二十四日附）、更に六月下旬から七月十一日に亘つて蔣、閻、張（學良）、馮（馬福祥代理）、北平會議を開いて一切の善後策を講じたのも、決して戰勝者の態度ではなかつた。

第一期蔣馮戰以後、九月までの間は、訓政時期施政綱領草案の發表（七月二十三日）、國軍編遣實施會議の開會（八月一日―六日）、などがあり、表面小康の姿を呈してゐたが、何ぞはからんこの時期こそ、大規模の反蔣聯盟の結成期であつたのである。今そのフアクターを擧ぐれば左の通りである。

(一)馮玉祥派 韓復榘の裏切りによつて出鼻をくぢかれた馮玉祥は、しかし大して落膽しなくともよかつた。韓その人が不人氣なため、一旦韓に喰附いて馮から離れた軍隊も、徐々に馮の方へ歸つて來て、實力としては左まで損じてゐない。韓は河南の隅にクスボツてゐて、積極的に馮にかゝつて行くやうな意圖もなし、結局蔣から金を引き出したといふに過ぎない。かくて馮派が反蔣聯盟の中堅となるのは當然の約束である。

(二)閻錫山派 第一期蔣馮戰の結果、馮の不侵犯條約成立を明るみに出した閻は、ズル／＼に反蔣聯盟の盟主にかつぎ出されさうな地位に引きすり込まれてゐる。自から出馬して戦争をやるやうなことは、今日までなかつたし、今後も恐らくないだらうが、反蔣聯盟が成功すれば、黙つてかゝつぎ上げられるくらの覺悟はある。

(三)廣西派 李宗仁、白崇禧、黃紹雄等の舊廣西派と、俞作柏、李明瑞、楊騰輝等の新廣西派との妥協が成立し、廣東攻撃を目標として立つ準備が成つた。

(四)改組派 汪兆銘、陳公博等で、例の三全大會を否認した連中である。反蔣各派に指導原理を與へる役目を持つてゐる。汪兆銘はまだ國には歸つてゐないやうで、實際の指導者は陳公博である。

(五)西山派 國民黨最右派である。このうち張繼は現政府に入つてゐるが、他の居正、鄒魯、

許崇智等は南方に於いて暗中飛躍をやつてゐる。

(六)安福派 段祺瑞をかつぎ出して反蔣聯盟の盟主にしやうと、例の姚震等が大分活躍した。この派は大體に於いて閻錫山をアテにして居り、眞意は張學良を東三省から追ひ出して段をその後に入れようといふに在るらしい。

(七)張學良派 東三省を持つてゐる國民政府と不即不離の關係を保つてゐるが、露國との間の繫争案件で、利害關係上至急に解決を要する東支鐵道問題に關し、國民政府が種々干渉するのを不快とし、又黨勢力の侵入を恐れ、且歴史的に山西といふので、大體閻錫山のする通りに喰附いて行くといふ三ツの理由から、則蔣的傾向を見せてゐる。少くとも局外中立である。

かうして徐々に機會の來るのをねらつてゐるが、九月中旬宜昌に駐屯してゐた左派軍隊、すなはち蔣に取つて傍系軍隊である張發奎軍(第四師)の隴海線移駐を命令したことが原因となり、つひに爆發を見るに至つた。張發奎はかつて共產軍と稱せられた事あり、隠れもなき左派軍隊で、鐵軍と綽名された強い軍隊である。ここに到つて張は廣西派の李明瑞、楊騰輝、馮玉祥派の孫良誠、宋哲元、劉郁芬等との連名で通電を發し、

(一)宋子文(財政部長)の手で發行された公債は、今日までに四億四百萬元に達するが、その用途發表されず、軍政費は全部頭をハネられてゐる。

(二)何成濬、宋子文、張群、陳果夫、劉紀文等蔣介石左右の姦賊は、革命を看板に私腹を肥すに汲々とし濫りに誅求を行つて中央と地方との感情を悪化せしめた。

(三)中央は外交に就て條約改訂に努めてゐるが、その實條約は改訂されず人民の信用を失つた。といふ三理由を擧げて蔣介石に反對し、汪兆銘の歸國して政權及び黨權を主持せんことを希望する旨を發表し、自分は軍を率ゐる廣西に入ることにした。張の通電を導火線とし、香港でも九月二十四日附で改組派の討蔣宣言が發表された。その要領は左の通りである。

蔣中正は專制にならひ私利をはかり、内國民黨の紛争を開き、外帝國主義及び反動勢力を率ゐる自己の地位を堅め、群小を召集して政權を把持し、民衆を欺き、己に反對するものを排除した。同志は全力を擧げて之と抗争すること二年に及んだが、蔣は毫も省みるところなく、專制の野心賣黨の陰謀、賣國の行爲募る一方である。國民黨第二次中央執監委員會は左の如く宣言する。

(一)中國國民黨第二次中央執行委員會の職權を恢復し、國民政府を改組する。

(二)眞正の第三次全國代表大會を召集し、革命政策を樹立する。

(三)偽りの第三次全國代表大會(本年三月南京で開會せるもの)以後の一切の命令決議案を否認する。

(四)蔣政府が自己の利益のために行つた國家の利權の賣渡し、一切の秘密條件等を否認する。

(五) 蔣政府が内戦のために発行した編遣庫券七千萬元に反対する。

これに次いで十月十日馮玉祥派も對蔣宣言を發した。孫良誠以下馮軍將領二十一名署名し、二全大會以後の全體會議及び執監會議を否認し、第二次中央執行委員の名を以て馮玉祥を討蔣第一路總指揮に任ずる旨を聲明してゐる。

第二期蔣馮戦はかくの如くにして開始されたが、軍費の調達に成功した蔣介石が河南に出馬して督戦した結果、十一月中旬孫良誠はモロクも登封臨汝の線に敗れ、洛陽を指して退却し、アツ氣なくも南軍の勝利となつて一先づ幕を閉じた。しかも勝つた蔣介石が倉皇として南京に歸つたのはどういふわけか。けだし、蔣の最後の根據地である廣東危しの報に接したからである。北伐南征席あたままるにいとまなしで、蔣の苦境は氣の毒といへば氣の毒である。

五

かうまで不人氣では、蔣も早晚下野没落を餘儀なくされるであらう。その後を承けるのは閻か、汪か、それとも馮か。誰がなるにしても又叩き落されるにきまつてゐる。支那といふ國は、誰かひとり傑出すると、寄つてたかつて叩きつぶすといふ國柄だからである。もう何年かこんなことで過ぎるだらう。だがアセルには及ばない。お約束の支那革命五十年には、まだ三十年の歲月があるの

だから。

反蔣運動は何故鎮まつたか

『危い、危い、こんどこそは』と見物人に手に汗を握らせた蔣介石氏が、南京の劍ヶ峯にデツと踏みこたへたことは本年掉尾のいゝ見物だつた。反蔣運動の聲ばかり大きくて、内部の統一がサツパリ取れてゐなかつたことが、蔣氏の跳ね返しの最大な原因であることは勿論である。北平に善後會議を開いて國是を決し、場合に依つては段祺瑞氏を臨時政府の首領に引張り出してもいゝとする閻錫山氏一派と、蔣介石氏——國民政府——三全大會の三位一體を否認して、一切の事態を民國十五年一月の二全大會當時にまで引戻さうとする汪兆銘氏等の改組派と、他人目にもあまりに懸隔があり過ぎた。それにしても汪兆銘氏等が何等の實力を有せず、單に口舌を以てのみかうした主張をしてゐるのだつたら、まだしもやり易い。ところが生憎改組派にもチョツピリ實力があつた。即ち南では俞作相氏等の新廣西派眞向から汪氏迎立を叫んだし、北は北で唐生智氏が、二全大會を母題とする中央執監委員(即ち汪兆銘氏等)の命によつて、護黨救國軍第何路總司令に就任するのだと正面を切つてゐる始末。『自分から、軍資金を引出してゐながら』と、閻氏が唐氏を快く思はないのは當然だ。

だが蔣氏との戦ひが順調に行けば閻氏も態度を變へる必要はなかつた。一度勝つて全局面を把握してしまへば理窟はどうでも着く。武人の常として閻氏もかう一應は思つたに相違ない。併し河南に於ける蔣、馮兩軍の衝突は、孫良誠氏等の八百長でアツ氣なくケリがつく（孫氏が蔣氏から軍費をセシメて退却したことは公然の秘密で河南の戦争では兩軍殆ど死傷がなかつたのださうだ）、山東の陳調元氏等も蔣氏からの金ぐつわで一向動かうとしない。閻氏としては全く立場に窮して來た。その焦燥状態に乗じて蔣氏からの甘いさゝやきを閻氏の耳につぶやいた者がゐる。——趙戴文氏だ。趙氏は元來閻氏の乾兒だ。そして閻氏を代表して南京で内政部長をやつてゐる男だ。その人が反蔣運動の勃發當時、逸早く蔣氏の命を奉じて、閻氏口説き落しの爲めに太原に向つたことは、讀者の記憶にも存してゐるだらうが、其後氏の消息はバツタリ絶へてゐた。

『何をしてゐるのだらう。元來は閻氏の乾兒だ。ミイラ取りのミイラだつたらう』と一般には冷笑されてゐたわけだが、反蔣運動の中だるみに乗じて、趙氏の遊説は徐々に功を奏して來た。

『蔣氏は、自分の下野は差支へない。併し自分の後には、下手をすると汪兆銘君が出て來ますよ。汪君は共産黨ではないでせうが、私よりは大分左傾してゐる。あなたが汪氏と合作出来るかどうか又それがあなたに取つて有利かどうか。よく考へていたゞきたい。といつてゐます。私の考へては矢張り蔣氏と合作し、黄河以北の支配權を握り、幾分の財政的援助をも受け、一先づ局面を收

拾した方が賢明だと思ひます。』

趙氏はかうもいつたらう。一氣に蔣氏をつぶす事が出来なければ閻氏としてはこの進言を容れる外はない。觀念した閻氏は、豫て張學良氏と連名で出す準備を整へてゐた討蔣内容の通電を、漠然たる和平通電に改めると共に、將來蔣氏との協定なくしては、汪兆銘氏と合作しないと一札を入れ、その代償として黄河以北の支配權を受け、一千二百五十萬元の金を受取つたといふ。その使途は確でないが閻派で六百萬、馮氏に三百萬、孫良誠氏等西北軍將領が三百五十萬、といふことにすれば三方四方圓く納まる筋合ひである。

地獄の沙汰も金次第。支那の戦争も金、金、金である。それにしてもかやうな巨額の金を、蔣氏はどこから引出して來たか。蔣氏が萬一の際を豫想して五千萬元の金を某國銀行に預金してあつたことは、どこからとなく聞えてゐた。『脊に腹はかへられぬ。』南京童はかう轉つてゐる。

年表

一月

- 二日 青天白日旗掲揚後の最初の東三省政府委員任命さる。
- 三日 佛支、西支兩條約公表。
- 五日 南京に編遣會議開かる◇前北京政府國務總理汪大燮氏死す。
- 十日 張學良氏、楊宇霆、常蔭槐兩氏を銃殺す。
- 十一日 英國政府駐英支那公使施肇基氏にアグレマンを發す。
- 十七日 北平市長何基鞏氏、北平政治分會に公使館區域回收を建議す◇南京編遣會議に於いて國民軍編遣大綱決定す。
- 十八日 日支關稅公文南京に於いて交換を了す。
- 十九日 梁啓超氏死す。
- 二十四日 芳澤駐支公使、國民政府主席蔣介石氏と會見し日支懸案交渉を開始す。
- 二十五日 佛支條約改訂交渉佛國駐支公使マルテル氏と王正廷氏との間に開始さる。

59
255

- 二十八日 梅花を以て支那の國花とするに決定◇矢田上海總領事に突如歸朝命令發せらる◇鄒謙氏死す。
- 三十日 日支關稅公文樞密院にて可決さる。
- 三十一日 岡本領事より日支關稅公文效力發生の旨國民政府へ通知す。

二月

- 一日 支那新國稅率實施。
- 四日 芳澤王兩氏の會見に依り濟南事件略々解決との報あり。
- 十九日 大連に離伏中の張宗昌氏山東に向ふ◇北平公使館區域巡捕罷業。

三月

- 三日 蔣介石氏、廣西派に對し魯滌平氏の湖南省政府主席復職、湖南に侵入せる武漢軍撤退を嚴命。
- 十五日 第三次全國代表大會南京に開かる。
- 二十一日 廣西派領袖李濟深氏陽山に幽閉さる◇武漢討伐令を發す。
- 二十四日 濟南事件假調印。

二十八日 濟南事件調印、交換公文發表さる。
二十九日 蔣介石氏武漢討伐の爲九江に入る◇對廣西派關係に關し閻錫山氏中央擁護を通電す。

四月

一日 南京漢口兩事件交渉開始。
三日 南京軍漢口入城。
五日 蔣氏漢口に入る。
十六日 南京漢口兩事件假調印◇南京を首都と改稱。
十九日 對支武器輸出禁止協定解除の件北平公使團會議にて可決さる◇沙市に於いて日清汽船涪陵丸砲撃さる。
二十日 國民政府、人權保障令を發布す、變相的排日取締令なり。
二十七日 日支條約廢棄善後覺書交換を了す◇英米佛蘭諾伯六國に對する法權撤廢公文發表せらる。

五月

二日 南京漢口兩事件解決公文交換◇帝國海軍、國民政府に對する儀禮を復活す。

四日 張宗昌氏山東に敗れ亡命門司に到る。
五日 濟南引渡し開始。
六日 南京漢口兩事件公文發表。
八日 臨時法院回收照會發せらる。
十五日 蔣馮兩軍湖北武勝關にて衝突の報
十六日 孫良誠等馮軍將領討蔣通電を發す。
二十二日 日支通商條約案準備の爲外務其他七省の首腦會議開かる。
二十三日 馮軍の首將韓復榘中央服従を聲明す。
二十七日 哈爾賓支那官憲、露國總領事館を搜索し館員を拘禁す。
二十八日 孫文靈樞南京に着く。

六月

一日 孫文靈樞奉安祭南京に於いて舉行。
三日 芳澤駐支公使、國民政府主席蔣介石氏に國書を捧呈す、獨伊兩國も同日國書捧呈。
十八日 第二次執監全體會議宣言發表。

二十四日 時局に關する蔣馮閻三氏の各別の通電發表され政局一段落を告ぐ。
三十日 閻錫山氏北平に入り蔣氏と會見。

七月

六日 漢口車夫事件解決。
九日 蔣閻張(學良)北平會議。
十日 支那、武力を以て東支鐵道を回收す。
十一日 東鐵督辦呂榮寰氏聲明書を發し支那の立場を辨護す。
十三日 露國、東鐵問題に關し最後の通牒を發す。
十六日 支那回答を發す。
十七日 露國、支那と斷交。
十九日 不戰條約を楯に米國、露支兩國の注意を喚起す。
二十日 支那、對外宣言を發す。
三十日 メリニコフ、蔡運升會見。

八月

二日 勞農外務人民委員會、露支交渉に關し聲明。
八日 佛支南京事件賠償金支拂完了。
十日 閻錫山氏山西省政府主席辭任許可、商震氏後任となる。
十二日 治外法權撤廢照會に對する十日附米國回答南京に到着。
二十四日 張繼氏日本へ向けて上海を出發。

九月

四日 八月十三日附英國の對支法權回答發表。
七日 中央黨部の反日運動續行密令に關し重光上海總領事より抗議。
九日 天津白耳義租界回收に關する白支協定發表。
十一日 國民政府の浦口軍用倉庫燒く。
十二日 第二次治外法權撤廢照會發表。

二十日 獨立を宣言せる第四師長張發奎氏を免職し查辦に附す。
二十一日 改組派首領汪兆銘氏香港に歸着との報。
二十四日 汪兆銘氏等の三全大會否認宣言。

十月

七日 駐支公使左分利貞男氏國民政府主席蔣介石氏に國書を捧呈す。
十日 孫良誠等馮軍將領討蔣通電を發す。
十八日 蕪湖に兵變起る。
二十八日 太平洋問題調査會大都會京都に於いて開催さる。蔣氏戰線に向ふ。

十一月

九日 太平洋問題調査會大都會終る。駐支米國公使マクモレイ氏の後任にネルソン・ヂヨンソン氏任命さる。
十五日 鎮江英租界支那に還附さる。
十七日 蔣軍登封臨汝占領戰局決す。

十九日 洛陽陷落。
二十日 露國、滿洲里保障占領をなす。
二十四日 露軍海擔爾占領。
二十九日 佐分利駐支公使自殺。

十二月

二日 米英佛三國露支兩國に注意喚起。
三日 浦口の石友三軍反蔣。露奉豫備交渉議定書ニコリスクにて調印。
二十一日 閩錫山張學良和平通電。許崇智等西山派逮捕令。
二十二日 露奉議定書ハバロフスクにて調印。
二十七日 一九三〇年一月一日より治外法權撤廢の件中央政治會議にて可決。
二十八日 法權撤廢宣言發表。

東亞研究會の目的及事業

本會は東亞特に支那に關し各方面専門家の研究の結果を我國民に周知せしむるを以て目的と爲す

本會は右の目的を達せんが爲に小冊子東亞研究講座其他の圖書の編輯刊行及講演會講習會等の開催を爲し尙漸次簡易圖書館並に研究所の設置を爲すものとす

東京府池袋一二五八番地

會員募集

東亞研究會

東亞研究會既刊書目録

- 水野 梅曉著 漢民族の形成せる社會的特調に就て(十錢)
- 後藤朝太郎著 支那視察旅行の改善(十錢)
- 吉田 虎雄著 對支ドウズ案と關稅特別會議(十錢)
- 中山久四郎著 支那の五族共和(二十錢)
- 小川 節著 支那の排外運動と門戶開放(十五錢)
- 石田幹之助著 歐米支那學界現況一斑(二十五錢)
- 鹽谷 溫著 元の雜劇に就て(三十錢)
- 大村 西崖著 支那の書畫骨董(三十錢)
- 木村増太郎著 支那を如何にすべきか(十錢)
- 長野 朗著 支那勞働運動の現狀(十五錢)
- 笹川 潔著 武昌滄桑記(二十錢)
- 後藤朝太郎著 武漢三鎮游記(二十錢)
- 速水 一孔著 支那の硯に就て(三十錢)
- 田邊 尙雄著 現代支那の音樂(三十錢)
- 水野 梅曉著 孫文の提唱せる三民主義の梗概(二十錢)
- 井上 紅梅著 支那料理の見方(二十五錢)
- 井上 紅梅著 支那人の金錢慾(十五錢)
- 小森 忍著 支那古陶磁の話(十五錢)

送料は本會負擔

- 安岡 正篤著 自然と支那文學(二十五錢)
- 澤村 幸夫著 支那農民の生活(二十錢)
- 上田 恭輔著 支那の外國借款鐵道の現狀(十錢)
- 中山久 四郎著 支那語中の西洋語(二十錢)
- 中尾 萬三著 漢樂の話(二十錢)
- 淺野 利三著 支那南方思想の發達(二十錢)
- 上田 恭輔著 清朝時代の滿洲より現狀まで(十五錢)
- 朱 北樵著 支那服に就て(二十五錢)
- 武内 文彬著 支那貿易の現狀(二十錢)
- 藤原 茂樹著 麻雀の話(二十五錢)
- 金原 省吾著 唐代の繪畫(二十錢)
- 井上 紅現著 支那人の迷信(三十錢)
- 岡野 一朗著 支那の産業革命と新經濟政策(二十錢)
- 澤村 幸夫著 支那漫談(十五錢)
- 本會は雜誌「支那」に登載せるものなり
- 三島 泰雄著 日米支の無線問題(二十錢)
- 田中 忠夫著 支那の士大夫階級(二十錢)
- 長澤 規矩也共 現代北支那の見世物(三十錢)
- 智原 喜太郎編

東京府池袋一二五八

東亞研究會

振替口座東京五八九二九番

590
255

定價十六錢

昭和五年二月十日印刷
昭和五年二月十三日發行

著者 榛原茂樹

發行者 東京府池袋一二五八

磯部榮一

印刷者 東京市小石川區西古川町二四

渡邊一郎

印刷所 東京市小石川區西古川町二四

中外印刷株式會社

東京府池袋一二五八

發行所 東亞研究會

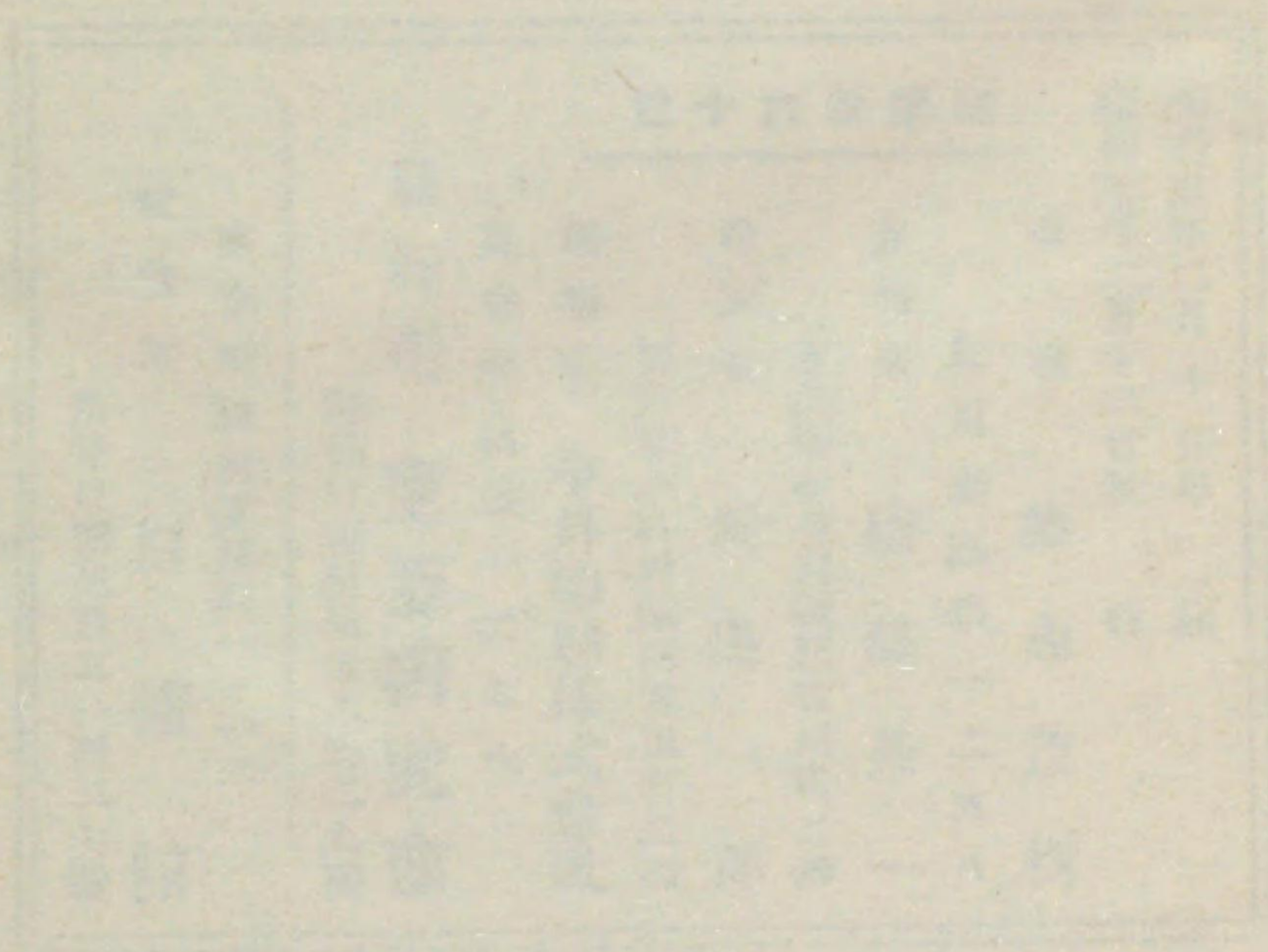
振替口座東京五八九二九番

東京市神田區錦町一ノ一二

發賣所 自彊館

振替口座東京三一四三七番

590
255



590
255

